

當時コソ王威モ無下ニ輕クアシアセ

(二四、四二、オ)

是ヨリ嶋ノ方ハ皆淺クハソト教ヘテ歸ニケリ

(五、六、一、ウ)

是ニ付テモ世中アチキナクハハ親ニ先立テ後生ヲ助給ヘトコソ天道ニハ

祈申ハヘ

(二、五、七、オ)

又シテにつゝくるものあり。

入道立腹ノ人ノ習心アコトニ淺クシテ袖カキ合セテサメ〜トソ泣給ケル

(二、六、二、オ)

屋嶋ニハ浦吹風モハケシクシテ磯越ス浪モ高ケレハ兵ノ責來事モ無シ

(五、六、三、オ)

又テにつゝくるものあり。

猶オホツカナクテコソコ、ニハ逗留シテハ

(六、三、五、オ)

今日〜ト宣フ程ニ内侍モサスカ振捨カタクテ都近ク參ニケリ(六、五、六、ウ)

從僧トヲマシクテ若僧二人アリ

(二、六、五、ウ)

判官入道モ是ヲ見テ余ニ悲クテ墨染ノ袖モ絞アヘス

(二、六、二、オ)

次にはその形容詞單獨にては、主語の説明をなすこと能はずといへども、次なる用言と相合してその説明を全くする性質のものあり。

眺望余所ニ勝テ四方遠ク晴タルカ故ニ四明山トモ名クトカヤ

(二、六、七、ウ)

此少納言モ目出、相人トコソ聞ニシニ惡ク奉相タリケルトソ人申ケル

(二、七、ウ)

入道相國生靈死靈共ニ輕カラスヲトロ〜シク聞給ケレハ宥ラルヘキ由ノ

御政有ヘシト計申ル

(二、六、七、ウ)

此大納言ハ大福長者ナリケル上ニ世ノ大事スル人ニテホトナクキラ〜シ

ク造出テ目出カリケリ

(二、六、六、ウ)

又「ス」につけて相合して動詞の如くに用ゐるものあり。

常帝寵愛甚ク天下ノ重クシ奉事降雨ノ草木ヲ靡スカ如シ

(四、七、ウ)

修學ノ窓ヲ閉テ坐禪ノ床モ空クセリ

(二、二、七、ウ)

これらの類のうち次の如くに「格補語」を作へるもの頗多し

入道ハユ、シクシタリト被感ケリ

(二、四、九、オ)

契ヲ深シテ命ヲ淺クス

(六、三、一、ウ)

入道ハ是ヲ見給テ子ナカラモ内ニハ五戒ヲ持テ慈悲ヲ先トシ外ニハ五常ヲ

ミタラス礼義ヲ正クシ給フ臣ナリケレハ腹巻ヲ着テ相向ハン事面ハユクヤ被

思ケン

(二、六、四、ウ)

修飾格に立てるものゝ例は次の如し。

此才誠ニ下庸ノ不覺ノ程リナレハ不及力何ナル目ヲカミムスラムトアヘナ



ク後悔無益テハ

(三六四ウ)

武士共ノイツトナク待居タルランモ心ナシ

(三六六オ)

吾ハ此水ノ底ニ多ク年月ヲスコスト云トモ未タカ、ル目出キ御事ヲハ不承

(三六九オ)

佛ノ重ク誠給フハ即是也

(三六五オ)

廣綱ヲ御坪ニ召テ合戦ノ次第委ク御尋アリ

(三六四オ)

カ、ル靈地ナレハ四明三井ニモアサテ思召サレケレハ事故ナク逢サセ給ニケリ

(三六六オ)

淨海大明神權現ヲ深ク崇敬シ奉ル

(三六七オ)

内大臣此ノ氣色ヲ見給テ穴口惜入道殿ニハ能ク天狗付タリケリトウトマシクソ被思ケル

(三六四オ)

源氏イミシク都へ入テハトモ誰ヲカ渡ミハヘキ

(三六六ウ)

州崎ハ松キヒシク生ツ、キテ嵐枝咽松ノヒ、キ波ノ音何レモツキカタシ

(三六九オ)

アヘナクモ重盛ニ後レヌル事九一人カ歎ノミニアラス

(三六八オ)

賢クソトク御船ヲ出シテトソ人々云合ケル

(三六五ウ)

又これを名詞の如くに使用せるものあり。

此左衛門佐ト申女房ハ若クヨ、法皇 御母儀待賢門院ニハソレケルカ品イ  
ミシキ人ニテハナカリケレトモ心サカシウシテ一生不犯ノ女房ニテオハ  
シケレハ

(二六四ウ)

彼貞能ハ少クヨリ我ニ志深テ不便ニ存ハ

(三六八ウ)

又これにて語を中止し、述語の地位に立たしむるものあり。その例

我年ノ積ルヲハシラス人トナリ給ハン事ヲノミ思テ夜ノ明ヲモ日ノ晩ルヲ  
モ心本ナクテ廿一年ヲ送リヲ、シ立奉テ院内へ参リ給テモ遅モ出給へハ脊懸  
クトモ思奉リツルニコハイツクヘオハシマスヘキンヤ

(三六三ウ)

上の如き場合にして係助詞を伴へるものあり。

中將ウレシクモトテ

(三六八ウ)

命アラハ又モ奉見ラム宇礼敷コソ

(三六九オ)

其モ一人ノ御例カタクヤトソ人申ケル

(二六四ウ)

#### 四、連體形

連體形は係助詞「ゾ」に對しての結となるもの、連體語たるもの、准體言たるものあり。又「ゾ」「カナ」などいふ助詞に接して結となることあり。

連體形を以て係助詞「ゾ」「ナム」「ヤ」「カ」に對する結とすること、前代の例なりしものなる



歌にはかの建禮門  
院の口ずさみ賜ひ  
し人々を給しき  
と引かされたる  
ものなれば、この  
うちには入るべ  
からず

に、今この本にては形容詞の連體形を以て終止とするものは「ゾ」に對する形のもの、みの例を見る。

「ゾ」に對して終止となれるもの、例

矢一筋ヲモ射ス敵ノ良ヲモミス鳥ノ羽音ニ驚キ兵衛佐ノ勢多カルラムト聞  
憶シテ逃上タルン無下ニウタテキ (三六九、五ウ)

露命消ヤラテ未彼嶋ニ有ケル事ノ無慚サヨトテ法皇龍顔ヨリ御涙ヲ流サセ  
給ケルンカタシケナキ (三六九、四ウ)

待池ノ魚ノ風情ニテ災ノ起ラム事ヲ今ヤ〜ト待居タルンコ、ロウキ (三六五、オ)

國母ヲ奉始北政所女房達賤キシツノメシツノヲニ至マテ頭ヲ指ツトヒテ只  
泣ヨリ外ノ事ソナキ (三六三、オ)

元ハ從下ノ五位ナリシニ五階ヲ越給ヘルン優敷 (三五五、ウ)

次の例は上に「ゾ」なくして述格に立てるものと見ゆ。但し、かく引用せられて、「助詞を  
伴へるものなるは注意すべし。

オソロシキトハオロカナリ (二八七、オ)

都ヲ出テ、ヨリ我身ノワヒシキト云事ヲハ一度モイハス (五九三、オ)

連體語として用ゐたるもの、例

痛哉不孝ノ罪ヲ通レントスレハ蒼海万里之底猶淺、君ノ御爲ニ不忠ノ逆臣  
トナリスヘシ (二六四、五ウ)

右衛門督ハナシカハ被生ヘキカクアツキ比ナレハ頭ノ損セヌヤウニ計テ京  
近クナリテ斬レンスルトオホシケレトモ大臣殿イト、心細思給ソンスル事ノ  
イタワシサニモノハ宣ハス (三六七、ウ)

ヤカテ後二條ノ關白殿山王ノ御トカメトテ重、御勞ヲ受サセ給フ (二六七、オ)

昨日モクレ今日モ暮テ心ノ闇晴カタキ事ヲソ悲給ケル (二七五、オ)

衆徒ノ意趣モ余山ニ越賤キ小法師原ニ至ルマテ世以テ猶輕シメヌ (二六八、オ)

罷下ハシ即ハトモカクモシテ命ヲ失ハヤトコソ存セシカトモ甲斐ナキ命ノ  
いへハコソカヤウニウレシキ音信ヲモ待得ハスレハ此度留ラセ給テハトモ又  
自ラ召歸サレサセ給ハ御事モナトカハハサルハキ (二七三、ウ)

口ノ穴ト節ト覺シ、所ニ生身ノ蟬ノ様ナル物有ケリ (二四六、オ)

イカニ御用ナクトモ叶サランマテモ各、加様事ヲハ可被申ニテコソハニ諫メ  
申サル、マテコソハハストモ先与シカマシク御物具カタメラレハ事且ハ輕、  
異躰ノ物狂シキ有様御振舞共哉 (二四六、ウ)

殿ノ御大刀打程ニハシタナキ敵ニ合ハリス (二四七、ウ)



法皇ハ鞍馬寺ヨリエフミ坂薬王坂サ、ノ峯ナムト云嶮キ山ヲ越サセ給テ横川へ登ラセアシ、テ解脱谷家場房へッ入セ給ケル (三六九上、オ)

父ノ戀シキ時ハ殖置、給シ坪ノ内ノ櫻本ニ立ヨリ泣ヨリ外ノ事ナシ (一六四ウ)

是ノミナラスカヤウニヲカシキ事共アリ (四三六ウ)

又これより「マ」に連ねたるものあり、その例次の如し。

ソレニ付テモ昔今ノ事思召ノコス事ナキア、ニハ (二六五五、オ)

准體言たるものは之をその用法によりて區別して説くべし。

主格に立てるものは次の如く、助詞を伴はぬもの見ゆれど、例多からず。

香隆寺イカナル所ソヤ御出アリテ還御ナキ哀ナリシ事共ナリ (二六三八、オ)

法勝寺ノ執行程ノ者ノセメテノ事カナ夷三郎ヲ尊重シテコリヲカキ歩ヲ逆

ケン事ヨト親、疎、申サレン事イトケキタナク覺シ (二六七九ウ)

別ノ未タ悲、立城長クトサセリ、 (二六九五、オ)

次に掲ぐるものは「キ」の活用にみならずして「ク」の活用の誤りにみならずやと見ゆるものなれど、恐らくは「キ」にして連體形にして、准體言としてその事をさせるものにあらざるか、されど、語格として、他に類例なきものなれば疑を存して、なほ茲に掲げおきたり、君達被召、御淨衣イカニトヤラムイアワシキ見ヘサセ給シ (二六六五ウ)

ケニモ女房ニテ渡ラセ給ソムニハナニカクルシキハ、キト申セハ (二六八、オ)  
准體言の主格に立てるもの、うち「ガ」助詞を伴へるものあり。

其中ニ相模守通貞ハ長高ク色白キカ手綱ヲクリシメテ左右ヲキト見ル (二六四八、オ)

十一二計ナル若君ノナノメナラスウツクシキカテリヌキノ小袖キテ走出タ

リケレハ (二六二四、オ)

又係助詞を伴へるものあり。

船ノ中遠キハ射ル近ハ打物ニテ勝負ヲス (四三九、オ)

軍ニモ子ヲタキハ大事ノ物ソ (五八四六、ウ)

アマリニ人ノ心ツヨキモ身ノトカトナル、モノヲ (五八五三、オ)

是ヲ聞ク人、親キモ疎キモ心有モ心無モ涙ヲ流サヌハナカリケレトモ (三六五十四、オ)

余所ニテモ我有様ヲミムト思者ナキコソ口惜シケレトテ涙ヲ流シ給ヘハ (二六五五、オ)

男ハ心強キコソ涙クハ、 (五八六上、ウ)

補格に立てるものは、またそれ、助詞を伴へり。

鳥ノ子ノ様ナル物ノ極メテツメタキヲ三喉へ入ト見テ心モ武ク奢リハシメ

補格に立てるものは、またそれ、助詞を伴へり。

鳥ノ子ノ様ナル物ノ極メテツメタキヲ三喉へ入ト見テ心モ武ク奢リハシメ



ケリ

(二六六ウ)

保元平治ヨリ此方世ノミタレ打ツ、キテ人ノ損スル事ヒアナキヲ朝夕歎思  
召ケル陰信空シカラス陽報忽ニ顯レニケルヤラムカ、ル御悦有ケリ

(二六四七ウ)

所詮三千ノ后ノ其形ヲ繪ニ書テ顔ヨキヲ留テアシキヲタハムト定リヌ

(二六九五ウ)

少シヲトナシキヲハ首ヲ切指致ス

(二六三三ウ)

是則童子ノ貴キニハアラス芥心ノ貴カ故也ト宣ケリ

(二六四九ウ)

今十五度參ハハテ此難ニアヘル事今生ノ妄念神明ノ御利生空

(二六三三ウ)

テ遺恨ノ涙カキアヘス

(二六三六ウ)

木ノ本菅ノ本谷ノ深キニ惡所アリ峯ノ峻キニ巖石アリ

(二六三九ウ)

御前ノ無骨トハ思ワテ人ノウタテキニテコソアレト思ケル故ニ

(二六三三ウ)

凡ハ老テ子ヲ失ハ枯木ノ枝ナキニテコソハ

(二六三九ウ)

良久有テ後ノ片山ノ峻キヨリコキ墨染ノ衣キタル尼二人下降ル

(二六五八ウ)

「ヤラム」につけたるもの

(二六四四ウ)

宰相ノ許ニハ少將上リ給ヘキ比モ今ハ近ク成タルニイカニ遅キヤラムト心

(二六四四ウ)

本ナサニ室兵庫ニ人ヲ置テソ待レケル

(二六四四ウ)

サテモ備中國へ被流ヘシト承リハシカ渡ラセ給フ國近キヤラムトウレシク

(二六四四ウ)

テ

(二六四四ウ)

「如シ」の補格たるもの、例

(二六七二ウ)

基康道スカラ落ル涙ニ目モクレテ月日ノ光モナキカコトシ

(二六七二ウ)

又故に對しての連體格に立てるものあり、次の例は「ガ」を伴へるが故に准體言として

(二六七二ウ)

連體格に立てるものなること論なし。

(二六七二ウ)

スヘテ僣慢ノ人多キカ故ニ隨分ノ天狗トナテ六十余州ノ山ノ峯ニ或ハ十人

(二六七二ウ)

計或ハ百人計カケリ集ラサル峯ハ一モハハス

(二六七二ウ)

又接續助詞「ニ」につけて伴句の述語をなせるあり。

(二六七二ウ)

ヲ放タル事モナシ

(二六七二ウ)

昔ヨリ物ノ勝負ニハ見込ト云事云傳タリソレトモ其タニモウタテキニ是ハ

(二六七二ウ)

聞込ニコソアマナレ

(二六七二ウ)

又係助詞「ゾ」カ感動助詞「カナ」を伴ひて述格に立てるものあり、次にそれらの例を示す。

(二六七二ウ)

「ゾ」を伴ひて述格に立てるもの

(二六七二ウ)

只惡行ヲノミ好テ世ヲ持事ハ少キノ

(四六六オ)

アレハ内侍所トテ神ニテ渡セ給ソ凡夫ノ見進ヘキニテナキノ

(六三三七ウ)



我心ニテ我身ノ上ノ事ハハカラヒニクキソ  
 (三六三、ウ)  
 サキニモ申シ様ニ具奉リテハ人ノ爲イトオシキノ  
 (三六五、ウ)  
 見ル様ニイトケナキ少キ者共ヲ留メ置カオホツカナキノ  
 (三六六、ウ)

「カ」を伴ひて述格に立てるもの  
 イカニ二位殿ヨリハ御文ハナキカ  
 (三六五、オ)  
 キタナシ寄テクメ景高オソロシキ歟景高トテ切廻ルニハ七組ム者コソ無リ  
 ケレ  
 (三六四、オ)

又この「カ」を伴ひたるものを以て體言に准ずることありその例

アルカナキカノ昔ノ路指入月影計ソ面替リモセサリケル  
 (三六七、オ)

「カナ」を伴ひて述格に立てるもの

見ル度ニ鏡ノカケノツラキカナカ、ラサリセハカ、ラマシヤハ  
 (三六六、オ)

### 五、已然形

已然形は係助詞「コン」に對しての終止となり又接續助詞「バ」「ド」「ドモ」に接して合文の伴句をつくることあり。

「コン」に對しての終止となれるもの

是アテ訪來リ給ヘル衆徒ノ芳心コソ申盡シカケレトテ涙ニ咽給フ  
 (三六六、ウ)

但佐々木ノ者共カサシモ約束シタリシカトモ未見ヘヌコソ本意ナケレ

(三六七、オ)

人ハ憶持アルコソヨケレ法師トテモ敵ニアラムハ可難<sup>カ</sup>歟人ニ頸ハシ切ラ  
 レウトテ不覺ノ人哉ト云ケレハ

(三六七、オ)

彼御堂ニ目代等カ沙汰トシテ三十余町ノ免田ヲ寄タリケルカ今ニ有コソイ  
 ミシケレ

(三六六、オ)

此老僧宣ケルハヤ、安藝守殿此山ノ大塔造進ノ事コソ無限ウレシケレ

(三六六、オ)

天地開闢以來今日カ、ル事アルヘシトハ誰カハ思ヨリシ聖德太子ノ未來記  
 ニモ今日ノ事コソユカシケレ

(三六七、ウ)

「バ」を伴ひて伴句をつくるもの、例

重衡卿ノ被生取テ京鎌倉燬ハル、タニモ心憂ニ此身サヘ恥ヲサラシテ父ノ  
 骸ニ血ヲアヤサム事ウタテケレハ是ニテ出家ラン水ノ底ニモ入ナムト思フソ

(三六六、ウ)

神人宮仕射斃サレ人多ク疵ヲ蒙テ泣<sup>ク</sup>アイリテ我御前ニテ訴ヘ申事カ心ウ  
 ケレハイカナラム末ノ代マテモ忘ルヘシトモ不思食

(三六四、ウ)

御シツトノ具平親王物ノケニアラソレ給テ子ノ悲シサハ誰モ同シ事ニテコ



ソアレ我子ニ物ヲ思ワセムコトノ悲シケレハ付奉タレトモ法花經ニカタサリ  
奉テ歸リ侍スト宣テ御病止ニケリ (三六三四ウ)

加様ニ被仰ル上ヲ重テ申ハ其恐深ケレトモ心ノ中ニ思ハン程ノ事ヲ殘サム  
モ口惜ケレハ申ソ (二六三四ウ)

哀殿ハ備前兒嶋トカヤヘ流サレ給タリケルカ過ヌル比ヨリ有木別所ト云所  
ニオソシアスト計ハ聞シカトモ世ノツ、マシケレハ是ヨリ人一人ヲモ下シタ  
ル事モナシ (二六三四ウ)

「下」を伴ひ伴句をつくるもの、例

夏ハ裴シケ、レト柴櫃ニ香ヲ燒キ(下略) (二六六ウ)

「下」を伴ひて伴句をつくるもの、例

御身ノ御榮花殘所ナケレハ今ハ思召殘ス御事ナケレトモ子々孫々アテモ繁  
昌コソアラアホシケレ (二七二六オ)

ニケテ名乗ハラカシケレトモ只今被取テ河ヲ越タリツルハ此法師 (三六七二オ)

加様ニ被仰ル上ヲ重テ申ハ其恐深ケレトモ心ノ中ニ思ハン程ノ事ヲ殘サム  
モ口惜ケレハ申ソ (二六三四ウ)

内侍所神樂ノ御箱ノ返入セ給事ハ目出ケレトモ寶劍ハ失ニケリ (二六四七ウ)

行清法橋是ヲ奉見テ人目ハツ、マシケレトモ余ノ心ウサニ衣袖ヲ顔ニアテ  
、シノヒノ涙セキアヘス (四六オ)

### 第四節 形容詞の語幹

形容詞の語幹は「シキ」活用。語には尾に「シ」音を含ませぬもの「シク、シキ」活用の語に  
ては尾に「シ」音を有するものなることは既にいひたる所なるが、これらの語幹は、又句中  
に於いて單語としての用法と同じき用法に立つことあり、これを以てこれらはこの節  
に説かんとす、而して、その用法を概観するに、主として次の三様あるを見る。

- 一、述格に似たるもの
  - 二、連體格としての用法
  - 三、上の外の種々の用法に立てるもの
- 次下三別を立て、説くべし。

#### 一、述格に似たる用法

この用法に立てるものを見るに、多くは、喚體の句として用ゐらるゝものにあらはる  
るものにして、次の如く、他の句の下に置かるゝものあり。

何カ有ヘカルランオホツカナ

(三六三七オ)



是ハトコヲアラカフソアラニクヤトテ白狀ヲ大納言ニ投カケテ障子ヲハタトタテ、忍給ケルカ (二六二、ウ)

又、次の如く、他の句の上に置かるゝものあり。

穴心ウヤ藏人殿ヨリ先ニ死テコソ見ヘムト思ツルニイツチヘ向テ懸ツルソ (四五六、ウ)

此事穴賢コ披露スナト警メラレケレトモ隠レ無リケリ (二四七、ウ)

穴黒ミクロイトウカナ何ナル人ノウルシユリケム (二六三、ウ)

又次の如くに、單獨にて意義明に通ずるものあり。

アラカタシケナヤ (二六六、オ)

又次の如くに、主格と認むべきものを伴へるものあり。

仍ニ陀羅尼品云ニ菴山法師ハラクロヨクフカハチナヤソハカトソ書タリケル (二四七、オ)

以上の例を通覧して、感動詞「アナ」「アラ」を上に伴ひ、感動助詞「ヤ」を下に踐みたるもの、又重ねたるものなどの形式によれるものあるを見るべし。

なほこゝに注意すべきは、右の例にあらはれたる語はいづれも、クシキ活用のもので、して、シク、シキ活用のものでは、この例を見ることがなり。これ、その語幹は即ち終止形と同じ形なるによりて、しか用ゐるものも語幹としての用法にあらずして終止形と

しての用法に立てるものなるべしと認めらるゝが故なるべし。たとへば、次の如く「アナ」を冠して述語的に用ゐられたる諸例

穴淺シ猿シコハイカ、セムスル (二六二、ウ)

穴糸惜シサテハ女房モ同シ御心ニテ歎給ケリト哀ニ覺ヘテ (二六七、オ)

穴イマノシ向後モハカシカルマシキコサムメレ (二六六、オ)

本望成就ス穴ウレシト云テ下部ニ請取セテ馬ニ乗テケリ (二六四、オ)

穴怖シトテ野ニ火ヲ付タル心地シテ人モヲハヌニ取袴ヲシテ忿キ馳歸リヌ (二六四、ウ)

穴ヲヒタ、シ誰カ面ヲ向ヘキ (二六五、ウ)

穴メツラシイカニ (二六六、ウ)

堂衆我ヲカナカラム山ハ山ニテモ有アシ學生トテトモスレハ聞モ不知論議ト云ハナムソ穴ヲカシナムト云ケル (二六九、ウ)

又、次の如く感動詞「アナ」「アラ」を冠して、感動の助詞「ヤ」を踐める諸例

佐々木ハ獨言ニ穴イカメシヤト云タリケル (二六八、ウ)

穴糸惜ヤアレ見給ヘヤ高モ賤モ親子ノ煩惱計無慚ナル者コソナケレトテ武

キ物武ナレトモ涙ヲソ流シケル (二六五、ウ)

穴怖シヤ (二六三、オ)



「チ」は「シ」の誤

コレハサレハナニントヨスコシタル事モナキ物ヲアラカナシヤトテ人ヲシ  
トスアヒ給ケルヲ目モアテラレメ有様ナル (三六六、ウ)

又感動助詞「ヤ」を踐めるもの、うちにも次の例の如き、

ウレシヤ水ナルハタキノ水トハヤシテ興福寺ノ方へ入ニケリ (三三九、オ)

又次の如くに重ねたるもの

此事由ナシ壁耳アリト云オソロシトソ人ニ申ケル (三四三、オ)

等は、終止形の用法とはいふべからずして、語幹としての用法と認むべきものなり。

二、連體格としての用法

連體格としての用法とは、その語幹が體言の如くに格助詞「ノ」を伴ひて、體言の装定に用ゐられたるものをいふ。その例次の如し。

「クシキ」活用の形容詞の語幹に於けるもの

穴ウタテノ御心ヤ (三五九、オ)

カハユノ者ノ有様ヤ (三五四、オ)

穴心ウノ有様ヤ (三六六、オ)

穴心ツヨノ人ノ心ヤ (三九六、オ)

己ハ下臈ナレアラサツナノ振舞カナ (三四四、ウ)

ハカナノ者ノ書様ヤ (三五九、ウ)

「シクシキ」活用の形容詞の語幹に於けるもの

アラアサアシノアヘナサヤ (三六六、ウ)

ヤサシノ御返事ヤトテ康頼泣、薩廣國へン趣ケル (三六七、ウ)

穴ユ、シノ事ヤトソ京中ノ人申ケル (三七七、ウ)

上の例どもはその用法上所謂喚體句を爲せるものなり。而してその中にも感動詞「ア」ラ「アナ」を冠したると助詞「ヤ」を踐めるとに注意すべし。

單純に連體格に立てるもの、例は次の如し。

殿下ハアヤシノ民ノ家ノ遣戸ノキハニ立隠レテ御直衣モシホトシテ渡

ラセ給ケリ (三四九、ウ)

三、以上の外の用法

以上の外形形容詞の語幹は種々の用法に立つことあり。これらを一括してこゝに説かむとす。

先説くべきは、語幹より直ちに體言に接して熟語となれるものなり。

「クシキ」活用の形容詞の語幹より直ちに體言に接して熟語となれるもの、例

紫紅染ノ唐綾ノ直垂ニ赤ヲトシノ鏡ニ革毛ナル馬ニ乗テ判官ノ尻打タリシ



カ

東三條ノ森ノ方ヨリク<sub>(三)</sub>ロ雲一ムラ立來リ御殿ノ上ニタナヒキタリ<sub>(四)</sub>  
此程ノ大河高橋ノホ<sub>(五)</sub>ンケタヲ渡リ給ハム事アヤウク覺<sub>(六)</sub>ハ

「シク、シキ」活用<sub>(七)</sub>の形容詞の語幹より直ちに體言に接して熟語となれるものゝ例

自ラ六波羅殿ノ上ヲア<sub>(八)</sub>シサマニ云申者アレハ<sub>(九)</sub>

上古末代ハカハリ境ヒ遠<sub>(一〇)</sub>遠ハ隔レトモ思心ハ一ニシテ哀ハ同シ哀也<sub>(一一)</sub>

何ナルアトナ<sub>(一二)</sub>シ者ノシ<sub>(一三)</sub>ソサナルラムトヲカシカリケリ<sub>(一四)</sub>

又語幹の上に相當の名詞を冠せしめて、修飾格に立たしめたるものあり。

折節主馬判官盛國以下人ス<sub>(一五)</sub>クナニテ加<sub>(一六)</sub>様ノ沙汰共有ケル所ハ忠清ヲツ<sub>(一七)</sub>

伺ヒヨリテ申ケルハ<sub>(一八)</sub>

石田カ馬ノ太腹ヲノス<sub>(一九)</sub>クナニ射タテタリケレハ石田ア逆ニ落ニケリ<sub>(二〇)</sub>

イト打解タル氣色モナクテ詞ス<sub>(二一)</sub>クナニテ苦クオソスラントク<sub>(二二)</sub>ヤスミ給

ヘトテ二位殿立給ヘハ<sub>(二三)</sub>

又「ナガラ」に接せしめて修飾格に立たしむるものあり。その例

サレトモア<sub>(二四)</sub>フナナカラ年モ既ニ晩ニケリ<sub>(二五)</sub>

アヤシヤ何ヤラムト覺ヘオ<sub>(二六)</sub>ソロシナカラサスカニユカシカリケレハ<sub>(二七)</sub>

サレハコソ父ヨリモナツカシナカラ怖ク母ヨリモ<sub>(二八)</sub>罷シタシテ怖キハ君身臣

ノ中トハ申<sub>(二九)</sub>ハ

又「サ」といふ尾辭に接して名詞となることあり。

小督殿琴ヲ引給シカハイカナリトモ此月ノア<sub>(三〇)</sub>カサニ君ノ御事思出アヒラセ

テ箏彈給ハヌ事ハヨモアラシ<sub>(三一)</sub>

サテハ其淺<sub>(三二)</sub>サ深<sub>(三三)</sub>サヲハ爭カ知ヘ<sub>(三四)</sub>

アツサタヘカ<sub>(三五)</sub>タシ

其義モ無テ打捨奉リシ事ノア<sub>(三六)</sub>ヘナサ申ハカリ無リキ<sub>(三七)</sub>

指當リテノ人目ノ恥<sub>(三八)</sub>シサ心ノア<sub>(三九)</sub>ヤナサナコリノ悲<sub>(四〇)</sub>シサトニカクニ推量シテ

無<sub>(四一)</sub>慚<sub>(四二)</sub>ハ

我等カアラア<sub>(四三)</sub>シノ熊野詣ノシルシニヤ再ヒ都ヘ歸上リスル事ノアリカタサ

ナムト写ニ宣ヒ通シテ各ノ袖ヲソ絞ラレケル<sub>(四四)</sub>

廿三騎者共ハ平山ヲモ取コメス熊谷カ後ニアルヲイ<sub>(四五)</sub>フセサニ城中ハ係入リ

テ熊谷平山ヲトサ<sub>(四六)</sub>アニ成シテソ戰ケル<sub>(四七)</sub>

トテモカクテモ人ノ身ニ貧ニ過テ口惜事ナカリケリト思ツ、クルニ前世ノ



戒徳ノウスサモ今更思知レテ打シツアルヲリハ泣ヨリ外ノ事ナカリケリ

(三六、ウ)

イタサハウレシサニアキレテ匍々參テ奏聞シケレハ御安堵シテソ思召サレケル

(五、三三、オ)

其夜ハ猶モユカシサニ座敷居テソ明シケル

(二、三、オ)

次に掲ぐる諸例はその名詞の伴へる連體語と共に一の句を構成し喚體句となるものなり。

合戦ノ道ニ罷出習ハ再歸ルヘキニアラス只今コソ最後ト存シハハ心中ノ

忘念ヲ懺悔シト云ツル志ノ面白サヨ

(五、四、ウ)

サテモ目出、法皇ノ御善根ノキヨサカナ

(一、五、オ)

ウタテクモ閑籠給ヘル御心ツヨサカナ

(五、三、ウ)

穴淺狼ノ御心ノツレナサヤ

(六、二、ウ)

此兒ノミメノヨサヨ弓射タルハシタナサヨ

(三、二、五、ウ)

此ミヨヤ弓ノヨハサスカタノヲロカサヨナント云テ披露セン事ノ口惜サ

(六、二、二、オ)

義經カ軍ノ門出ニ勝浦ト云處ニ着テ先軍ニ勝ヌルツレシサヨ

(六、九、ウ)

左様ニ終夜子モ入ラス夜部モケサモ物モクソ程ニ思タルニ心安ク思ワセ

「狼」は「狼」の誤

ムトテカク云ヲコシタル事ノヲトナシサヨ

(六、二、八、オ)

有シ時ヨリ思トリテハシモノヲ許シ給ハスシテ今加様ノ事ヲ聞カセ給事ノ

悲シサヨ

(二、二、八、ウ)

誠ヤ生喰ヲハコ、ニノラムトテコソ引セタリツルニ忘テムケル事ノ口惜サ

(五、一、六、ウ)

穴ユ、シノ事ヤ生喰ヲ給ハリナカラ後陳ハタシタラム事ノ面目ナサヨ

(五、一、六、ウ)

又「ゲ」といふ尾辭に接して副詞として用ゐらるゝことあり。

使ノイツトナケニツク、ト待居タルモ心ナケレハ細ニ御返事ヲ書テ

(五、一、七、ウ)

是又ツタテケナルシツノ屋ニ

(五、七、ウ)

オミナヘシノツユ重ケナルケシキニテトカウノ詞モナシ

(二、四、ウ)

打フルマヒ物ナムト云タル有様誠ニ賢ケナリ

(三、二、六、オ)

ナヲモ心ツヨケニオソスルソ

(五、八、二、オ)

三年ノ間モサテコソオワセシニ暮ル、空モ心本ナク立サソキ猶夢ノ心地コ

(二、四、五、オ)

ソスレヤトテ心本ナケニソ申相ケル

(五、五、四、ウ)

二所藤ノ弓ノ極テニキリ太ニテツヨケナルヲソ持タリケル

(五、五、四、ウ)



其氣色益ナケニソミハラレケル (二六六、オ)  
 盛長サスカニ物ハユケニ思テカクレケルソアアリニクカリケル(二六七、オ)  
 其時コソ共ナリケル者共モ事カラヨケニ見エケレハコ、カシコヨリ出来テ  
 主ヲモテナシ奉ケレ (二六九、オ)  
 若君久ク大臣殿ヲ見給ハテウレシケニ思テ忿キ乳母ノ手ヨリクツツレ下テ大  
 臣殿ノ御膝ノ上ニ居給ヘリ (二七〇、ウ)  
 誠ニオソロシケナル氣色ニテ (二七二、ウ)  
 キヒシケナリツル追立ノ官人モミハス (二七五、ウ)  
 入道クルシケナルコヘニテ息下ニ宣ケルハ (二七七、オ)  
 其上鎌倉殿ノ仰ニ梶原カ恨ミム時ハイカ、セムスルト御心苦ケニ御定有シ  
 ラトモカクモ陳シ開レヘシト物タノモシク申シタリツル甲斐モナイツシカコ  
 、ニテ人ヲモ失ヒ我モ失ム事不覺ノ次第ナルヘシ (二七八、オ)  
 ホムルニ増ル詞ナレハス、シケニソ思タレ (二八〇、オ)  
 人ノ讒言ニテソハラム御命計ハ申請ハヤトコソ思給ヘトモソレモイカ、ハ  
 ハンスラントタノモシケナク宣ヘハ (二八二、ウ)  
 ツヘタアシケナル顔ケシキウツアシケナル眼ヤウ怖シトモオロカナリ (二八九、オ)

尾籠カアシケナルシレ者ニ手ナミ見セムト兵ト射ル (二八三、オ)  
 和殿モ日比ホシケニ思タリツル生喰ヲ曳出物ニセハヤト思カ梶原源太カ所  
 望シツルニオシク思テウス、ミヲトラセタリツルアヒタ路ニテ和殿ヲ恨ミム  
 スラムト覺ユルハイカ、スヘキトソ被仰ケル (二八五、ウ)  
 法皇御威ノ余ニ中門ノ連子ヨリ御覽アリテユ、シケナル奴原カナトソ仰ア  
 リケル (二八六、オ)  
 ヨニ悦シケニオソシアシテ (二八九、ウ)  
 俊寛ハ能クヲカシケニ思テ遙ニ返事モセス (二九〇、オ)  
 又次の如く一の語幹に他の語幹を重ねて、副詞の如くに用ゐることあり。  
 容顔不惡良大ニテ少シヒキフトニ見ヘハ (四三二、オ)  
 又次の如く同じ語幹を重ねて副詞の如くに用ゐることあり。  
 其ノ瀬ヲソタテ東エユケハホントシタル谷アリ (三六二、ウ)  
 御産ヤストナリニケリ (二八三、ウ)  
 又動詞の上に冠して熟語とするものあり。  
 西光少シ赤面シテニカ咲テ公事ニ付テ申ヘキ事ハヤカテ參リハヘシト云テ  
 歩ミ過ントスルニ (二六七、ウ)



第五節 敬語

形容詞には又時として「御」といふ語を冠せしめて尊敬の意をあらはすことあり。而してそのあらはれたるさまを觀察するに、そは必ず上に名詞を伴ひて、熟合せるものに限られたるもの、如し、そのうち最も多きは「心」と熟合せるものなりとす。次に先それらの例を列擧すべし。

折ヲ伺テ申救ハハンスレハ大事ハヨモハハシ御心苦ク思召ヘカラス

(一六五、オ)

谷川ヨリ落タル水ノ音我聞ナシニヤ御心スコク思食ス

(一六六、ウ)

今生ヲ穢土ノ終ト思食テ御心ツヨク一スチニ淨土ヲ願給ヘ

(一六七、オ)

御命計ハ申請テハソ御心長思召ハヘ

(一六八、ウ)

法皇女院ハ御心モトナク待請進セ給フ

(一六九、オ)

ウツ、ニテハソ御心安ク被思食ハヘト申ケレハ

(一七〇、ウ)

加様ニ御心弱ク渡セ給ニヨリテ一山ニ疵ヲモ付サセ給心憂目ヲモ御覽セラ

(一七一、オ)

レハソカシ

以上の外、後クラシ「人ソロシ」物狂ハシに「御」を加へたる例を見る。

吾内裏ニ被召テ參ナム後爭御後クラカ、ラムフシヲ見ルヘキト心ツヨク  
思ナシテ忿取ツホノ内ヘソ投出シ給ケル

(一七二、ウ)

「深」本のよ、

是ヲ御覽スルニ付テハ何事モ御心弱クナリテ相構テ可被申宥之由御人ソロク  
關白殿へ度々仰有ケレトモ返事ニモ及ハス

(一七三、オ)

冷泉院ノ御物狂ハシクアシアシ花山ノ法皇ノ御位ヲサラセ給ヒ三條院ノ御  
目ノクラクオハシアシ、モ之方民部卿ノ怨靈ノ祟リトコソ承レ

(一七四、オ)

以上を通覽してふと考へたるのみにては、或はその冠せる名詞に「御」を添ふる心にてのものなるが如くに考へらるゝ點もなきにあらねど、熟考ふるに、なほその形容詞全體に冠したるものなるべし、何となれば最後の「御物狂ハシク」の例の如きは「物」といふ名詞に冠したるものにあらざること明なればなり。されど、いづれも名詞と熟合せるものみに冠したることは注意を惹く事實にして、恐らくはこの時未だ、現今の語法の如くに、たゞの形容詞に「御」を冠することは行はれざりしものならむか。

第六節 補語を要する形容詞

形容詞は、その用ゐる場合、又は、その語の性質よりして、補語を伴ふことあり、今この補語につきて述べべし。

形容詞の補語の最も普通なるものは、比較の補語なり。この補語を要するは、その形容詞の性質といはんよりも寧ろその用ゐる場合によりて必要を生ずるものと見えたり。比較の補語は格助詞「ヨリ」を伴へる體言なるが、多くの例は更にその下に係助詞「モ」を



伴ふことを見又稀に係助詞ハを伴ふことあり。

誰モ思ハ深草ノ露ヨリ滋キ涙ニテ (二六九八、オ)

アレヨリツヨキ馬ハ多ク持テいへトモ河ヲコキオヨキい事生喰程ノ事ハヨ

モいハシ (五三三、オ)

實ニ三浦ニテ朝夕狩スルニ是ヨリ峻シキ所ヲモ落セハコソ落スラメ

此一來法師ハ普通ノ人ヨリハ長ケヒキク勢少シ (五三三、オ)

玉ノ光アキラカニシテ晝ヨリモ猶明シ (四五一、ウ)

四(天)ノ構ヘタル躰風前ノ燈ヨリモ危ク五陰ノ成セル身波上ノ月ヨリモハカ

ナシ (二六二、ウ)

當時ハ平家ノ御恩山ヨリモ高ク海ヨリモ深シ (五五九、オ)

始ニハ墨染ノ袈裟衣ハ今ハ錦ノ法服ヨリモ貴クミエケル (二六五、ウ)

心ノマ、ニ荒タル間垣ハ滋野邊ヨリモ露深シ (六六五、ウ)

何ノ引出物ヨリモ目出キ太刀ニテいソ (二六七、オ)

御年ノ程ヨリモヲトナシク御良モ御心ハへモ勝レテオツシアシツル物ヲト

サア〜クトカセ給ソ糸惜キ (二六七、ウ)

鳥ノ巢ヲ離タルヨリモ猶悲シ (六五五、オ)

サレハコソ父ヨリモナツカシナカラ怖ク母ヨリモ恥シクシテ怖キハ君身臣  
ノ中ト申しへ (二六七、オ)

末代ノ賢王ニテ渡セ給シカハ万人奉惜奉一子ヲ失ヘルヨリモ甚シ (二六三、ウ)

供奉ノ上達部出車ノ儀式常ヨリモメツラシク心モ詞モ及ハス出シ立テアイ

ラセ給ヘリ (二六三、ウ)

その性質よりして、補語を要する形容詞はその數蓋し多からざるものゝ如し、而して、  
その要する補語には、或は「格のものあり」格のものあり、ト「格のものあり」次にそれら  
の例をあぐべし。

「格」の補語はその意義より見て三様あるを見る。一は位地を示すものにして之を要  
する形容詞は位置に關するものあり。

ステニ桂川ニ近ク成ケレハ女房達トク〜今ハ御返アレト云ケレトモキカ

ス 車ノ尻先ニ近ク兵ハ鎧ノ袖ヲソヌラシケル (二六六、ウ)

又さらぬものもあり。 (二六五、ウ)

折シモ彼寺ニ入唐ノ聖ノ歸朝シテ惠果八仙ノ流水五智五瓶ニイサキヨシ

其故ハ不信ノ者世間ニ多ク成タリ (二六二、ウ)

(四三三、オ)



細谷川ノ水ノ音モノスコク音信テ嵐モ梢ニハケンクテ (六六六、オ)  
又次の如く位置に准ずべきものを補語とせるものあり。

武藝ノ道ニモユ、シキ者ナリケル中ニヤサシキ事ハ片岡ノ櫻ノイアタ青葉  
ナルヲ一枝折テエヒラニ差具テ敵ノ中ニテシハシ戦ヲ引ケレハ櫻カ風ニフカ  
レテサトチリニケリ (六六六、ウ)

又その對者を以て補語とするものあり。この時はその形容詞は、人と人との交情をい  
ふものなるを要するが如し。

無由者ニ親クナリテ返クヤシクハヘトモ甲斐モハハス (六六三、ウ)  
又類同の意をあらはす形容詞にその標目を補語として要することあり。

木津河イカナル流ソヤ頼政カ黨類皆ミシカ夜ノ夢ニ同シ (六六四、ウ)  
歩々ニ衰ル齡ヒ屠所ノ羊ノ足ヲ早ルニ同シ (六五四、オ)

「ラ格補語を要する形容詞は、もと「ラ格補語を要する動詞より轉成せるものなり。次の  
例の「歎カシ」の「歎ク」より出で、「妬マシ」の「妬ム」より出でたるものなるが如し。

父モナク母モナキツタナキ身ニナリヌル上ハナシカハ人ヲモ恨世ヲモ歎カ  
シク思侍ヘキ (六六二、ウ)

梁ノツハクラメノ比ヒ住ヲハチタマシクノミ思ツ、三年ノホトモヌキシン  
カシ (六六四、オ)

「ト格補語を要するものもまた「ト格補語を要すべき性質の動詞より轉成せるものな  
り。次に示す「オボシ」の「オボユ」より出で、「オモハシ」の「オモフ」より出でたるを見よ。

男ト覺シキ者ハ木ノ皮ヲハキテハチカツラト云物ヲシ袋ニカキ腰ニ巻タレ  
ハ男女ノ形モミヘワカス (六六五、オ)

去三月三日夜ノ夢ニ大臣三嶋ト思ハシキ靈驗所へ詣給ヘハ (六六七、オ)

### 第七節 ゴトシ

前六節には普通の形容詞につきて説きたれば、こゝには補助的に用ゐらるゝ形容詞  
「ゴトシ」につきて述べ以て、この章を終らむとす。

「ゴトシ」はその活用クシキ活用に似て、しかも「ケレ」の活用を有せざること古今一般な  
り。この本に見えたるものまた例に洩れず、次にその一斑を示すべし。

御布施千石千貫金千兩其上ニ御加布施御堂ノ前ニ山ノ動キ出タルカ如シ (六六六、ウ)

供奉ノ殿上人或ハ物見打破ラレ或ハ鞆ムナカヒ切放シテ蜘蛛ヲ散スカ如ク  
迹隠レヌ (六六九、オ)

カクノコトキラノ池ハ多ト云トモ魚ノミアテ船ハナシ (六六六、オ)

「如シ」が實際に用ゐらるゝ場合には必ずその補格の語を要するなり。この補格の語の



種類及び、そが補格に立つ時の状態は一樣ならず、この故に次に之を分ちて説くべし。  
「如シ」の補格に立つことをうべき語は體言及び准體言なり、體言が補格に立つ時は、場合によりては、直ちに接することもあれど、多くは格助詞「ノ」を伴ひて接するを常とす。而して、その大部分は、ノ助詞を伴ひて接するものにして、代名詞のあるものに限りて、「ガ」を伴ひて接することあり、延慶本にては、「ノ」を伴ひて接せるもの、例のみを見る。

偏へニ執政ノ人ノ如シ

(一六五、ウ)

月滿シテ産子色赤シテ偏へニ鬼ノ如シ

(一六六、ウ)

自ラ有ル者モ此世ノ人ニハ不似色黒テ牛ノ如シ

(一六七、ウ)

今生後生之宿願思ノ如シ

(四十五、ウ)

源平兩氏ニ相從フ軍十万余騎ナリケレハ立早雲ヲナシ流矢雨ノ如シ

(一六八、ウ)

鳥ノ二ノ翅ノ如シト云ヘリ

(一六九、ウ)

准體言を受けたるものは、直に接したるものと、ガ助詞を伴ひて接するものとの二様あり。

直に接したるもの、例

朝ノ露暮ノ風ヲマタヌアサカホノ日景ヲ待サル如シテ今日明日トモ知給  
ハス人ノ只一人馮給ヘルカタケコロヒトシキ子ノイツカヘルヘントモ不知遠

「早」は「甲」の誤なり

嶋ノ人モカヨハヌ所へ流サレヌト聞給物ナラハ

(一七〇、ウ)

助詞「ガ」を伴ひて接したるもの、例

形容詞を以てするもの、例

基康道スカラ落ル涙ニ目モクレテ月日ノ光モナキカコトシ

(一七一、ウ)

動詞を以てするもの、例

數百騎ノ者共ヒキトリノ放ケル矢カス天ヨリ飛キタル事ナレハ入江葦荻

カアシヲタハチテツクカコトシ

(一七二、ウ)

人ノ從付事吹風ノ草木ヲ靡スカ如シ

(一七三、ウ)

赤旗其數不知立並タリケレハ春風ニ吹レテ天ニ翻リ火焰ノ立アカルカ如シ

(一七四、ウ)

又キヨク明ナルカ、ミノ悉ク諸ノ色相ヲミルカコトシ

(一七五、ウ)

ヲトロヲイタケルカ如シ

(一七六、ウ)

抑當河ノ爲跡深淵潭ミトシテ大海ニ浮ヘルカ如シ

(一七七、ウ)

昔陽貴妃カ幸之時陽國忠カ榮シカ如シ

(一七八、ウ)

院ニテ申ツルカ如ク少モ後足ヲモ踏ミ命ヲモ惜給フ人々ハ是ヨリ鎌倉へ

下給

(一七九、ウ)

北ハ山岸高シテ屏風ヲ立タルカ如シ

(一八〇、ウ)

「陽」本のまゝ



「ゴトシ」の活用形の用法は又略普通の形容詞に似たり。而して、この終止形の用法はとりたてゝいふべきことなし。唯次の如く重ねて述語とする例あることを示しておくに  
どむ。

(六七〇)

サレハ顯官顯職心ノ如シ思ノ如シ  
未然形の用法は接續助詞「バ」に接して合文の上句の述語をなす。

(二七二、オ)

殊更仰ノコトクハ兄弟ノ間ナリ  
連用形の用法は又普通の形容詞の如くに用ゐらる。たゞ重文の伴句の述語となることなきものなり。

形ノ如ク墨付ニ五部ノ大乘經ヲ三ケ年間書奉テハヲ貝鏡ノ聲モ聞エヌ國ニ  
奇置奉ラム事ウタテクハ  
見給カ如ク日本廣シト云ヘトモ密宗ヲ引ヘテ長日ノ勤メ懈ラス事ハ此山ニ

「奇」本のまゝ

(一六〇、オ)

無所過

(二七六、オ)

京中ノ貴賤上下小魚ノタマリ水ニ集レルカ如クホシアケラレテ命モ生カタ  
クソ見ヘケル

(四六九、オ)

雲霞ノ如ク大勢已ニ近付タリ

(五二二、オ)

増テ此春ヨリ後ハ越前三位北方ノ如ク身ヲ海ノ底ニ沉アテコソ無ケレトモ  
明テモ晩テモ臥沉ミ物ヲソ思給ケル

(五六六、オ)

「シテ」につゞくることあり。

西ニ向テ眠ルカ如クシテ引入給ヒキ

(一六四、ウ)

宛モ符契ノ如クシテ寶藏開ニケリ

(二七六、ウ)

「ニ」助詞につゞけて、修飾格に立たしむることあり。これ普通の形容詞になさところなり。

カ、リシ程ニ後ニ條關白殿御病カルマセ給テ元ノ如クニ成セタマフ

(一六五、オ)

木戸ノ上ノ高屋倉ヨリ雨ノ如クニ射ケル矢ハ甲ノシコロヲ傾テ鎧ノ袖ヲ振

(五五五、ウ)

合ノソ射セケル  
イカサアニモ本ノ形ニテハ叶アシト思テ染ヲ湯ニ涌シテアヒタリケレハ臆  
脹シタル白癩ノコトクニソナリニケル

(三六五、オ)

又「ナリ」につゞくることあり。

王公卿相雲ノ如ク霞ノ如クシテ万邦ノ隨ヒ奉ル事草ノ風ニ靡カ如クナリキ

(二六二、ウ)

人カ人ニ非ルカカケロウノ如クナル者アユムヤウニハシケレトモ

(二五三、ウ)

此文ノ如クナラハ申所非無其謂トモ吾國ニハ未タ其例ナシ

(六二二、ウ)



連體形の用例は上に挙げたるカクノ如キヲ云々の用例の外なほ次の例あり。

八月廿日相摸國土肥へ越テ時政宗遠實平如キノヲトナ共ヲ召テサテ此上ハ  
イカ、有へキト評定アリ  
(宋五十二ツ)

第七章 動詞

この書にあらはれたる動詞もまた概観するに大體前代のものに異なるものにあらずと思はる。今形容詞にて行ひたる如く、先この書にあらはれたる動詞の如何なる語なるかを示さむが爲に之を蒐集して載せむとす。而この章は次の七項に分ちて説くべし。

- 一、動詞の種類
- 二、特別の用法ある動詞
- 三、活用形
- 四、敬語
- 五、補語
- 六、「シテ」
- 七、「ヤラム」

第一節 動詞の種類

こゝに蒐集したる動詞を類別するに所謂

四段活用

上二段活用



- 下二段活用
- 上一段活用
- 下一段活用
- 加行變格活用
- 左行變格活用
- 奈行變格活用
- 良行變格活用

の九種あり、今その各類に就きて説くべし。

一、四段活用動詞

四段活用の動詞は「ア、イ、ウ、エ」の四段に活用する動詞にしてその活用する行によりてカ行、サ行、タ行、ハ行、マ行、ラ行の六種に分つこともまた世に行はるゝところなれば之に従ひて次に列挙すべし。

イ、カ行四段活用動詞

「アク」(空)の意

折節大納言アカサリケレハ數ノ外ニソ加里給ケル

(二六八六)

慶秀ハ白帷ノ脇アキタルニ黄ナル大口ヲ着崩黄ノ腹巻ニ袖ツケメリ

(二六五二ウ)

「アク」(飽)

君ノ御イトヲシミ添クテ朝暮ニ龍顔ニ咫尺シ奉テ朝恩ニノミアキ満テ明シ  
晚シムツルニ何ナル目ヲ見ルヘキニテハヤラン

(二六三十一、オ)

鹿毛ナル馬ノ尾髪アクマテタクマシキカ名ヲハ木下ト申ケル

(二六九七、オ)

「アガク」(腕)

究竟ノ兵者已上七騎早走ノ進退ナルニ乗テ步セツアカ、セツ屋嶋ノ館ハソ  
馳行ケル

(二六四七)

「アザムク」(欺)

頼政時光跡ノ源氏ナムトニアサムカレタラハ誠ニ恥辱ニテモハラム

(二六四八、オ)

宣旨ノ御使ノアサムキテ歸ヌ

(二六三二、オ)

其時下部共官人共ヲアサムクニコソアレトテ口々ニ腹立ケレハ

(二六二八ウ)

「アフグ」(仰)

昨日アテハ三千人ノ貫首ト仰カレテ四方與ニコソ乗給ツルニアヤシクナル  
傳馬ニ結鞍ト云物ヲ置テ乗セ奉ル

(二六三〇)



コハイカニシツル事ソヤト天ニ仰キ地ニ臥テヲメキ叫給ヘトモ甲斐ナシ

(三六五、オ)

「アフグ」(扇)

而ニ彼人尼ヲ馮給テ九夏三伏ノ煽天ニモ床ヲアフキ立冬素雪ノ寒夜モ衾ヲ懷テ是ヲ暖ム

(三六、ウ)

「アリク」(歩行)

酒酒ノ勝覺僧都ノ童ニ千壽丸ト申カ人ノ語ニヨリテ君ヲ犯シマイラセムトテ常ニ内裏ニタ・スミアリクト申ケリ

(三六五、ウ)

「アルク」(歩行)

此空ニ鳴テアリキハ奴原ハ八大龍王ノ眷屬ノ又從者ノ又從者也

(三六、オ)

ヤヲノレラ只今キト忍テアルカハヤト思ソ

(三六、オ)

「イキツク」

又兎角ユラレアルキシ程ニ

(三六、ウ)

五日學生一人モ殘ラス下洛シテアシココ、ニ寄宿シツ、イキツキ居タリ

(三六、ウ)

「イソグ」(急)

湖ノ中ノ魚ノ沫ニイキツクカ如シ

(三六、ウ)

木曾ハ勢ヲ待得テモ合戦ヲイソカス

(三六、ウ)

誠ニ花ノ春サクラカラシテ志賀ノ山ヲハ越ヘ吉野奥ヘ尋入人モ皆風ニサソツル、習アレハ散ヌル後ハ木本ヲ惜テ岩ノ枕ニ夜ヲアカス人モナク家路ヘイソキ月ノ夜明月ヲ尋テヌア明石ニ浦傳スル人モ又山ノハニ傾クタメシアレハ入ヌル後ヲシタヒテ海人ノ苦屋ニ宿リモヤラススキコシアトヲ尋ケリ

(三六、オ)

矢馳ヲ恐ク渡守

(三六、ウ)

七條京極ヲ北ヘイソケヤト仰アリケレハ各ノアセヲカヒテ仕ル

(三六、ウ)

「イダク」(抱)

文覺イタカレテカラ右宗カコカヒナヲ突ク

(三六、ウ)

兵衛佐足柄ノ矢倉ノ館ニ尻ヲ懸テ左ノ足ニテハ外ノ濱ヲフミ左右ノ脇ヨリ日月出テ光ヲ並フ体法々師金ノ瓶子ヲイタテ進出ツ

(三六、オ)

皇帝銅ノ柱ノ三人シテ懷ク程ナルソノ影ヘ逃給フ

(三六、ウ)

「イタダク」(戴)

明ル日イッシカ兵衛佐許ヨリトテ中持ノ蓋ニ三蝶ノ淺黄ノ直垂生ノ小袖小裏ノ袴白帷畫扇椀紙一束入テ下種女ニ戴カセテ使ニ千手參リテ三位中將ニ申



ス

爾時首ニハ雪ニ似タルシラカヲイタ、キ額ニハ四海ノ波ヲタ、ミ眉ニハ八字ノ霜ヲタレ腰ニハ梓ノ弓ヲハリテ鳩杖ニスカレル八十有余ノ老僧アリ

(采平四三)

和光ノ影ニアタル人月日ヲイタ、クニコトナラス

(中三三)

(四三三)

「イツク」

一宮トテ寵キカシツキ奉シニ思ハヌ外ノ御有様ニナラセ給ニシコソ悲ケレ

(采平、ウ)

「イナ、ク」(斬)

馬ナキサニヲヨキ上テシヲトシテ畜生ナレトモ年來ノヨシミ忘レカタクヤ思ケム船ノ方ヲ見送テ三度アテイナ、キ足ヲカキケルコソムサムナレ

(采平、ウ)

「イロメク」(軍動)

ヌカムトソ色メキ合タリケル

(采平、ウ)

「ウク」(浮)

哀レ是ハ故大納言ノカ、レタルヨト打見給ニ涙サトウキケレハ

(中三、オ)

小宰相殿ケシキカワリテ涙ノウクホトニソミヘラレケル

(五三、ウ)

「ウゴシ」(動)

サレトモ瓠巴琴ノ彈セシカハ魚鱗ヲトリホトハシリ虞公ノ歌ヲ發セシカハ

(采平、オ)

梁塵動キウコク

七日ニ滿ル夜俄ニ天ヒ、キ地動クホトノ大雨フリ大風吹テ雷鳴テ御寶殿ノ後ノ榎木ニ雷落カ、リ天火燃付テ若宮ノ社焼ニケリ

(采平、ウ)

「ウツフク」(俯)

君ハ女院ニテ渡セオワシアシムカト申タリケレハ御詞ヲハ出サセ給ハラニ

(采平、ウ)

サレハトテウツフ、スコシテ手邊ノ穴射ラルナ

(中三、オ)

穴心愛ヤイカニナリヌル事ヤラム已ニアヤマタレヌルヤラムヲキテモ取ツカハヤトハ思ヘトモ暫ク有様ヲ見ルニ女トヤミナシテケム立返ウツフカト

(采平、オ)

「ウナヅク」(點頭)

宮ウチウナツカセアシ、テカクソ思食ツ、ケサセ給ケル

(中三、オ)

若君此御返事トオホシクテ二度打ウナツキ給ケル心ノ内コソ悲シケレ

(采平、ウ)

「ウメク」(呻吟)



ヨニ苦シケニウメキケレハ

(三六九、オ)

「オク」(置)

朝ハ翠ノ良ヲ百年トカキ拂レトモ夕ニハ竹馬ノ鞭ヲ捨ヨモキカ本ニ送置ク

(五六三、四、オ)

怖シサノ余ニ物ヲタニモ宣ヒヲカス孫子引具テ恐キ出給フ北方ヨリ始テ女

房侍オメキサケフ事オヒタ、シ

父ノ戀シキ時ハ殖置、給シ坪ノ内ノ櫻ノ本ニ立ヨリ泣ヨリ外ノ事ナシ

(二六八、七、ウ)

馬ノ足トツカハ船ヨリ鞍ハラケ

(六八、オ)

「オク」(措)

攝政關白ニ所ヲヲカス恥辱ヲ与ヘ奉リ万機ノ政ヲ心ノア、ニ執行ハル

(一五五、六、オ)

院ヘモ内ヘモ參リ給タレハ老タルモ若キモトコロヲオキ詞ヲ係奉リキ

(五六一、オ)

「オドロク」(驚)

夜鷹ノ遼海ニ鳴ヲ聞テハ又兵ノ船ヲ漕カトラトロク

(三六八、九、ウ)

父祭主何ニト驚シケレトモ驚カス

(三六、九、オ)

木曾是ヲ聞テ大ニ驚キ五万余騎ニテ打出テ關山ヲ越テ浪山ノ向方ル

(三六三、四、ウ)

「オモムク」(趣)

是ヨリ東國ヘ趣ク

(二六八、七、オ)

今ハ海尾船ノ管屋形ノ下ニウツモレツ、南海ノ外ヘ趣カセアシアス

(一六六、ウ)

廿三日白川御坊ヲ出サセ給テ伊豆國ノ配所ヘ趣、給フ御有様コソ悲ケレ

(一六三、オ)

「オヨグ」(泳)

此馬ニ乗テ池上ノ水ニヲヨカセテ魚ヲスキケルニヨテ池スキト名タリトモイヘリ

(五六六、オ)

海上二十余町ヲヨキテ船ニ付給ニケリ

(五六七、ウ)

「カク」(掻)

且ハ腹立シ且ハ落涙シテカキクトキ語ラレケレハ

(二六八、オ)

馬ナキサニヲヨキ上テシヲトシテ畜生ナレトモ年來ノヨシミ忘レカタクヤ思ケム船ノ方ヲ見送テ三度アテイナ、キ足ヲカキケルコソムサムナレ

(五六七、ウ)



「カク」(こは馬の足をかゝせて行くより轉じたるものなるべし)

山ヲカ・セテ馬ノヒツメモヨハリタリ

(三六二六、オ)

「カク」(書)

木曾カ云ニタカワス此借文ヲカク

(四六六、ウ)

必ス書トモ思ハテトモ書ムトモカ、シトモ和僧カ心コサムナレト判官宣へ

ハ

(六六五、ウ)

年ソ少クヲトナシクオワシケレトモ清ケニホコラカニ手ウツクシクカキ色

有花ヤカナル人ニテオワシケレハ

(六五八、ウ)

「カク」(昇)

ヤカテ祐慶興ノ先陣ヲカク

(一六七、ウ)

カヤウノ時ハ腰興ニコソ被召レナレトテ腰興ヲ昇、出テ参リタリケレハ主

上奉リテ出御ナリヌ

(三六六、オ)

「カク」(構成)

殿ハハヤ東地ニカ、リテアフスリ究竟ノ小城ナレハカヒタテカ、セテ侍給

へ

(二六四、ウ)

大衆發テ大津ノ南北ノ浦ニカヒタテラカキ矢倉ヲカキテ防クヘキ由結構ス

(二六九、ウ)

「カク」(着)

其ノヒアニ佐々木郎等ニ鹿嶋与一ト云者天下ノ滑ノ上手ナリケルアヒタ

冑ヌ○ヲキ裕カクマ、ニ腰ニハ鎌ヲサシ手ニハ熊手ヲ以テ河ノ底入ニケリ

男ト覺シキ者ハ木ノ皮ヲハキテハ子カツラト云物ヲシ袋ニカキ腰ニ巻タレ

(五九五、ウ)

ハ男女ノ形モミヘソカス

(二六四、ウ)

「カク」

法勝寺ノ執行程ノ者ノセメテノ事カナ夷三郎ヲ尊重シテコリヲカキ歩ヲ運

ケン事ヨト親、疎、申サレン事イトケキタナク覺レ

手ニタラヒ身ニコタヘタル事トテハ人江ノシホ澤邊ノ水ニカクコリ斗レ

(二六八、ウ)

「カク」

身ヨリ汗カ、セ給クルシキ事限ナシ

(六六、ウ)

「カク」(恥)

織延ヲ一キレモエヌ我サヘニツス恥ヲカク數ニ入哉

(二四七、ウ)

「カク」(缺)

胸板ノ上ヲフマヘテ腰刀ヲヌキテ首ヲカク

(二六九、オ)



飛驒判官景高此御アリサアヲ見進セテ鞭ヲサシテアレト云ハハ郎等落合テ宮ノ御頸ヲカ、ムトス

(二六三、ウ)

杵淵ハ聞ユル大力ニテ有ケレハ佐井七郎ヲ取テ押ヘテ頸カキテ主ノ頸ト取並テ

(二六八、オ)

「カグ」(鰐)

酒ノ香ヲカキ酒ノ船ニ移レル影ヲミテ女ヲ飲ト飲程ニ残り少クスイホシテ醉臥タリ

(二六四、オ)

「カカヤク」(耀)

此御門御時ヨリ三寶アアテク流布シテ大小乗ノ法文ノ光リ天下ニカ、ヤク夕日ニカ、ヤキテ波ノ上ニ落ケルハ秋ノ嵐ニ龍田川ニ紅葉ノチリシクカトソ覺ヘケル

(二五、オ)

「カシヅク」(愛護)

太子荆軻ヲ貴テ燕國ノ大臣ニ成テ日々ニモテナシカシツク佛ノ當時ノ花ト上下万人ニモテナシカシツカレテ豊カニノミ成マサリ人ニ

(二五、オ)

金烏東ニカ、ヤケハ六部轉讀ノ法水三身佛性ノ玉ヲミカキ夕日西ニ傾ケハ九品ノ上生ノ蓮臺ニ三尊來迎ノ心ヲハコヒ給ヘリ

(二五、オ)

ハウラヤミヲコソナサレルニ

(二五、ウ)

一宮トテ詫キカシツキ奉シニ思ハヌ外ノ御有様ニナラセ給ニシコソ悲ケレ

(二五、ウ)

「カタブク」(傾)

此明神ハ治レル世ヲ守ンカ爲ニ武梁ノ塵ニ交リテ鬚白髮ニ傾カセ給ヘル老人ノ翁ニテソ渡セ給ケル

(二六、オ)

重盛宗盛已下ノ人々目モ當ラレスシテサハカリカタフキ申サレケレトモ不力及

(二六、ウ)

神國ニ住テ神代ヲ繼、神ヲ崇メ給フ事朝家ノ徳政ナレハ山王ニカタサリ御シテモナトカ無御裁許トソ人傾、申ケル

(二七、オ)

ケニモ人ニスケレテ榮花ヲ開タリシアトモホトナクカタフク月ニナリニケ

(二七、オ)

金烏東ニカ、ヤケハ六部轉讀ノ法水三身佛性ノ玉ヲミカキ夕日西ニ傾ケハ九品上生ノ蓮臺ニ三尊來迎ノ心ヲハコヒ給ヘリ

(二五、オ)

「カツク」(被)

ツヨク引テ引カツクナ

(二五、オ)

肩ノ女房上童ナムトハラメキ叫テカチハタシニテ物ヲタニモ打カツカス迷



出テ倒フタメキサソキアヘル事云ハカリナシ

(二六九七ウ)

サナモ三日ト云日ハ蒨黄腹局ニ左右ノ小手ステアテ計ニ三尺五寸ノ大太刀  
ニロウサフノ小袖ヲカツキテヤフレカサニカヲ、カクシ三糸ヲ西ハ大宮ヲ南  
へ行

(二六四ウ)

「カツク」(潛)

遙ニホトヘテトカクシテカツキ上奉タリケレトモ此世ニモナキ人ニ成給ニ  
ケリ

(五八八ウ)

「カラマク」こは「給め巻く」の義カ

父源五右馬允番熊手ヲ以テ御クシヲカマラキテ船ヘ引上奉ニケリ

(二六三六ウ)

「カソク」(乾) (渴)

生テ甲斐ナキ露ノ身ヲムクラノ宿ニト、メヲキテ戀慕ノナミタイツカカソ  
カム

(二六四ウ)

年月ヲ隔レトモ昨日今日ノ御別ノヤウニ思食テ御涙モ未カソキモアヘス

(三六三三ウ)

トニカクニ只御涙ノミソ乾クアモ無リケル

(二六四四ウ)

「キク」(聞)

年來相具タリシ者日野西大門ニ有トキク

(二六七六ウ)

イカニモナリヌト聞カハ後ノ世ヲコソ訪ハメトテ

(二六四ウ)

今彼ノ仁ニシタカイテ本意ヲコソ途ストモ音ヲモ聞キ適形ヲ見タリトモナ  
クサミナムト思ケルカ

(二六三ウ)

遠ハ音モ聞ケ今ハアチカシ目ニモ見ヨ

(二五八ウ)

「キク」(利)

俄ニ大トノキノ綾ヲリカ中ニ目アカク手キ、タル二人ハカリキト召テ進セ  
ヨト云ケレハ

(二六四ウ)

「キラメク」

我ヲトラシト面々ニキラメキ給シカハ目出見物ニテソ有ケル

(二六八ウ)

「クダク」(擡)

擲刀ノ柄モ與ノ長柄モクダク計ン見ヘタリケル

(二六七ウ)

内府コソ正ク手ヲ下シ身ヲ碎キタル者ニテハハハ

(二六七八ウ)

「クツログ」

大納言ハ少シ寤ク事モヤ有ト覺シケントモイト、重クノミナリテ少將モ福  
原へ召下サルト聞ヘケレハ

(二六三三ウ)

鳥羽殿ヲ出サセアシ、カハ少シクツログヤラムト思食シカトモ高倉宮ノ

「鏡」は字鏡集に「クツログ」の訓あり

今昔物語卷二十  
九三三語ニ「然  
テ口ヲ開テ驚ノ  
以テ驚ノ頭ヨリ  
メテ身ヲ五ツ辛  
六辛巻テ尙殘タ  
ル尾ヲ以テ驚ノ  
足ヲ三返リ許テ  
縛ル様ニスレハ  
とある「辛巻」は  
この動詞の連用形  
を川の動詞の連用形



御事出来テ又イカニシタルヤラムカクノミアレハ心憂トソ被思ケル(中九十五ウ)

「クドク」

御年ノ程ヨリモヲトナシク御良モ御心ハヘモ勝レテオソシアシツル物ヲト  
サア〜クトカセ給ソ糸惜キ (六六七一ウ)

捨ラレ奉テ一日片時モ生テ有ヘシトコソ覺ヘテトクトキ立テ泣クニモサコ  
ソ思ラメトオホセハ (六三三二ウ)

「クルメク」(回轉)

船ハ浮ヌ沉ヌ漂ヘハ立タル扇ヒラメイテ座ニモタアラスクルメキケリ (六六六ウ)

「コグ」(漕)

遠江濱名ノ橋ノ夕塩ニ差シテ上ル海人小船コカレテ物ヤ思ラム (業七シ)

アレヨリツヨキ馬ハ多ク持以ヘトモ河ヲコキオヨキ以事生喰程ノ事ハヨモ  
以ハシ (五三三オ)

白鷺ノ遠樹ニ群居ヲ見テハ夷ノ旗ヲ靡カトアヤシミ夜雁ノ遼海ニ鳴ヲ聞テ  
ハ兵船ヲコクカト驚ク (六六七オ)

三十余艘ニテ船ノ舳ニカヒタテカキテヲセヤコケヤトテ押寄セタリ (六六四ウ)

「サク」(開)

櫻ノサキニサク時モアリ桃花ノサキニサク時モアリ (二六六オ)

「サク」(裂)

皇帝立歸テ我玉冠ニサシ給ヘル寶劔ヲ抜テ荆軻武陽二人カ口ヲハサキニサ  
キテ庭上ニ引下テ誅セラレケリ (三三三三オ)

「サウゾク」

十郎藏人謀ラシテ雑色三人旅ノ体ニ装束カセテ笠笠モタセテ平家ノ方ヘ向  
ソス (三七七四オ)

木曾官ナリタル驗モナクサノミヒタ、レニテアラムモ惡シトテ布衣(取装束)ニ  
東テ車ニ乗テ院ヘ參レケルカキナラソメ立烏帽子ヨリ始テ指貫ノスソマテ頭  
ナル事云量ナシ (四三三ウ)

この巻第四の例は「装束テ」とあれば「送假名」なけれども「サウゾク」によむべ  
きは明かなれば「逆用形」の用例とすべし。

「ササメク」(私語)

禁中サ、メキアヘリ (四八八オ)

「ササヤク」(私語)

行綱近々ト指寄テ小音ニナリテサ、ヤキ申ケル (二六三ウ)



ウトカラヌトシハ忍ツ、サ、ヤク時モ有ケリ

(二六四六ウ)

「サバク」

本所々衆怒走テ見ハヨニアヤシケナル下種女ノツクモカミヲサハキテ泣居タリ

(三六八ウ)

「サヤメク」

内大臣直衣ニテ大文ノ指貫ノソハ取テサヤメキ被入ケリ

(二六四七オ)

「サソグ」(騒)

平家ハ北ハ巖石也夜軍ハヨモアラシ夜アケテ後ソ軍ハアラムスラムトテユタムシタリケル所ニ俄ニ時ヲ造リアケタリケレハ東西ヲ失テ周章騒ク

(三六三二ウ)

六条西洞院ヨリ武士御所ヲサシテ馳參ル由申ケレハ法皇大ニサソカセオハ

シアス

(五六二二ウ)

禁中ノ上下周章騒、京中ノ貴賤走迷ヘリ

(二六九五オ)

「シク」(敷)

將門余リニ喜テケツリケル髮ヲモ取上スシテ白衣ナル大童ニテ讃岐圓座ヲ二ツ手ニ持テ出テニヲ俵藤太ニシカセ一ハ己レシキテ種々ノ響應事共ヲ云ケレハ

(二六七九ウ)

「シク」(布)

葦毛ハ尻足ヲシキテ前足ヲノヘテ岩ニ傳テ落ケルホトニ事故ナク城ノ内ヘ落立テ御方ニ向テタカラカニ二音三音ソイナ、キケル

(五六三二ウ)

夕日ニカ、ヤキテ波ノ上ニ落ケルハ秋ノ嵐ニ龍田川ニ紅葉ノチリシクカト覺ヘケル

(五六三九ウ)

「シク」(及)

實ニ善知識大因縁也何事カコレニシカム

(五六三オ)

ツク、世間ノ相ヲミルニ直ヒ代リハナケレトモ大事ノ空ヲユツルハ父母ニ親ニシクハナシ

(五六四ウ)

「シノグ」(凌)

彼玄井三藏ノ流沙葱嶺ヲ凌カレケム苦モ是ニハイカテカマサルヘキ

(四三三ウ)

少將ハ九月半スキニ嶋ヲ漕出テ風ヲシノキ波ヲソケ浦傳嶋傳シテ廿三日ト云ニハ九國ノ地ニ付ニケリ

(二六三三ウ)

「シバタ、ク」

サテ弓袋ノ新ニ新大納言ヨリ得タリケル五十端ノ布共直垂ト袴ニ裁縫テ家子郎等ニキセツ、目打シハタ、キテ居タリケルカ

(二六七一ウ)



「シヅク」(退)

三浦勢計ニテハアラス上總下總ノ人共モ一味ニナリニケリ大勢ニ取籠ラレテハ叶アシトテヲロク戦テ引退ク

(二六四九ウ)

城中ヨリ例ノ矢前ヲソロヘテ射ケレトモ金子少モ退カス

(二六七一ウ)

行家散々ニ打ヲトサレテ引退キ三川ノ國府ニアリケル所ニ信救行合テ行家ニ付ニケリ

(二六四五オ)

「スク」(好)

此人心スキ給ヘル人ニテ

(二六二一オ)

忠度此道ニスキテ道ヨリ歸タリシ志アサカラス

(二六七九ウ)

「スク」(憾)

平家方ニハ民部大夫成良ヲ副將軍ト被馮タリケレトモ四國ノ輩不進ケレハ漸ウシロ次第ニスキテ危クソミヘラレケル

(二六二六ウ)

「スク」

コレニヨテ池邊ノ魚捕等一丈計ナル棹ニ網ヲハリテ此馬ニ乗テ池上ノ水ニヲヨカセテ魚ヲスキケルニヨテ池スキト名タリ

(二六六オ)

「ススグ」(濯)

比丘ノ形トナリナカラ難値如來ノ教法ヲモ修行セス大日覺王ノ智水ノ流ニ

身ヲモス、カス

(二六三オ)

聽聞集會ノ万人隨喜ノ涙ヲ流シテ無始ノ罪障ヲ濯見聞覺知ノ道俗歡喜ノ袖ヲ刷テ即身成佛ノ非ヲ悟ル

(二六六オ)

「スダク」(集)

荒イソナリケレハ砂頭ニアトヲキサムカモメ奥ノ白スニスタク濱千鳥ノ外ハ跡フミ付タル形モナシ

(二六五三ウ)

「セク」(塞)

二万五千騎ノ兵共ニセカレテシタテヲワタシケル雜人ハ股膝ニソ水ハ立ケル

(二六六ウ)

二人ノ者共思ケルハ若君ヲハコ、ニテ奉失スルヨト胸セキ物モ不覺

(二六六ウ)

「ソグ」

(二六三オ)

平家大政入道ノカフロト名付テカミヲ肩ノアソリニソキテ十四五七計ナル童部ヲ二百人召仕給ケルヲ判官童二人取テ仕給ケリ

(二六六オ)

「ソソグ」(注)

三日ト云寅尅計ニ村雨ソ、キテ南風シツ一リテ北風又ハケシカリケリ

(二六七オ)



落ル涙ノソ、ク時取ソキテ何レト不見ケリ

(四二四、ウ)

「ソゾロク」

兵杖ヲ帶シタル人々モ皆ソ、ロキテソ見ヘラレケル

(一七四、ウ)

是ヲ承ル人々サ、ヤキアソケルハナニトナラセ申ソ、ロク間入道サスカ

恐レ奉リカク申ナルヘシ

(三六、三四、ウ)

「ソビク」

橋桁幽々トシテホソク高キ事碧天ニ登ク虹カトモ疑ツヘシ (五三、三、オ)

「ソビク」は四段活用の動詞なるを普通の辭書には載することなし倭訓聚には  
ソビク 雲のそびくといふは登え引く義なるべし

といへるを見れば、この語の存在を認めたるものなり、寛元本、字鏡集に、登字の訓にソ  
ヒクとあり、藤原清輔の和歌初學抄には、由緒ある詞の條中、霞の中に、そびくを載せた  
るもまたこれなり、連歌にては霞、雲、煙の如きものをば、そびきものと稱し、文字にて  
は「登物」と書けり、即上の「登ク」は「ソビク」とよむべきものなるは明かなり、なほこの動詞  
の當時に用ゐられし例は少からず、次に二三をわぐべし。

そのほど二上の嶽より黒雲そびき霞しきりにふりて五色の雲春日山に立か  
る  
廿日の巳の時に坊のうへに紫雲そびく  
(春日權現驗記第十九卷)

(法然上人行狀畫圖第三十七卷第四段)

延暦寺座主僧正増命和尚臨終の時は金光たち立ちに照し紫雲そびき異香室  
に満 (一遍上人繪詞第六)

又下二段に活用せしめて、そびけなど用ゐたるも見ゆ。

「ソムク」(背)(叛)

親ノ諫ヲ背カハ不孝ノ罪業難遁

(五三、三、オ)

御年卅七ニシテ世ヲ背、給ヘキ事ヲ夢ニ御覽シテ其年ニ成シカハ自ラ一乘

圓頓ノ眞文ヲ書寫シ閑ニ生死無常ノ哀傷ヲ觀シ給テ只佛ヲノミソ念シ奉リ給

ケル

(二七、七八、オ)

上ニハ恨ムル様ニモテナシケレトモ實ニ相背ク心ハ無リケリ

(二七、八四、ウ)

「ソヨグ」(戦)

イサ、村竹風ソヨキイサ、小川ニ浪立テ妻ヲ語山鳥チクラ定ル鷄、凡テ耳ニ

フレ目ニアカヘルモノ音、ニ哀ヲ催シ心ヲ傷スト云事ナシ (六六、五三、ウ)

春風ニソヨク松ノ響計ニテ亡魂ナレハ答フル人モ更ニナシ (二六、四三、ウ)

「タク」(焚)

正月十五日ハ毎年ニ精進潔濟シ給ケレハ今年モ又身心ヲキヨメ沐浴シテ本  
尊ノ御前ニ香ヲ焼、花ヲ薫シ給ケルカ西ニ向テ眠ルカ如クシテ引入給ヒキ



海ノタクモノ夕煙リ

(二六十四ウ)

平家ノ方ニモ向火タケトテ生田森ニ如形タイタリケリ

(三六八七ウ)

「ダク」(抱)

如案「サト光所ヲミシトタク」

(三六八七ウ)

サリトテハサテアルヘキニアラテハ片淵ノ有ケル所ニテ與ヨリタキ出シケレハ

(三六八七ウ)

「ダシヌク」左行四段「ダス」の例を参照せよ。

梶原此ヲミテキタナシワキミニハタシヌカルアシキモノヲトテサト河ハソ打入レケル

(五七七ウ)

「ダタク」(敲)

シハラク有テ門戸ヲ叩ク

(二六五ウ)

明禪長刀ヲフリアケ水車ヲアワシケレハ矢長刀ニタ、カレテ四方ニチル

(二六五ウ)

又渚ニ倒レ臥テ奥ノ方ヲアホラヘツ、露ニシホスレ波ニ足打アラハセテ頭ヲタ、キ胸ヲ打テ血ノ涙ヲ流テ終夜泣アカサレケレハ袖ハ涙ニシホレスンハ波ニソスレニケル

(二六五ウ)

「タナビク」

比ハ二月廿日余ノ事ナレハ遠山ニ霞タナヒキ越路ニ歸ル鴈金雲居遙ニ音信レ細谷河ノ水ノ色藍ヨリモ猶縁ニシテアハラナル板屋ニ苔ムシテカウサヒタル里アリ

(二六五ウ)

龍田山ノ秋暮タナヒク雲ニ不冥

(五五六ウ)

「タヒラグ」(平)

大方此后ノヒキ給ヘル琴ノ音ニハ空飛鳥モ地ニ墮テ武、武士モ怒レル心平キケリ

(二六五ウ)

「チカツク」

サル程ニ舟漕ツケテ忿キヲリテ我等カ方へ近付ク

(二六五ウ)

敏延高欄ノホコ木ヲ引ハナチテ踊リノキテ汝我ニチカツカハ汝カ頭ヲハ先ニ打破リテムト云ケレハ滿仲不近、シテ止ニケリ

(二六五ウ)

此女房ハ年來ナレチカツキ奉テ御子ナトアシ、ケレハ疎カラス思食シケル人

(二六五ウ)

トク漕寄ヨカシ都ノ事共尋ムト被思ケレトモアメヤカニ近付ケハ見苦サノ有様ヲ見エム事ノハツカシクテ

(二六五ウ)

「ツク」(附)



三位ノ軍兵アアク其數多ケレトモ一谷ニテカケヘタテラレテ散々ニナリニケレハ宮太瀧口時員ト云侍三位ノ跡ヲ尋テ追テ參リケレトモ追ツカス

(五、三、七、七)

「狗の林」は「駒の林」なり

忍ヒツ、只一人ツキメクリテ領送使ニ案内ヲ經テ狗ノ林アテ門送シタリケ

(二、六、六、六、オ)

サテ可然人々ヲハノセ申ヘシツキ、ノ人ヲハ乗ヘカラストテ船ニヨリツク者ヲハ大刀長刀ニテナキケレハ手打キラル者モアリ膝打ナカル、者モ有

(五、六、六、六、オ)

隨身一人ニ二人ツ、付ケ

(二、四、七、ウ)

「ツク」(衝) (突)

文學イタカレテカラ右宗カコカヒナヲ突ク

(二、六、二、六、ウ)

滿仲イカリテ腰刀ヲ拔テ敏延ヲツカムトス

(二、四、八、一、ウ)

此事世ニ披露スル物ナラハ我レ疑ハレナムストテ門ナル李ノ木ニ頭ヲツキ摧キテ失ニケリ

(二、四、四、三、五、ウ)

彼ノ岸ノ軍兵等弓ヲアクアテ引ムカ爲ニ甲ヲハキス數百騎ノ者共ヒキトリ

放ケル矢カス天ヨリ飛キタル事ナレハ入江ノ葦刈カアシヲタハテツクカコトシ

(五、六、一、三、ウ)

「ツク」(吐出)

熊谷平山馬ノ足ヲモヤヌメ我身ノ息ヲモツカムトテ引退クヨリハホロヲカナクリヲトシ我身ノ息ヲツイテケレハ又ホロヲカケテヲメイテ係入ル

(五、五、五、六、ウ)

三位入道ハ右ノ膝節ヲ射サセタリケルヲ木津河ノハタニテ高岸ノ有ケル隠ニテ鎧メキステ馬ヨリ下ツ、息ツキ居タリケルカ念佛百返計唱テ和歌一首讀ニケル

(二、四、六、六、ウ)

北面ノ輩ノ中ニハ黄水ヲツク者モ有ケリ

(三、六、七、ウ)

「ツク」(着)

直實タニモ平ニ渡リツカム事有カタシ

(五、六、三、三、ウ)

源氏ハ阿波國勝浦ニツキ軍ニ勝テ平家ハ白鳥丹生社ヲスキ長門國引嶋ニ付ク

(三、六、二、七、オ)

「ツク」(築)

サテモ大政入道ノ多ノ大善ヲ修セラレシ中ニモ福原ノ經嶋ツカレタリシ事コソ人ノシ態トハオホヘス不思議ナレ

(三、六、五、六、ウ)

泣々舊苦ヲ打拂ヒ墓ヲツキ父ノ御爲ニトテ道スカラ造持セラレタリケル卒都婆取寄テ

(三、六、四、三、オ)



「ツグ」

清盛嫡男タリシカハ其跡ヲ繼ク

(一六五、オ)

其時小松大臣ノ恩ヲ蒙テ頸ヲツカレンシ人ニ非ヤ

(一六五、オ)

神國ニ住テ神代ヲ繼、神ヲ崇メ給フ事朝家ノ徳政ナレハ山王ニカタサリ御シテモナトカ無御裁許トシ人傾、申ケル

(一六七、オ)

「ツグ」(注)

父伊榮ハ縁塗ノ烏帽子ニ引梯直垂打懸テ引カタスキテ、絁指ツキテ居タリケル所ニ伊村歸リ來レリ

(四二五、ウ)

「ツヅク」(繼續)

子ヲトセハ父モツ、ク

(一六三、オ)

サレハ熊野ヨリ下向後打ツ、キ悦ノミ在テ謗ハ一モ無リケリ

(一六六、ウ)

大庭三郎カ舍弟侯野五郎景久佐奈多与一ニ組タリツ、ケヤノト云ケレトモ家安ヲ初トシテ郎等共皆押隔ラレテ速ク者モナカリケレハ

(一六六、ウ)

「ツナグ」(繋)

サレトモツナカヌ月日ナレハ泣々讃岐ヘツキ給ヌ

(一六七、オ)

左手ニ法師ノ頸ヲ切テ鐵ノクサリヲ以テ四方ヘツナキタリ

(一六七、オ)

人ノ來レハ主ノ名ヲ呼付テ仲綱メ取テツナケ仲綱、ニハケヨ散々ニ

「速ク」は「速ク」の誤なるべし

悪管抄卷第四に  
御病ノ間此君ヲ  
ハシマシマササ  
バイカナル事カ  
イテコソズラン  
ト貴殿老少サ  
ヤキツ、ヤキシ  
ケルヲ、ヤキシ  
とあり。孝考とす  
べし

打テナト宣フ

(一六九、ウ)

「ツツヤク」

サシツル事ヨトソ高モ賤モサ、ヤキツ、ヤキケル

(一六三、ウ)

「ツブヤク」(呓)

其時ノ有職ノ人々ハ穴オソロシモノイハシサレハ夫ハヨキ例ニカハ有トソ

ツフヤキアレハケル

(一六四、オ)

「ツマヅク」(躓)

モシソコツナニモカ、リ石ニモケツマツカム時鞍フミカハシテ河中ニテ不

覺シ給フテ人ニ咲レ給ナ

(一六七、オ)

「ツラヌク」(貫)

ハテニハ物ニ狂テ竹ノ中ヘ走入テ竹ノ切クヒニタラレ懸リテツラヌカレテ

二人ナカラ一度ニ死ニケリ

(一六五、ウ)

馬ニモタアラヌ落ムトスル所ヲ千野太郎押並テ弓手ノ脇ニカヒハサミテ腰

刀ニテ頸ヲカキ切テ大刀ノサキニサシツラヌキ敵モ御方モ此ヲ見給ヘ向フ者

ヲカフロン習セ

(一六三、ウ)

「トク」(解)

サラヌタニ物思フ秋空ハ悲キニ昨日ハ懸ラ東山ノ東ニ並今日ハトモツナラ



西海ノ西ニトク

(三六八七ウ)

六月無礼トテ紐トカセ給ヘ

(三六三オ)

昔河邊ノ逍遙ノアリシニハ龍頭鷄首ノ御船ヲ浮テ錦ノ鬘ヲ解キ王公卿相前  
後ニ圍繞シテ詩歌管絃ノ興ヲ催シキ

(三六三ウ)

トク (説)

一ニハ我世ニ久住シテ法ヲ説キ常ニ衆生ヲ利益セハヤト思ヘトモ

トキメク

其後モ目出ク時メキ榮給テ

(三六五ウ)

トコロセク

先帝ノ昔ノ御面影思食出サセ給テ御心所セキテカクソ思食ツ、ケサセ給ケ  
ル

(三六三ウ)

嵐ノ音モノスコウシテ草葉ノ露モ所セ、露モ泪モアラソヒテス、ロニ哀ニ  
思給ケレハ

(三六三オ)

御衣ノ袖ヨリ洩出ル御涙ヨソノ袖アテモ所セク程也

(三六三オ)

この動詞は「トコロセシ」といふ形容詞より轉化して生ぜしものなるべし。上  
の如く連用形の「キ連體形」の「ク」あるを以て四段活用の動詞なること著し。形容  
詞の「トコロセシ」を参照せよ。

トツク (屈)

馬ノ足トツカハ船ヨリ鞍ハヲケ

(五六八ウ)

馬足トツキケレハ馬ニ乗移リ五十余騎ノ兵共射向ノ袖ヲアカウニアテ、汀  
ヘサツト馳上タリ

(五六八ウ)

トドメク (喧)

源氏ノ軍兵弓ノ絃打シ鎧ツキシト、メキテ匂リケル音ニ驚テ富士ノ沼群居  
ル水鳥トモ羽打カソシ立居スル聲ヲヒタ、シカリケリ

(二六九ウ)

諸司此一筆ヲ捧テサシモト、メク大衆ノ前毎ニ披露ス

(二六九オ)

ナク (泣) (啼)

入道モ穴哀ヤトテ泣ク

(二六七ウ)

打臥テ泣カレケレハ

(二六九ウ)

サレハコソヨク參ラシト申ツルヲ母ノ仰ノ重クシテ參タレハウキ目ミル事  
ノ悲シサヨトテナキキタリ

(二六三オ)

其後上下手々ニ火ヲ燃シテミ給ヘハ頭ハ猿ムクロハ狸ノ尾ハクチナハ手足  
ハ虎ナク聲スヘニソ似タリケル

(二六七オ)

ナグ

サテ可然人々ヲハノセ申ヘシツキ、ノ人ヲハ乗ヘカラストテ船ニヨリツ



ク者ヲハ大刀長刀ニテナキケレハ手打キラル、者モアリ膝打ナカル、者モ有

(五、六、六、オ)

「ナゲク」(歎)

サレハ世ニハ良臣失ヌル事ヲ愁ヘ家ニハ武略ノスタレヌル事ヲ歎ク

(三、七、四、ウ)

聞テハ老ノナミニ歎カン事ノ勞シサニ乍思告サリシカハ今一度ミモシミハ  
サリシニ我有様傳聞テハ今アテナカラヘテ有ン事モ有カタシ

(一、六、七、五、ウ)

宿習ノカキリアル事ヲ思遣ルト云ヘトモ運命ノ程無ク色ヲ歎ク悲フ

(三、六、六、ウ)

ナニシニ我身ノ出ツラムト千度百度歎ケトモ悔ニカヒソナカリケル

(二、六、三、オ)

「ナヅク」(名付)

清水寺ニ參テ出家シテ眞如ト名ツキタリ

(四、七、五、ウ)

「ナビク」(塵)

是程ノ道理ヲ以テ再三カヤウニ申ムニ横昏ヲ破ル入道ナリトモ争カ塵カサ  
ルヘキ  
多ノ年月ヲ送り數ノ歌ヲヨミ盡シナトシケレハ情ニヨリル言ニテ終ニハナ

(二、六、四、ウ)

ヒキニケリトソ聞ヘシ

(三、六、七、ウ)

皇后更ニ勅ニナヒク詞ナシ

(二、六、三、ウ)

「ナマメク」

ナヘヤカナル直垂ノコシツキ又ヘリヌリノエホシノキソニイタルマテナマ  
メキテソ見ヘケル

(三、六、七、ウ)

ツアニ轉ル蕊ノ野邊ニナマメク忍音ヤ

(五、六、七、ウ)

「スク」(拔)

寄合テ戰ホトニ經高薄手負ヌサルホトニ高綱後ヨリ來加タリケルニ矢ヲハ  
ヌカセテケリ

(二、六、四、ウ)

其上忠盛朝臣太刀ヲスキテ火ノホノクラカリケル所ニテ鬘髮ニ引アテ、拭  
ハレケリ

(二、六、七、ウ)

本馬ハ落立テ大刀ヲ抜ク

(五、六、二、オ)

以上は、矢刀にいへる例なり。而して、之に用ゐたる漢字は上の例に見ゆる、拔  
なり。然るに、この「拔」字をば次の如く用ゐたる例あり

君カクテ渡セ御ソシマセハ甲ヲ拔キ弓ヲハツシテ降人ニ參ルヘシト返答可  
有トソ宣ケル

(四、六、七、ウ)

この例につきて考ふれば、この時の筆者は、衣類を脱すると、矢刀などを抜き



とるとは、同じ語と認めたるものとみらる。しかるに、脱却の方は通例「スグ」と濁音にすべきものと認められてあり。若、この書の當時かく抜と脱とによりて活用の上に清濁の區別ありしものならば、抜を以て「甲ヲ脱ク」意に用ゐるべき筈もなきを以て考ふるに、この時は、語一にして二意をあらはしたるものにあらざるか。現に越中の方言にては衣を脱するは

キモノヲヌク

肌をあらはすは

ハダヲヌク

といひて、濁音にはせず、古言清濁考には、

ぬく 脱 く ○ ● 難定 奴岐 奴棄<sup>古</sup> 奴伎<sup>方五ノ</sup>

と見え、古事記傳には

棄字は上卷に奴棄字<sup>五</sup>とあるのみなり。

いひてそのつぎに、

同じつゞきに此言の今一あるには奴岐と書り。

とありて、その「岐」は清濁通用とし、棄は濁音としたれど、その上に示す如く「奴棄字<sup>五</sup>」の例一によれるものにして、この「ヌギ」の「ギ」が本来「キ」となるべきものならば、論なけれどもこの「ギ」が清濁に通ずるものとすれば、また清音と認む

べきものにして、所謂循環論法によれる證明なれば、確證とはすべきにあらずるなり。萬葉集卷五、令反感情歌には

宇既具都遠奴伎都流其等久布美奴伎提由久智布比等波

とある「伎」は記紀萬葉いづれにても清音の假名なるを以て考へ、又かの棄字は本来清音にして萬葉にてもまた清音に用ゐたるを以て考ふるときは、寧ろ「岐」もまた清濁通用のうちにても清音とすべきものなるべし。されば、今こゝには、上の用字上の關係とこゝに説けるが如き事證として清音の活用と斷ぜり。次にこの語の用例あぐ。

甲<sup>ヲ</sup>につきていへるもの

大將軍カクスレハ家子郎<sup>モ</sup>甲<sup>ヲ</sup>ヌク (六、二、六、オ)

木曾ムアヨリヲリカフトヲヌキテ三度是ヲ拜シ奉テ (三、三、三、ウ)

鎧物具につきていへるもの

サルニテモ大將軍ノ物具ヲハ脱セヨトテ物具ヌカセテ召具タリ (六、七、オ)

(人)盤廊ニ鎧ヌキヲキテ鎧直垂計ニテ御前近參リ給テ被申ケレハ (三、三、三、ウ)

衣服にいへるもの

彼延喜ノ聖ノ四海ノ民ヲ何ニサムカルラムトテ御衣ヲヌカセ給ケム事思食  
出シテ吾帝德ノイタラス事ヲ歎カシク思食ソ、御心ヲヒソメカシテ御ケルニ



萌黄ノ裏ツケタルウス香ノ直垂ヲヌキヲキテコキ墨ソメノ衣ノ色落ル涙ニ  
シホリアヘス (三六八ウ)

「肩をぬく」といへるもの

父伊榮ハ縁塗ノ烏帽子ニ引柿直垂打懸テ引カタヌキテ弓絃指ツキテ居タリ  
ケル所ニ伊村歸リ來レリ (四二五ウ)

「ヌク」(貫)

萌黄ノ腹巻ニ左右ノ小手指シテ三枚甲ノ緒ヲシメテ大刀ヲヌキ船ヨリ飛下  
テ佐藤三郎兵衛カ頸ヲ取ントテ打カ、ル所ヲ弟佐藤四郎兵衛ヨリハアソテ立  
留テヨ引テ射箭ニ菊王丸カ腹弓ノ引合ヲツト射ヌク (三六五ウ)

「ノク」(退)

物具ノアキアヲサ、ムトスレハ昌命サ、レシトヲトリノク (三六四ウ)

手ヲ合テ助サセ給ハ、忠快ヲハ宥シハハント被申ケレハ指ハツシテノカセ

給ト御覽シテ打驚タリケレハ身ヨリ汗カ、セ給クルシキ事限ナシ (三六三ウ)

余リニカハユキ様ナリケレハ各ノ面ヲソハメテノキニケリ (三六三ウ)

昌命承リストテ大刀ヲ額ニアテ、後サアハハトヲトリノケハ行家ツ、キテ

出テ丁ト切レハ昌命又ムスト合ケル程ニイカ、シタリケム大刀ト、切組々

「ノゾク」(覗)

法皇ハ閑ニ立セ給テ中門連子ヨリ御後ノ隠サヒ給マテノソキ進セヲハシマ  
ス (三六二ウ)

「アゾク」(除)

雖然、文學全世間ヲ諷ヒ憂身ヲ渡ラムトスル事ナカリケレハ僅ニ身命ヲツキ  
テ飢ヲ除ク計ノ外ハ不留シテ返シケリ (三六二ウ)

「ハク」(佩)

金作ノ太刀カモメ尻ニハキナシテ (二六八ウ)

藤ノワラツツヲタニモハカサレハヒタスヲノハタシニテ人モカヨハヌ海岸

鳥タニモヲトセヌ深山ヲ泣、ツレテオハシケム心ノ内ソ哀ナル (二六八ウ)

其比ノステ者登蓮法師折節ウラナシヲハキテ中門ノ前ノ月ヲ詠シテ通りケ

レハ (二六九ウ)

「ハク」(掃)

殿守ノトモノミヤツコ朝雪メセムトテ悉クハキステヌ (三六四ウ)

「ハク」(吐)

其後ハ者共カシコカラニコ、カシコヨリ走出テ手取足取ハタラク所ヲハカ



リく打トモハレトモ少モイタマス猶散々ノ悪口ヲ吐ク

(三六三六、ウ)

「ハグ」(剝)

我ハ三浦ノ大介ト云者也カクナセソト云ケレトモ不叶直垂モハカレニケリ

(三六七三、ウ)

男ト覺シキ者ハ木ノ皮ヲハキテハテカツラト云物ヲシ褒ニカキ腰ニ巻タレハ男女ノ形モミヘワカス

(三六四四、ウ)

「ハグ」(剝)

山鷄ノ羽ヲ以テハキタリケルカ本卷ノ上一寸計置テ三浦平太郎義盛ト染ニテ書タリケルソ物ニモツヨクタチアタ矢モ無リケル

(三六三三、オ)

「ハタラク」(動)

こは單に物の動くをいへり現今用ゆるもの意と差あるを見よ

只ナアシキ骸骨ノハタラカセ給ニテコソ渡セ給メレト申ケレハ

(三六五九、ウ)

我カスミ給ヒシ方ヘオソシテ見給ヘハカケナラハタリシ御簾モ立ナラハタリシ屏風アテモハタラカス昔ノア、ナリ

(三六四六、ウ)

女房達モ丹波局ヲ始トシテ一人モハタラキ給ソス

(三六六一、ウ)

法皇ハ正キ御祖父ニテ京都ニハタラカテオソシマサハ

(四二四、オ)

馬モヨハリテハタラカス主モツカレテ身モヒカス

(三六三三、オ)

少將モ康頼モ磯ニ出テ遙ニ鹽瀬ノ方ヲ詠レハ漫々タル海上ニナニトヤラム

(三六三三、オ)

ハタラク物アリ

(三六三三、オ)

其後ソ者共カシコカラニコ、カシコヨリ走出テ手取足取ハタラク所ヲハカリく打トモハレトモ少モイタマス猶散々ノ悪口ヲ吐ク

(三六三六、ウ)

「ハナヤク」

この例は「聲」と「書き」傍に「ハナヤク」と訓めるに「聲」を「ハナヤク」とよめるに「書き」を「ハナヤク」とよめるに「声」と「書」の「ハナヤク」とよめるに「声」と「書」の「ハナヤク」とよめるに「声」と「書」の「ハナヤク」とよめるに

此人々ヲ始トシテ一門ノ卿相雲客今日ヲ晴ト聲、花ニ引修ヒテ青海波ノ垣代ニ立給ヘリシ中ヨリアノ殿青海波ヲ舞出ラレタリシ有様嵐ニタクフ花ノ苞、天モ耀ク計ナリシ事ノ只今ノ様ニ覺ルソトヨ

(五六四七、ウ)

「ヒク」(引)

近モ遠モウラヤミテ目出カリツル事哉トテ祝ノタメシニモヒカレツル事ノイツシカクノミナレハ

(三六七三、オ)

サテモ故京ニハ辻毎ニ堀ホリ逆向木ナト引、車モ輒可通無レハ希ニ小車ナトノ通モ道ヲヘチテソ行ケル

(三六六六、オ)

緋ノ玉墻神サヒテ引ク四目繩ノ跡モ無シト申タリケレハ

(三六四四、オ)

「ヒク」(退)

陸軍ハ早走ノ逸物ノ曲進退ナル馬ニ乗テ蒐ト思ヘハカケ引ト思ヘハ引ク、手ヘモ妻手ヘモマワシ安キ事ニテハ

(三六四四、ウ)

佐井ハ敵ヲ簡テ引カハ人ニ咲レナムスト思テ不退

(三六三三、オ)







「啓」は「弊」の誤

風モ吹カサルニ闕伽ヲシキ流レテ西ヲサシテ行ク

(二六七ウ)

今夕曉アテ住僧貝ヲ吹キ禪侶啓ヲナラシテ貴カリツル有様須臾ノ間ニ長ク

絶ヌ

(三六六五オ)

風フケハタ、ヨウテアヤウクミュレトモ風ニ當ルコトニ勢大ニナリアサリ

テカコトニツヨクナル

(三六四九オ)

「フク」(葺)

上ハ瑠璃ノ瓦ヲ以テ葺、下ハ金銀ヲ整ケリ

(三六四三オ)

「フサグ」(塞)

西ハ足利判官代義清丹波國ニ打越テ大江山ヲ打塞クト聞ニ

(三六五七オ)

手繩カヒクリ鏡フミハリ目ヲフサキテ馬ニ任テ落シケレハ

(五六六三オ)

「フセグ」(防)

只富士川ヲ前ニアテ、防カセ給ハワムニ叶ソスハ都へ歸上ラセ給テ勢ヲ倍

(三六九二ウ)

テ又コソ御下ハワメト申ケレハ

(三六九二ウ)

アナタコナタ谷ヲフセキ南北ノ岸ヲ濕シ水面遙ニ見渡リテ水海ノ如シ

(三六二一ウ)

城西浦ノ手ヲハ義澄フセクハシトソ下知シケル

(三六七一オ)

「フタグ」(塞)

只土ノ少シ高クテ八重ノ葎ノ引フタキ昔深シキタル計ソ其時ニ

「フタメク」

(三六四三ウ)

肩ノ女房上童ナムトハラメキ叫テカチハタシニテ物ヲタニモ打カツカス迷

出テ倒フタメキサソキアヘル事云ハカリナシ

(三六九七ウ)

「フミシダグ」

京ヨリ具シタリケル女房共モ皆捨置タリケレハ砂ノ上松ノ下ニ袖ヲ片敷袴

フミシダキテ泣臥タリケルヲ其邊ノ者共憐テ都へソ送りケル

(三六二一オ)

「ホトク」(解)

アヤシト寂覽ノ經ルニ結付タル書ヲクヒホトキテ落シタリケルヲ

(三六九二オ)

「ホノメク」

イサリ火ノホノメク影ヲ見テモ源氏ノ近付ニヤト肝ヲ失ヒ魂ヲケス

(三六九二オ)

「マク」(巻)

舞ノ袖ヲヒルカヘシ簪ヨリ上サマニアキアケタル形ニ似タリケレハ巻アケ

(三六四四ウ)

ノ筆ハハヤシト

(三六七一ウ)



梶原源太景季係ル時ハハタヲサ、ケホロヲカケ引時ハイツノホトニアクラムハタヲアキホロヲスイテ度々入替々戦ケリ (五、六、七、ウ)

「マネク」(招)

明ル廿六日辰尅ニ平家ノ方ヨリ又扇ヲ上テ渡セヤ、トテ源氏ヲ招ク (五、六、七、ウ)

(五、六、七、ウ)

撥ニテアテキ給ケムモカクヤ有ケムト其夜ヲ被思知ケリ (三、四、五、ウ)

「ミガク」(曆)

身ハ能ク朝廷ノ月ニアツムテ心ハ偏ニ佛教ノ玉ヲミカク (二、六、七、ウ)

(二、六、七、ウ)

昔ハ大伽藍ノ寺務職トシテ八十余ケ所ノ莊務掌トリ給ヘリシカハ京極御坊白河御坊鹿谷ノ山庄アテ座モツケシト作りミカ、レテ棟門平門ノ中ニ二三百人ノ所従眷屬ニ口達セラレテコソ過給シカ (二、六、七、ウ)

(二、六、七、ウ)

サレハ二六金殿之間ニハ朝夕玉樓ヲ登キ長生仙洞之中ニハ綾羅錦繡ニノミアツハサレテコソ明シ晩シ給シニ今ハ八重ノムクラノ下ニ臥給ケム事悲トモ思フ (二、六、七、ウ)

(二、六、七、ウ)

「ミチビク」(導)

只ハヤ命ヲメシテ淨土ニミチビキ給フ (二、六、七、ウ)

(二、六、七、ウ)

「ムク」(剝)

寒中ニ一衣ヲモキタル者ヲハ上下ライソスハキトリケトハ男モ女モ皆赤裸ニムカレ心ウキ事無限 (四、五、九、オ)

(四、五、九、オ)

「モグ」

小平六モ鹿ノ角ノ一草カリヲモキナムトスル者ニテアリケレハ普通ニハ強リケレトモ下押ツメラレテ盛俊カ片ソキニハサミ(テ)スコシモハタラカサス (五、六、七、ウ)

(五、六、七、ウ)

「ヤク」(燒)

己レカ好ム物ナレハ鉞ヲモ食ケル間ハテニハ薪ノ中ニ積ミ籠メテ火ヲサシツ、燒クニ七日七夜燃ニケリ (二、六、七、オ)

(二、六、七、オ)

「ヤハラグ」(和)

入道今度ハ事ノ外ニ和キテケニモト思ソレタリケニテ (三、六、七、オ)

(三、六、七、オ)

「ユク」

縦一丈二丈ノ木ナリトモ油黄嶋ニテ漫々タル海ニ入レタラムカ新羅高麗百濟鷄旦ヘモユラレユカテ安藝國又新宮マテヨルハシヤハ (二、六、七、ウ)

(二、六、七、ウ)

夜ニアキレテ光能卿ノ許ニ行キ人モ知レスアル女ヲ以テ密ニ文ヲ遣シタリケレハ (二、六、七、ウ)

(二、六、七、ウ)

是ヲ見ニ付テモカソリユク世ノ習アスカノ河ノ淵瀬ニモカキラサリキト哀







前後五万余騎カラメク（三六三二ウ）一谷ニヒ、キ峯ニヒ、キテヲヒタ、シクソ聞ヘケル

ロ、サ行四段活川動詞

「アカス」(明)

又渚ニ倒レ臥テ奥ノ方ヲアホラヘツ、露ニシホヌレ波ニ足打アラハセテ頭ヲタ、キ胸ヲ打テ血ノ涙ヲ流テ終夜泣アカサレケレハ袖ハ涙ニシホレスソハ波ニソヌレニケル（二六二四ウ）

ヒトリ向テ誰ヲタヨリニテカ明シ暮ラスヘキ（二六二七ウ）

吉野奥へ尋入人モ皆風ニサソワル、習アレハ散ヌル後ハ木本ヲ惜テ岩ノ枕ニ夜ヲアカス人モナク家路へ忿キ月ノ秋明月ヲ尋テスア明石ニ浦傳スル人モ又山ノハニ傾クタメシアレハ入ヌル後ヲシタヒテ海人ノ苦屋ニ宿リモヤラススキコシアタリヲ尋ケリ（二六二五ウ）

「アンバス」(遊)

其外御手ツカラ金泥ニテ提婆品ヲアンハサレタリケリ（二六二八ウ）  
帝御夢ノ次第ヲ御自筆ニアソハシテ御威ノ院宣ヲ衆徒ノ中へ被下タリケルトソ承ハル（二六二九ウ）

「アマス」(餘)

イカナル賢王聖主ノ御政モ攝政關白ノ成敗ヲモ人ノキカメ所ニテハナニトナク代ニアマサレタルイタツラ者ノカタフケ申事ハ常習人（二六三〇ウ）  
義仲馬ノ足ヲ一所ニ立重テ敵ヲサキニ係アアシテウラへ係トヲレハ（二六三一ウ）

其義ナラハ一人モアアスナトテ彼等カ立籠タル所へ押寄テ戦（二六三二ウ）

「アヤス」(滴)

我サへ愛名ヲ流テ差シモ賢ニオハセシ父ノ首ニ血ヲアヤサム事口惜テ千度百般心ハ進給ケレトモ戀ト恥トヲ比レハ恥ハ猶モ悲テ泣々高野山へ詣給ヒ人ヲソ尋給ケル（二六三五ウ）

御指ヨリ血ヲアヤシ五部ノ大乘經ヲアンハシテ御室へ申サセ給ケルハ（二六三六ウ）

「アラス」(荒)

アタラ馬ヲ終ニアラシヌル事コソ念ナケレ（二六三九ウ）

「アラハス」(顯著)

此御堂ヲハ殊ニ取沙汰シ給テ千牀中尊ヲ丈六ノ面像ヲハ自ラキサミ顯ハサレタリケルト承コソ目出ケレ（二六四〇ウ）



「左馬守」本のまゝ

朝敵三代コソ名ヲアラソス事恐レ有リツレ今ハ三代スキ給ヌレハ何かハク  
ルシカルヘキトテ左馬守行盛ト名ヲアラソシテ此歌ヲ被入タリシコソヤサシ  
クアワレニオホヘシカ  
(三六八、オ)

「イカラカス」

又羽ノ音ニ遷ル時人皆目ヲ怒ラカシ頭ノ髮空サアヘ擧リケリ  
(二四〇、オ)

「イタス」(致)

今ハ彌ヨ信心ヲイタス  
(六八、オ)

胡國追討ノ使ニ被撰之時ハ彼國ヲ亡シテ君ノ爲ニ忠ヲ致サムトコソ思シカ  
(二九六、ウ)

參詣ヲ不遂道ヨリ下向シテ合戦ヲ致シ其功ニ依テ親子兄弟大國ヲ兼テ兼官  
兼職ニ任シケル上ハ三品階級ニ至アテ九代ノ前蹤ヲ越ラレケル  
(二六、ウ)

延暦寺ノ衆徒先例ヲ背テ狼籍ヲ致セハ即座ニ手向ヒアルヘキニ心深思事ア  
レハ一詞モ出サス  
(二四、オ)

「イダス」(出)

夜モ明レハ船ヲ指出ス  
(二五、オ)

延暦寺ノ衆徒先例ヲ背テ狼籍ヲ致セハ即座ニ手向ヒアルヘキニ心深思事ア  
レハ一詞モ出サス  
(二四、オ)

刀ノ鞘ニ馬ノ尾卷タルヲ拔出シテ向フ敵ノ内甲ヲ指ケレハ無左右衛門者ナ  
シ  
(二四九、ウ)

トツ〜此船出セ  
(二七、ウ)

「イマス」(御座)

安藝守直人ニイマサスト奉見  
(二七、オ)

「イヤス」(癒)

是則定業ノ病ヲ癒サル事ヲ示ムカ爲ス  
(二七、オ)

難驗病ヲイヤシ難キ生命ヲ生シカハ時ノ人藥師如來ノ化身歟將又昔婆カ再誕  
カト疑フ  
(二六九、オ)

然ハ名醫トシテ疵ヲハ癒ストモ命ヲ療ヘカラス  
(二六八、ウ)

「ウゴカス」(動)

ヲメキ叫フ聲雲ヲヒ、カシ地ヲ動ス  
(二四七、ウ)

「ウツス」(遷)

一旦ノ災忽ニ起ツ、九重ノ花洛ヲ出テ千里ノ外ニ移サレテ終ヲ遠境ニ失給  
ヘリ  
(二六、ウ)

末代ニ此京ヲ他所ヘ遷シ又世ヲ乱シ者アラハ必ス罰ヲ加ヘ崇ヲナシテ長ク  
此京ノ守護神ト可成トテ東山ノ嶺ニ西向ニ立テ被埋ケリ  
(二二、オ)

用字本のまゝ







「オトス」(落)

良久水ノソコニテラムクヒサカモキ引ヲトシ大繩小繩キリ落ス (英十五ウ)  
先ニヲトス者ハ後ハ落ス者ニフミコロサレ後ニ落ス者ハ今ヲトス者ニオシ  
致サル父ヲトセハ子モヲトス子ヲトセハ父モツ、ク主ヲトセハ郎才モヲチカ  
サナル馬ニハ人ミニハ馬上ヤ下ニヲチ重テ俱利迦羅谷一ヲハ平家七万余騎ニ  
テハセウメテケリ (三六三三ウ)

天野藤内罷歸テ面モフラスコシモヲトサス兵衛佐ノ詞ノ上ニヲノレカ詞ヲ  
サシクワヘテ詳ニソ云タリケル (三六三三ウ)

「オドス」(威)

薩ノ地ニテアヤシキ文ヤ持タルトサカスト人ノヲトシハシヲソロシサニ  
恐ナカラ本ユイノ中ヘシコメテ參テハトテ取出テ奉リタリケレハ (二五七七ウ)

「オドロカス」(驚)

五畿七道コトクク肝ヲツフシ耳ヲ驚サスト云事ナシ (二七五ウ)  
聞彼聞是ニモ只耳ヲ驚シ心ヲ消ヨリ外ノ事ナシ (五五九ウ)  
此土佐モ卅六町ノ外ニアルモノヲ呼驚カス大音聲ナリ (二五五ウ)  
逸物ナレハトテ馬ニ心ユルシテ常ニハ鞭ノカケヲシテ馬ヲキヒシク驚カセ (二五七ウ)

「オハシアス」(御座)

主上モ以外ニ敬慮ヲ驚サセオハシアス (二七七ウ)  
誠ニ我父ノ首ニテオソシアサハ頼朝ニ冥加ヲ授ケ給ヘ (二四七ウ)  
御堂ノ正面ヨリ虚空ヲ飛上テ惣門上ニ暫クヲハシアシケリ (二七ウ)  
多參テハハ、種々ノ御引出物タヒテ俄サセオハシアセ (二五五ウ)

「オホス」(生)

朝夕二人ノ中ニヲ、シ立テ明テモ晩テモ見ニアキタラス (二七ウ)

「オボス」(思)

少將ハ今朝ヨリ流ル、涙ハ盡セヌニ北方ノ氣色ヲ見給ニイト、セムカタナ  
クソオホサル (二五二ウ)  
朱雀ヲ南へ行ケレハ大内山ヲ顯ミテモオホシ出ル事多カリケル中ニモカク  
ソ思ツ、ケラレケル (二五二ウ)  
只有シ松原ニテイカニモナラテ再物ヲ思フコソ悲ケレト覺スソ糸惜キ (二五二ウ)

「オホシメス」

志計ハイカニトオホセトモ軍場ナレハ不力及 (二六三ウ)  
カヤウニ親ク罷成テハハトテ申トヤ思召サレハラン (二五ウ)



定テサコンオホシメシハラメ

(一六六八ウ)

オホシメヌサマニテソ渡ラセ給ケル

(三六九七、オ)

兼平一人ヲハ余武者千騎ト思召セ

(五三二九、オ)

「オロス」(降)

然而寂慮ニ背事有シカハ高祖重ク誠テ庭尉ニオロサレテ罪セラル

(一六四六、オ)

山風スコク吹ヲロシ木ノ梢モサタカナラス

(一六九、オ)

息ヨリ追ヲロセ船ニ付テヲヨカセヨ馬ノ足トツカハ船ヨリ鞍ハラケ

(一六八ウ)

息ハオキナリ

「カス」(貸)

東山禪林寺ト云所ニ籠居テ人ニ物ヲ借シテナム月日ヲ送ル謀ニソシ給ケル

(一六三七、オ)

願ハ汝ヲ首ヲ借セ

(二四二七、オ)

「カイフス」(搔伏)

十郎イカ、思ケンカイフシテ迹ル處ヲ追カ、リテ十郎カ甲ノシコロニカナ

(一六二一、オ)

クリツク

「カカヤカス」(糶)

露吹ムスソ秋風ハ鏡ノ袖ヲヒルカハシ雲井ヲ照ス稻妻ハ甲ノ星ヲカ、ヤカ  
ス

(一六四四、オ)

二人ノ從僧ハ日光月光々リヲカ、ヤカシ十二人ノ下僧ハ藥師ノ十二神將ニ

(一六七、オ)

「カクス」(隠)

敵ニ勢ノカサ見ヘナハアシカリナムトテ松長柳原ニ引隠ス

(三三三、ウ)

腹卷ノ上ニ素絹ノ衣ヲ引懸テ胸板ノ金物ノハツレテキラメキテミハケルヲ

(一六四一、ウ)

隠サムト頻ニ衣ノ胸ヲ引チカヘソセラレケル

小松ノ大臣ニハ隠シ給テ經遠カ許ヘ大納言失フヘシトソ内々宣タリケル

(一六六七、オ)

行テ最後ノ恥ヲカクセカシ

(一六七九、オ)

「カザス」(挿頭)

本三位中將殿ノ御使ニテハ櫻カサ、セ給テハニ申セトテハ

(一六六六、ウ)

「カハス」(交)

源氏ノ軍兵弓ノ絃打シ鏡ツキシト、メキ匂リケル音ニ驚テ富士ノ沼群居ル  
水鳥トモ羽打カワシ立居スル聲ヲヒタ、シカリケリ

(一六九四、ウ)

「カヘス」(返)



十五日僧綱才勅宣ヲ奉テ子細ヲ衆徒ニ相觸ントテ登山スル處ニ衆徒才猶嘖ヲ成テ追返ス (一六六五ウ)

後良久以テ羅箱蓋ニハ砂金百兩入ラレテ返サレハ (四三二、オ)

藏人ヲ遣シテ如意輪ノ御本尊ヲ召返シ御持僧ヲ改易セラル (一六六一、オ)

秘藏物之我ニ返セト仰ラレケレハ (一六五三、ウ)

「カヨハス」(通) 道ミヲ塞キテ人ヲ通ワサミルヨシ申ケレハ (一六五三、オ)

心ニク、思テ我モト文ヲカヨソシ縁ニ付テ契ヲ結フヘキ由申ケレトモ (一六五三、オ)

不聞入シテ 舟ノ内ニ云通ハス詞共サシモ戀シキ都人ノ音ニ聞ナシツ (一六五三、オ)

「キコシメス」 廿一日ニ春宮ノ御袴着御アナキコシメスナト花ヤカナル事共世間ニハ伺リケレトモ法皇ハ御耳ノヨソニ聞召ソ哀ナル (一六五三、オ)

ハカナクナリタリト聞食サハ必ス御念佛ハヘシ (一六五三、オ)

上皇是ヲキコシメシ誠ニ目出キ事ナリ今アテ此ヲ思食ヨラサリケルコソ返々モ愚カナレカヤウノ事ハ延引シヌレハサソル事モアリヤカテ明朝御幸有ハシト勅定有ケレハ (一六五三、ウ)

カウハ聞食セトモ若御事ニテモハハ、彌不便ノ事ニハハスヤ (一六五三、ウ) 南無歸命頂禮天照大神正八幡宮體ニ聞食セ (一六五三、ウ) 「キザス」(崩) 上皇深ク思キサス旨以ト計リ申サセ給テ如初御泪ノ浮ケレハ (一六五三、ウ) 「キラメカス」 祐慶少モ憚ラヌ扇開仕テ竹ヲシアケ胸板キラメカシテ申ケルハ (一六五三、ウ) 「クダス」(下) 大衆ノ蜂起ヲ被制ケルニ衆徒散々ニ陵礫シテ着物ヲハキ取テ追下ス (一六五三、ウ) 時尅ヲ廻サス追下タサルヘキ由宣セラル、ニ暫モヤスランハカラス (一六五三、オ) 内府コソ正ク手ヲ下シ身ヲ碎キタル者ニテハハハ (一六五三、オ) 「クツス」(崩) 夜半ニ上ノ山ヨリ岩ヲクツシテテ落ニケリ (一六五三、ウ) 「クツカヘス」(覆) 夜部殿下ノ御出ナリケルヲ平家ノ侍大炊御門猪隈ニテ待請アイラセテ散々ト追散シテ御車覆シ前駈御隨身本鳥ヲ被切タリケルヲ作タリ (一六五三、ウ)



「クモラカス」

近衛院未タ幼帝ニテ渡ラセ給ヒケル當初ニ何トナク御手マサクリニカキクモラカサセ給ケルカ少モ昔ニカハラテ有ケルヲ御覽セラレケルニ(本三七ウ)

「クラス」(暮)

源氏ハ搦手ノ廻ヲ待テ日ヲクラサムトスル謀コトヲハシラスシテ平家ノアヒシラヒケルコソハカナケレ

(本三三ウ)

此間ハ打ツ、キ空カキクラシハケシカリケルカ今日ハ日モウラ、カニ波風モ和カナリ

(本三三ウ)

只一筋ニ思切テアカシクラス草ノ庵ヲハイカニシテ聞傳テヲハシタルソト申ケレハ

(本三三ウ)

カヤウニ浪ノ上ニテアカシクラセハ思カケヌ波風ニ逢テ心ナラス身ヲ徒ニナスタメシモ有ソカシ

(本三三ウ)

「クリカヘス」

情ヲクリカヘシ物ヲ案スルニ

(本三三ウ)

「ケス」(消) これに對して又「ケッ」あり。タ行四段の條を見よ。

道スカラ駒ヲ早ムル人アレハ我頭ヲ打ムスルヤラムト心ヲ盡シ傍ニサ、ヤク者アレハ只今カト肝ヲケス

(本三三ウ)

「ゲガス」(汚)

老少共ニ魂ヲケシ鳥獸モ悉ク心ヲ迷ス

(本六一ウ)

成親已下ハカリシ事共ハ正ク見聞シ事ナレハ我身モ其人數トヤ思ケカサルラムナレハ唯今モ召籠ラル、事モヤ有ラムスラムト心中ニハトカク案シツ、ケラレケルニ

(本六一ウ)

平家ノ一門ハ皆建礼門院ノ御故ニ承相ノ位ヲケカシ國柄ノ政ヲ掌トル

(本三三ウ)

此瀧ケカスナアノ法師ヨリテ助ケヨト被仰ツル間

(本三三ウ)

「コス」(越)

光盛サシクツロケテ堀ヲコス

(本六十四ウ)

是ヨリ向ヘハ投コサムハ何ニ

(本三十九ウ)

手塚是ヲミテハセナラヘテ實盛カ鎧ノ袖ニツカミ付テエコヘヲ出シテ引クニ鎧ヲコシテ先ニ落ニケリ

(本三十五ウ)

「コボス」(潑)

涙ヲコホシ汗ヲ流シテソオハシケル

(本十七ウ)

「ココロザス」

我モト先陣ヲ心サス

(本五十九ウ)



「コラス」(凝)

是則難得ノ思ヒヲコラシ、渴仰ノ志ヲ盡シ給作法ナリ

(三六、五四ウ)

「コラス」(懲)

善ヲス、メ惡ヲコラス、タメシニヤトオホヘタリ

(三六、五七ウ)

「コロス」(殺)

成良様々ノ惡口ヲシケレハサハラハニクシトテカコニ入テ中ニ提テ下ニ火ヲ  
燒テアフリ致ス

(三六、六一ウ)

射致シ切致サテトモ散々ニ懸散シテ右府生武光ヲ始トシテ引落〜十九人

(三六、六九ウ)

アテ本鳥ヲ切ル

(三六、七〇ウ)

一言主重テ奏シ給フ行者ヲ致シ給ヘシ

(三六、七三ウ)

「サス」(指)

飛驒判官景高此御アリサマヲ見進セテ鞭ヲサシテアレ〜ト云ハハ郎才落  
合テ宮ノ御頸ヲカ、ムトス

(三六、七五ウ)

「サス」場所方向にいへるもの

塩干方ヲイツクヲサストモナク遙ニタツテ行ケレトモ船モ通ヘルケシキモ

(三六、七九ウ)

或ノ女房ノ母ニ仕ムトテ宿所ハモカハラヌヤカテ三條ヲサシテソ上ケル

(三六、八三ウ)

「サス」高くかゝぐる意のもの

コハイカニ旗モサ、ス笠シルシモナシ

(三六、八七ウ)

其間二人ノ童子ノ蓋ヲサシ、二人ノ從僧箱ヲ以テ十人ノ下僧ウシロヲヒキテ  
テ漸ク歩ミ近付ク時ニ炎、法王冥官冥衆悉クヲリ向テ内ハ入ル、前後ヲ論ス

(三六、九三ウ)

「サス」(點)

ハテニハ薪ノ中ニ積ミ籠メテ火ヲサシツ、燒クニ七日七夜燃ニタリ

(三六、九七ウ)

「サス」(挿)

水旱袴ニ立烏帽子キセテ刀ヲサ、セナトシテ舞ハセ初ラレメリケルヲ

(三六、一〇一ウ)

皇帝立歸テ我玉冠ニサシ給ヘル寶劔ヲ抜テ荆軻武陽二人カロヲ八サキニサ  
キテ庭上ニ引下テ誅セラレケリ

(三六、一〇三ウ)

「サス」(刺)

六矢田カ郎才落重テ忠度ノ鏡ノクサスリヲ引上テ是ヲサス

(三六、一〇七ウ)



三位刀ヲ拔テ佐々木カ頸ヲサ、レケレトモ切レス (五、七、六、ウ)

馬ニモタアラス落ムトスル所ヲ千野太郎押並テ弓手ノ脇ニカヒハサミテ腰刀ニテ頸ヲカキ切テ大刀ノキサニサシツラヌキ敵モ御方モ此ヲ見給ヘ

(五、三、三、ウ)

東ノ枕ヲ鋒ヲ以テサセ

(二、六、二、ウ)

「サス」(穿)

蒭黄ノ腹卷ニ左右ノ小手指シテ三枚甲ノ緒ヲシメテ大刀ヲヌキ船ヨリ飛下テ佐藤三郎兵衛カ頸ヲ取ントテ打カ、ル所ヲ

(六、十、五、ウ)

「サス」

其脇ニ淨衣着タル男ノ大長大刀ノ鞘ハツシテ立向ケルヲ加藤次走違テ小長大刀ニテ弓手ノ脇ヲサシテ投臥タリ

(二、六、五、ウ)

「サス」

シカ木ヲ指シ矢間ヲアケ後ニハ大木ヲ木楯ニシテ木曾ヲ待カケタリ

(四、四、四、オ)

「サス」

其後悉キ門口ヲサシケリ

(五、二、一、オ)

九郎義經ハ木蘭地ノ直垂ニ下腹着テ妻戸ヨリ下向テ門差セト下知ス

「サス」(中止)

(五、一、三、オ)

小督局笛ノ音ヲ聞付テ淺増トモ云計ナシ忽琴ヲ彈サシテ取ヲサメ給テケリ

(三、六、七、ウ)

「サガス」(搜)

女怖シサノ余ニサカシ給ツル家ノ隣ニ大ナル家ノ有ケルヲ指テアレニコソ主従者イカナル人ヤラン忍テハトハ聞ハヘト云ケレハ

(六、四、三、オ)

兼康カ此山ニ籠タムナルハイツクニ有ヤラムセコヲ入テサカセト云ケレハ

(四、四、四、オ)

「サ、メカス」

堂衆三枚甲ニ左右ノ小手差テ黒革威ノ大荒目ノ鏡草摺長ナル一色サ、メカシテ茅ノ葉ノ如ナル大長刀ヲ以テ或ハ凍ノ如ナル太刀ヲヌキテ走出テ

(二、六、四、オ)

「サマス」(醒)

軍ト云ハ或時懸出テ敵ヲモ追散シ或時ハ敵ニモヲソレテ引退ナムトスルコソ目ヲモサマシテ面白ケレ

(二、六、七、ウ)

南樓ノ木村ニハ嵐ノミヲトツレテ夢ヲサアス友トナリ木ノ間洩ル月ノ袖ニ



宿ルモ余波ヲ惜カト覺タリ

(三六四七、オ)

「サマス」(冷)

昔ヨリ常ニ此事ナカメサセ御座ス御事ナレトモ今度山門ノ大衆ニ御灌頂ノ事ヲ打サアサレ給シ時ヨリ何ナル深キ山ニモ閉籠リ苔深キ洞ノ中ニモ隠居セハヤト思食シケン

(三六五ウ)

カ、リケレハ御結縁モ打サアシツ

(三六七ウ)

「サラス」(暈)

皆首ヲ獄門ニ被懸骸ヲ山野ニサラス

(三六八、オ)

路次ニシテ云甲斐ナク搦取ラレテ生ナカラ恥ヲサラスサム事モ心ヲカルヘシト思返テ

(三六九ウ)

一門運盡テ都ヲ迷出シ後ハ骸ヲ山野ニサラシ名ヲ後代ニ留メントコソ存シシカ

(三七〇ウ)

「サヲサス」

播州室ノ泊ニ着ヌレハ遊女ツ、ミヲ鳴シ秋ノ水ニ棹差シテ魚翁釣ヲ垂夕部ノ湖ニ浮メルモワスレ難ク被思ケル

(三七一、オ)

或ハ漫々タル山田矢馳ノ湖上ニ舟ニ棹ス大衆モアリ

(三七二ウ)

「シメス」(示)

「湖」は「湖」の誤

逆乱ノ瑞相類ニシメシ兵革忽ニ起リ佛法亡ヒ又王法無カ如シ

(三七三、ウ)

當時平家ノ恩顧者ノ外頼朝ニ心ヲカヨハシテ軍ヲ發サハ命ヲ可奇之由シメス者其數有ケレハ頼朝モ又心ニ深ク思ヲハス事有テ世ノアツサマヲ伺ヒテソ年月ヲ送ケル

(三七四、オ)

情以レハ春ノ花ハ地ニ落テ生者必滅ノ理ヲ示セトモ未タ飛花落葉ノ觀ヲナサス

(三七五、オ)

「シメス」(濕)

アソレ兵衛佐殿ノ御船ニテヤ有ラム又敵ノ船ニテヤ有ラムトテ弓絞シメシテ用心シテ有ケルニ船ハ次第ニ近クナル

(三七七、オ)

「シラマス」

十余人ノ者共皆打シラマサレ又チカツク者無リケリ

(三七八、オ)

「シルス」(注)

生取ノ男女ノ交名注サセテ居給タリ

(三七八、ウ)

待三千余人郎等乗替トモナク凡ソ勢二万七千八百余騎トシ注シケル

(三七八、オ)

「シロシメス」

光能卿誠ニ君モカク打籠ラレサセ給テ世ノ務ヲモシロシメサス我モ參議右



衛門督皇太后宮權大夫三官、ミナカラ平家ニ被止時ウシト思歎居タリト被思ケレハ  
(二六四三、ウ)

院中ノ人々兵具ヲト、ノへ軍兵ヲ召集ラル、事ヲハ知食シテハヤラム  
(二六四三、ウ)

世ヲモシロシメス事モ程ナカリキ  
(二六四三、ウ)

「スカス」(透)

父子アヒモスカサス立タリケリ  
(二六四三、ウ)

狩衣ノ下ヨリ手ヲ出シテ犬居ニツイ跪テ殿上ノ方ヲ雲スキニ見スカシテ居タリケレハ  
(二六四三、ウ)

「スカス」(賺)

季重ハ今ハトウニヨスヘカリツルヲ成田五郎ニスカサレテ今アテ和殿ニサカリタルン  
(二六四三、ウ)

「スグス」

能盛スカシオホセツト思テ成直ヲ先ニ立テ判官ノ許ヘキテ參ル  
(二六四三、ウ)

「スゴス」(年月をすらす)

吾ハ此水ノ底ニ多ク年月ヲスコスト云トモ未タカ、ル日出キ御事ヲハ不承

「スゴス」

跡ヲヤツサテツレナク月日ヲスコサムモ恐アリ  
(二六四三、ウ)

サレハトテウツフリスコシテ手邊ノ穴射ラルナ  
(二六四三、ウ)

「スマス」(澄)

千手琴ヲ取テ五常樂ノ急ヲ引澄ス  
(二六四三、ウ)

公卿殿上人大床ニ立出テ目ヲスアサル  
(二六四三、ウ)

「ダス」(出)

功徳池ノ流ニ心ヲスアシテ侍ケル  
(二六四三、ウ)

「タダス」(糺)(正)

四海ヲスアシ一天ヲ鎮テ勳功無比類之處  
(二六四三、ウ)

花山中將公高ハ時々和琴ヲカキナラシテ風俗催馬樂ヲウタイスマシ大政大臣師長ハ朗詠目出クセサセ給  
(二六四三、ウ)

臣師長ハ朗詠目出クセサセ給  
(二六四三、ウ)

コノ君ハ季重ヲ置タスヤ  
(二六四三、ウ)

コノ「ダス」の上略なる例  
(二六四三、ウ)

この六本の例は過失の義に用ゐたるは注意するに足る

この「ダス」は「イダス」の上略なる例に於ては「イダス」の意義に類する近きものあるは注目すべき事なりとす



サリトモ女房達ノ中知アヒラセヌ事ハヨモヒソシ足ヲハサミテコソハトイ  
タ、サセ給ハネ

(三六三、ウ)

階下ノ公卿殿上人家ヲタ、シテ舞樂ヲ奏シ給シニ

(三六八、ウ)

「タナラス」

由無カリケル人ヲ此七八年手ナラシ奉テカ、ルモノヲ思コソ返々モ悔シケ  
レ

(三七一、ウ)

「タフス」(倒) これは、みな「タラス」とかける例のみなり。

ツハテニカ、テ馬タラスナ

(三六八、オ)

被切タリケル本鳥ヲカツラヲタラシテ一夜ノ中ニ結ヒツカセテ藏人所ニ參  
リテ申ケルハ

(三六五、オ)

「タブラカス」(誑)

若又天广破旬ノ我心ヲタフラカサムトテ汝カ形ニ變シテ來レルカトアテ覺  
ルソ

(三六五、オ)

己レ等ハ何物ソアタコ平野ノ天狗メギコサンメレナニト浮海ヲタフラカス  
ソ罷退一ハヘト有ケレハ

(三六五、ウ)

「タムラカス」

相具タリケル輩ヲ是ハ帝王ニテ渡ル給フ彼ハ大臣公卿ナムト名乗テ人ノ心

ヲタムラカシ、程ニ

(三六九、ウ)

「チラス」(散)

悉クカケテラサレテ自ラウタレヌ者ハ只山ハノミソ逃入ケル

(三七一、オ)

軍ト云ハ或時ハ懸出テ敵ヲモ追散シ或時ハ敵ニモヲソレテ引退ナムトスル  
コソ目ヲモサマジテ面白ケレ

(三七一、オ)

蜘蛛ヲ散スカ如ク逃隠レス

(三六五、オ)

判官是ヲ見テ若者共係出テケテラセヤト宣ケレハ

(三六二、ウ)

「チラカス」

城四郎長茂ハ十万余騎ト聞ヘシカト義仲二千騎ニテケテラカシキ

(三六二、オ)

「ツカハス」(遣)

イカナル有様シタル僧ソ能ミミヨトテ遣ス

(三六四、ウ)

サルニテモ使者ヲ立テ、義仲カ云ハン口ヲモ聞ムトテ頼朝カ云ソム詞スコ  
シモ違ハス木曾ニ云ツヘカラム使者ヲツカハサハヤト宣ケレハ

(三六二、ウ)

文一ツモ遣シテ返事ヲモ待見ナラハ限ナキ心ノ内少シナクサム事モヤト思  
ハイカ、スヘキト宣ケレハ

(三六四、オ)

「ツクス」(遣)

八条左判官忠房ハ陸王ノ秘曲ヲ舞ツクス

(三六五、オ)



陰陽術ヲ盡シ醫家藥ヲ運フ

(二六七、オ)

略モ晩モ肝ヲケシ心ヲ盡スヨリ外ノ事ナシ

(二六五、ウ)

「ツブス」(潰)

五畿七道コトクク肝ヲツフシ耳ヲ驚サスト云事ナシ

(二六七、ウ)

宮ヲサテ置奉レハコソ加様ニ虚事ヲモ云ヒ出シ我等モ肝ヲモツフス事ナレ

(二七二、ウ)

「ツヒヤス」(費)

國ヲ費シ民ヲ煩スヨリ外ノ事ナシ

(二六六、ウ)

「テラス」(照)

三蜜五智ノ水四海ニミチテ塵垢ヲス、キ六大四勢ノ月一天ニ輝テ長夜ヲテ

ラス

(二六五、ウ)

義朝カ黄泉ノ冥闇ヲモ照サムカタメ也

(四三二、オ)

法印ノ智ノ中ニハ佛性ノ月ハ三寸ノ舌ノハシニアラハレテ入道殿ノ心中ノ

闇ヲテラシ仲冬三五ノ夜ハノ月ハ光明々トシテ法印ノ歸車ノ前後ヲカ、ヤカ

ス

(二六八、ウ)

「トバス」(飛)

晝ハ猛風吹タテ、沙ヲトハシテ雨ノ如シ

(二六五、ウ)

烽火燈燧ト名テ火輪ヲ飛ス術ヲシテ王城ノ四方ノ高嶺峯ニトホシテ諸國兵ヲ召ス

(二四九、オ)

「トホス」(通)

京極ノ家ノ前ヲハ人ヲモ輒クトヲサス

(二六六、オ)

重忠カ陳ノ前ヲ無音ニ通シ奉リナハ平家ノ勘當蒙ム事疑ナシ

(二六七、オ)

人ノ果報シリテ日本國ヲ見通ス事ハ掌ヲ指カ如シ

(二六八、ウ)

爰ヲトヲセヤ若黨ト云マ、ニ

(四四六、オ)

「トボス」

平家勢千騎續松手コトニトホシテ河ハタニ廻ケルニ岸ノ影ニ馬ヲ引立タリ

ケレハナニ者ソト問

(二六五、ウ)

余ノ船ニハカ、リ火トホスヘカラス義經カ船ハカリニハトホスヘシ

(二六八、ウ)

「トモス」

御堂ノ前ニ万燈會ヲトモサレタリ

(二六七、オ)

夜ハ妖鬼走り散テ火ヲトモスコト星ニ似タリ

(二六五、ウ)

「ナス」(爲)

衆人身毛堅テ奇吳ノ思ヲナス

(二六九、オ)

「妖鬼」



天子帝王ノ中ニモ我ノ勝レタルラムト大橋慢ヲナサセ給カ故ニ大天狗共多クアツマリキ (二六九ウ)

我悪口シタリシヲハ人ノ申タルニ語リナシ五十端ノ布ノ事ヲハ一端モ云出サス有ノマ、ニハ指過テヤウクサアノ事共取付テ細ニ申ケレハ (二六四ウ) 速ニ我身ヲイカニモナセ (二六二ウ、オ)

「ナガス」(流)

少シ指ノキテ尼前一人ハケルモ兩所ノ御有様ヲ奉テ見ウツフシテ涙ヲ流ス (二四七ウ) 是ヲ聞ク人々親キモ疎キモ心有モ心無モ涙ヲ流サヌハナカリケレトモ (二六五ウ、オ)

此ヲ見彼ヲ聞人ノ心有モ心無モ涙ヲ流シ袖ヲシホラヌソ無リケル (二六三ウ、オ) 昔ヨリ賢人ハ骨ヲハ理トモ名ヲハ流セト云ヘリ (二六二ウ、オ)

「ナビカス」(靡)

當時平家ノ繁昌スルヲ見ルニ吹風ノ草ヲ靡カシ降雨ノ壤ヲ碎クニ似タリ (二四四ウ、オ) 白鷺ノ遠樹ニ群居ヲ見テハ夷ノ旗ヲ靡スカト疑ヒ夜鷹ノ遠海ニ鳴ヲ聞テハ (二六八ウ、ウ)

「埋」の誤

又兵ノ船ヲ漕カトヲトロク (二六八ウ、ウ)

「ナホス」(直)

書ナヲサハヤトハ被思ケレトモ (二六七ウ) 入道ノサシモ横帯ヲ破ラル、事ヲモ此大臣ノナラシ宥ラレツレハコソ世モ穩クテ過ツルニコハ淺猿事カナトソ歎アヘル (二六四ウ、ウ)

カ、リケレハ平家ノ船ノ水手梶取櫓ヲ捨カヒラステ、船ヲナラスニ不及射伏ラレ切伏ラレテ船底ニアリ (二六三ウ、ウ)

「ナヤマス」(惱)

サレハ見人思ヲ懸聞人心ヲ惱サスト云事ナシ (二六五ウ、ウ) 今度山門ノ大衆邪風コトニ甚シク震襟ヲ惱シアヒラセハシ糸存外次第ニテ (二六七ウ、オ)

「ナラス」(鳴)

カヤウニ天下ツナヤアス事ハ只事ニ非ストソ申ケル (二六二ウ、ウ) 且ハ内府ノタメ毎日祈念スル念佛讀經ノ廻向モ清淨ノ靈地ニシテコソ金ヲ (二六八ウ、ウ) モナラサメトテ七日ノ御參籠ハキ (二六八ウ、ウ)

播州室ノ泊ニ着ヌレハ遊女ツ、ミヲ鳴シ秋ノ水ニ棹差シテ魚翁釣ヲ垂夕部ノ湖ニ浮メルモソスレ難ソ被思ケル (二六九ウ、オ) 人ノシスル夜ニハアヤシノ者タニモホトクニ隨テ朝暮例時懺法ナムトヨ (二六九ウ、オ)



アセテ金打ナラスハ常ノ習也

(三六四一、ウ)

「ナラス」(馴)

敷ナラサレタルタ、ミノ上ニ敷皮引返テ被置タリ

(三六五五、ウ)

文學懐ヨリ白キ布袋ノ持ナラシタルカ中ニ物入タルヲ取出タリケレハ

(三六三九、ウ)

「ニガス」(逝)

其中ニ左衛門入道西光根本与力ノ者ナリケレハ構テ逝スナトテ

(三六七〇、オ)

太政入道ノ嫡子小松内大臣重盛去年八月ニ失給ニシカハ次男前右大将宗盛

ニワク方ナク世間ノ事讓テ入道福原へ下給タリシ手合セニ大将不覺シテ宮ヲ

逃シマイラセタル事口惜トソ人申ケリ

(三六三九、ウ)

「スラス」(濡)

一門ノ人々ヨリ始テ侍共ニ到ルアテ皆鎧ノ袖ヲソヌラサレケル

(三六四六、ウ)

露ヲカテトモ袂ヲヌラシ時雨セテトモ打シホレ泣々還御成ニケリ

(三六七五、オ)

サラハ瀬踏シテ見セヨト云テ彼浦人ヲ先ニ立テ渡リケルニ股腰ニ立所モ有

リ深一所ヲ? 髪ヲヌラス程ナル所中二段計ソ有ケル

(三六六一、ウ)

「ノコス」(殘)

加様被仰ル上ヲ重テ申ハ其恐深ケレトモ心ノ中ニ思ハン程ノ事ヲ殘サムモ

口惜ケレハ申ソ

(三六三四、ウ)

或ハ龍顔ニ近付奉テ春ノ花ヲ見或ハ舊院ニ夙夜シテ秋ノ月ヲ眺或ハ明石ノ

磯波ノ上ニ浮寝シテ唐櫓ノ音ニ夢ヲ殘シ或ハ屋嶋ノ浦ノ海人ノ管屋ニ片敷袖

ニ月ヲ宿シ見シ事アテモ思出ラレスト云事ナシ

(三六四九、オ)

心底ニ存ン程ノ旨趣ヲノコスヘキニハハス

(三六四二、ウ)

「ノバス」(延)

源大夫判官兼綱ハ父ヲ延サムトテ引返シ戦ケリ

(三六五九、オ)

石橋合戦之時伊東入道祐親法師ヲ射散シテ御方ヲノハシタリシ兵也

(三六四六、オ)

「バカス」(誑)

一疋ツ、ノ絹ニハカサレテ日來蜂起ノ衆徒變改シテ宮ノ御事ヲ奉捨ケルコ  
ソ悲ケレ

(三六四五、ウ)

一日此女房契給シニハカサレテ殿ノ頸ヲカクト思テハハカ、ル不覺ヲ  
シツル事ナレハ我頸ヲ千キタ百キタニモキサミ給ヘ

(三六六一、ウ)

「ハゲマス」(勵)

ヲソロシキカ近クヨラヌハ義茂ハ軍ニモツカレタレハ手向ハスマシ首ヲハ



延テキラセムスルソトハケマサレテ連二郎大刀ヲスキテ落合タリ (三六九ウ)

何ノ大法秘法モ是ニ過タル御祈不可有良真カ微力ヲハケアシテ勤タラム御

祈ナヲ百分カ一ニ不可及トテ泣々退出ス (三七一ウ)

「ハシラカス」(走)

百五十艘ノ船ノ内只五艘出テ走ラカス (三六七ウ)

面々ニ使ヲハシラカシテ此由ヲ申 (三六四ウ)

是ヲ本船トシテ走ラカセ (三六八ウ)

「ハタス」(果)

宿願ヲハタサス事ヲ口惜ク思ハレクリ (三六五ウ)

永ク文ヲ持テ普ク貴賤ヲス、メ廣ク上下ヲ誘ヘテ自願ヲ果シ遂他願ヲ成就

スヘシ (三四七ウ)

「ハタラカス」

女房怖ナムスト思給テ御身ハタラカシ給ハテヲハシケルヱトニ蛇指貫ノ股

立ヘハヒ入ニケリ (三六三ウ)

昔小野小町ト云ケル者ハ色良人ニ勝レテ情モ深カリケレハ見ル人聞人肝ヲ

ハタラカシ心ヲイタマシメヌハナカリキ (三六六ウ)

「ハツス」(外)

大カノツヨク大矢ノ矢ツキ早ノ手タレニテサク針モハツサス百度射ケレト

モアタ矢ナカリケルヲソロシキ者也 (二六四ウ)

只誤セ給ハヌ由ヲ何度モ申サセ給テ甲ヲスキヲハツシテ降人ニ參セ給ハ

クヤムラン (四五一ウ)

空ヲ飛鳥地走ル獸ノ矢比ナル射ハツス事ナシ (三二六ウ)

「ハナス」(放) 又「ハナツ」あり。タ行四段の例を見よ。

其龜ノ甲ノ上ニ勝ト云字ヲ書テ浦々ニ放ス (二六八ウ)

「ハヤス」(馳)

而ニスカミ(タ)リケリトハヤサレテ御遊モ未タハテヌニ深更ニ及テ罷出ラレ

ケルニ (二六三ウ)

五節ノハヤシト申ハ白ウスマウノコセムシノカミマキアケフテトモエ書タ

ル筆ノチクトコンハヤスニ是ハ拍子ヲカヘテ伊勢平氏スカメナリケリトハヤ

シタリ忠盛左ノ目ノ眇タリケレハカクハヤシタリ (二六四ウ)

「ハラス」(晴)

即身成佛ノ文證アラハ具ニ被出テ衆會ノ疑網ヲハラサルヘシトイヘリ

(三五三ウ)

「ヒソメカス」



彼延喜ノ聖ノ四海ノ民ヲ何ニサムカルラムトテ御衣ヲヌカセ給ケム事思食  
出シテ吾帝徳ノイタラヌ事ヲ歎カシク思食ツ、御心ヲヒソメカシテ御ケルニ

(三六八ウ)

「ヒタス」(浸)

山崩テ河ヲ埋海漂テ磯ヲ浸ス

(三六一ウ)

南山ノ影ヲヒタサテトモ青シテ泥濘タリ

(三六九ウ)

大勢ヲ河ニ打ヒタシ一味同心ニシテ渡セヤ者共トソ被下知ケル (三六五オ)

「ヒビカス」

宣命ニ雷電神猶卅六里ヲヒ、カス況源頼朝日本國ヲ響スヘキカソト書ヘカ  
リケルヲ源ノ頼ト被書タリ

(三六九オ)

ヲメキ叫フ聲雲ヲヒ、カシ地ヲ動ス

(三六九ウ)

「ヒヤス」(冷)

是ヲ聞テ圓全少シモサソカス御方ノ者馬ノ足ヒヤシト答タリ (三六五ウ)

「ヒルカヘス」(飜)

ヲハリニハクワウシヨノソテヲヒルカヘス

(三六五オ)

露吹ムスフ秋風ハ鏡ノ袖ヲヒルカヘシ雲井ヲ照ス稻妻ハ甲ノ星ヲカ、ヤカ  
ス (三六四ウ)

「ヒレフス」

僧都猶ヲモ心ノ有ケルヤラムトカクシテ波ニモ溜レスイソニ歸リ上リテナ  
キサケヒヒレフシテ少者ノ乳母ヤ母ニステラレテ道ヲシタフ様ニ濱ヘ足ヲス  
リテ少將殿判官入道殿ヤトヲメキ叫ヒケルハ父ヨ母ヨト呼ニ似タリケリ

(三六四オ)

「フス」(伏)

夫ハ東ニ臥スヘシ

(三六四ウ)

小督殿ハ立去方モ無シテキヌ引カツキテフサレタリ

(三六二ウ)

我コソ然ナレト泣々宣テタフレフシ足スリヲシテヲメキサケヒ給ニ

(三六五オ)

事宜キサアシタル人々躰ヲヤツシサアカヘツシテ能テ有カトスレハ病付テ  
打フスカトスレハ即死

(三六八ウ)

「フカス」

夜ヲ深カサムトヤ思ケム長僉議ヲソシタリケル

(三六五オ)

「ホス」(乾)

源氏はヲ見テ舳網トイテホシアケタル千余艘ノ船ヲヲメキサケヒテ下シタ  
リ (四三六ウ)



「ホコラカス」

褐衣ノ直垂ニ黒糸威ノ大腹局ニスチャウ頭巾シテ一尺三寸ノ大刀指ホコラカシテ三尺計ナル大長刀モタセテアカリケリ (六六十四ウ)

「ホタス」

浄土門ノ學者モ名利ノ爲ニホタサレテ虚假ノ法門ヲ囁リ無道心ニシテス、ヲ(ク)リ慢心ニシテ數反ヲスレハ天广ノ來迎ニ預テ鬼广天ト申所年久ト云ヘリ (二六七ウ)

「ホドコス」(施)

尺尊ト調達ト同種姓ニウアレテ善惡ノ二流ヲ施コス (二六五ウ)  
深ク惠ヲ施サハヤト思召ス (三六七ウ)

是ニアル佛御前カ余リニツレケニテアルニ參テ能共ホトコシテミセヨ (二六八ウ)

「ホロボス」(滅)

自ラ六波羅殿ノ上ヲアシサマニ云申者アレハ是等カ聞出シテ吹毛ノ咎ヲ求テ行向テ即時ニ滅ス (二六七ウ)

君思召立テ令旨ヲタニ被下シハ、皆夜ヲ日ニ繼テ打上リ平家ヲ滅サム事日尅ヲ不可廻 (二六八ウ)

「マス」(増)

今私ノ怨ヲ報ハムトテ身ヲ亡シ命ヲ失ハム事愚カス (二六九ウ)  
人ノ爲ニ益アルヘキ時ニハ罪ヲ作りテモ利益ヲアス (三六四九ウ)

シカラハ君ニ伴ヒテ春花明月ノ詠ヲモナシ山鳥白雪ノ興ヲモマサム (二六二ウ)

鳥羽ノ田中ノ山庄眺望余ニスクレテ林形水色興ヲ増シ哀ヲ催ス所スケレハ (二六四五ウ)

「マギラカス」

三位中將ハ少キ者共ノシタヒヒツルヲ誘置ヒツルホトニ今アテトヲ御涙ノ露ヲサナキヤウニアキラカサレケル有様哀ニソ見ヘケル (三六七二ウ)

「マシマス」(坐)

三世諸佛モ外ニアシアス三所權現モ外ニアシアス (二六八二ウ)

夫三世諸佛解脱同相ノ法衣ヲ脱捨テ忽ニ甲冑ヲ帶シ坐シアサン事既ニ内ニハ破戒無慘ノ罪ヲ招給ノミニ非ス外ニハ又仁義礼智信ノ法ニモ背ヒヌラント (二六四二ウ)

コソ覺ハヘ

是ハ女院ノ御妹ニテマシケレハナリ (二六九ウ)

内侍所アシアセハ叙位除目被行ケル僻事ナラス (五六一ウ)



「マツハス」(纏)

昔ノ花ノ良モヤツレハテ、麻ノ衣ニアツソサレオソシマス御有様有シニモ  
アラヌ御スカタナレトモ指カ又ナヘテノ人ニハアカウヘクモミヘサセ給リス

(本五九ウ)

「マドハス」(惑)

上下心ヲアトワス事ヒアナシ

(本四一、オ)

「マハス」(廻)

或時折鳥帽子ニ紺小袖ニキテ白キ小袴ニ足駄ハキテ黒漆野太刀脇ニカヒハ  
サミテ杖突タル男一人來テ湯屋ノ左右ヲ見廻ス

(本三六ウ)

明禪長刀ヲフリアケ水車ヲマワシケレハ矢長刀ニタミカレテ四方ニチル

(中五三、オ)

四方ヲキト見アワセハ北ノハツレニ當テ夏山ノ峰ノ縁ノ木ノ間ヨリ耕ノ玉  
籬ホノミヘテ片ソキ造ノ社アリ

(本二九ウ)

「マヨハス」(迷)

老少共ニ魂ヲケシ鳥獸モ悉ク心ヲ迷ス

(本一、オ)

何ニ人ヲ迷ハサムトハスルソ

(本四六ウ)

心地ヲ迷ワシ恣キ何ニト問給ヘリ

(本二七ウ)

「マロバカス」(轉)

アヤシカリツル事ハ瓶形ヲ姫宮ノ御誕生ノトキノ様ニ北ノ御壺ノ中ヘアロ  
ハカシテ又トリアケテ南ヘ落シタリツル事

(本三三、オ)

「マラス」(申)

サレハトテ辞申サハ王命ヲ背クニ似タリ

(本九三ウ)

其タニモ十王トモ申シ十神トモ名付テ十牀ノ神床ヲ並テスミ給ヘリ

(本七六ウ)

人ノシ相ハシモカサト申ス事ヲソツラハセ給テスキニシ五月ニ失サセ給ニ

(本五七ウ)

余ニ涙カコホレテ泣キ書テハハ文字ノ形ニテモハワシナレハアソハシニ

(本五七、オ)

「ミダス」

近習ニ以者共ノ恣ニ朝恩ニ誇ル余ニ世ヲ乱サムト仕ル由承ハハ尋沙汰仕  
ルヘシト申セ

(本五、オ)

其比判官ハ灸治ヲシミタシタリケレトモ鏡取テ打キテ大刀引サケテ出ラレ  
タリ

(本六、ウ)

「ムス」(生)



石岸イハホ高クシテ青苔アツクムシ万木枝ヲアシヘテ舊草道ヲフサケル谷川モアリ

苔深クムス岩ノ色 (二六八四ウ)

「メス」(召)

サラハ召セトテ余一ヲ召ス (二六八六ウ)

御湯ヲメサハヤト思食ハイカニ叶ハシヤ (二六八九ウ)

何モ宿運拙シテ神恩ニ不可預者本地彌陀ニテ坐ス速カニ命ヲメシテ後世ヲ助給ヘトソ祈請申サレケル (二七〇三ウ)

「メグラス」(廻)

此上ハ即時ニ可思立トテ始皇可討謀ヲ廻ラス (二七〇七ウ)

十二神將七千夜又時尅ヲ廻サス西光父子カ一魂ヲ召取給ヘト呪咀シケルコソ聞モ怖シケレ (二七三〇ウ)

義仲サアノ謀ヲ廻ラシテ平家ヲ引見タメニ忍テ京へ上ル (二七三六ウ)

樊於期秦國ヲ逝テ身ヲ我ニ任タリ誅ム事無情サナラヌ謀ヲ廻ラセト有ケルハ (二七四六ウ)

「メサス」

目サストモシラヌ闇ニテハアリ姿タ形モミエ分テハ矢ツホヲ何クトモ定カ

タシ

「モダス」(黙)

ケニ黙止シカタク事ナリトコソ被仰ケレ (二七五二ウ)

「モテナス」(遇待)

其神子ヲハ内侍ト申し多參テハ、種々ノ御引出物タヒテ俄サセオハシテ

七

(二七五七ウ)

如案内侍共ツトヒタリケレハ種々ノ御引出物給テ様々ニモテナシ給ケリ (二七五七ウ)

「モドス」(戻)

船軍ハラシハヤメハツル後ハ押モトスハユ、シキ大事ニテハハ船ノ方ニ

モ櫓ヲ立テ敵ツヨラハ船ナル櫓ヲ以テ押モトシ敵ヨハラハ本ノ如ク櫓ノ櫓ヲ

以テ押しヘシト申ケレハ (二七六四ウ)

「モヨホス」(催)

貞能九國ニ兵糧米ヲ宛催ス (二七六四ウ)

大納言ノ軍兵被催ハシモ院宣トテコソ催サレハシカ (二七六四ウ)

昔河邊ノ逍遙ノアリシニハ龍頭鶴首ノ御船ヲ浮テ錦ノ纜ヲ解キ王公卿相前後ニ圍繞シテ詩哥管絃ノ興ヲ催シキ (二七六四ウ)



折ニフレ時ニ隨テ哀ヲ催シ心ヲ傷スト云事ナシ  
〔モラス〕(洩) (六五五、オ)

是程ノ時露ハカリモ洩サテハイツヲ期スヘシトモナケレハ面ニ火ヲハ焼ト  
モシカ〜ニコソ申ケレ (二六八ウ)

先ニ申ツルソ、ロ事口ヨリ外ヘモラシ給ナ (二六三、ウ)

此事國ノ大事之努〜モラス事ナカレト云 (二四、百五、オ)

〔ヤツス〕(獲) (二六六、三、ウ)

體ヲヤツサテツレナク月日ヲスコサムモ恐アリ

又高漸離ハ荆軻ト昔親友タリシ事ヲハ、カリテ姿ヲヤツシ姓名ヲカヘテ有

ケレトモシナラヒタル事ノ捨カタクテ筑ヲウチケリ (二四、百三、ウ)

義王ハ恨ムル方モアレハサマヲヤツスモ理ニ (二六三、二、オ)

〔ヤトス〕(宿) (二六三、二、オ)

ヤトニクモラヌ月星ヲ涙ニヤトシ人ノ惜ム物ヲ乞ヒ野邊ノ若草ヲヲシテ命

ヲツミケルニハ青鬼ノミコソ床ヲハナラヘケレ (五八、三、ウ)

〔ユルス〕(許容) (二六八ウ)

忠盛ニ但馬國ヲ給ル上年三十七ニテ内昇殿ヲ聽サル

誠置タル人々ヲモ免シ稠シカリツル事共モ止テケリ (四六、八、オ)

抑御勘當カフリタリトモ申ユルスヘキ人モナシト仰ラレツルハ景季カ聞耳  
ト覺シ (五、三、オ)

〔ツカス〕(洩) (五、三、オ)

イカサアニモ本ノ形ニテハ叶アシト思テ染ヲ湯ニ滷シテアヒタリケレハ臆  
脹シタル白癩ノコトクニソナリニケル (三、四、五、オ)

〔ソタス〕(渡) (三、四、五、オ)

一騎モサカラス千隈河サトツタス (三、六、十、ウ)

一年被流シ人ノ内丹波少將ノ許ヘ舅ノ門脇ノ宰相ノ許ヨリ一年ニ二度船ヲ

渡サレシナリ (二、六、十、オ)

丹波少將是ヘ渡シ給ヘ (二、六、十、オ)

野路ノ宿ニモカ、リヌレハカレ野ノ草ニ置ル露日影ニ解テ旅衣カハクアモ

ナクシホレツ、篠原東西ヘ見渡セハ遙ニ長キ堤アリ (二、六、九、オ)

〔ツツラハス〕(煩) (二、六、九、オ)

國ヲ費シ民ヲ煩スヨリ外ノ事ナシ (五、六、十、ウ)

〔ラス〕(食) (五、六、十、ウ)

ヤトニクモラヌ月星ヲ涙ニヤトシ人ノ惜ム物ヲ乞ヒ野邊ノ若草ヲヲシテ命  
ヲツミケルニハ青鬼ノミコソ床ヲハナラヘケレ (五八、三、ウ)



「ヲカス」(犯)

今又丸カ心ノ不直故軒者朝ニアリテ法ヲヲカス

(三六九ウ)

カ、リシ程ニ清盛仁安三年十一月十一日歳五十一ニシテ病ニ侵サレテ存命ノ爲忽チニ出家入道ス

(二六六ウ)

抑近代日本國ニ光ヲ放肩ヲ並ル人モナキ平家ノ御世ヲ傾ケ奉リヲカシ奉ラムト結構スルハ誰人ソヤ

(二六五六ウ)

寂心ニ背シ青葉ハ風ノ前ニチリハテ朝章ヲ乱シ白波ハウタカタト消シカト分段ノ秋ノ露玉牀ヲヲカシテ无常ノ春ノ風花ノ姿ヲサソヒキ

(二六九七ウ)

ハ、タ行四段活用動詞

「アヤマツ」(過)

万里遼海ノ波ノ音ヲ聞テハ遺愛寺ノ曉ノ鐘ニナソラヘ四五朶山ノ冬ノ梢ヲ見テハ香爐峯ノ雪カト誤タル

(二六四オ)

西光父子切者ニテ世ヲ世トモ思ハス人ヲ人トモセサリシ余ニヤ指モヤム事ナクヲハスル人ノアヤマアチ給ハヌヲサヘサマニニ讒奏シ奉リケレハ山王大帥ノ神罰冥罰立所ニ蒙テ時尅ヲ廻サスカ、ル目ニアヘリ

(二六五九ウ)

ウレシクモ申タリ是年來ノ芳志ナリ入道ニ思ヒ懸ラレテハイツクハカハ道

ルヘキ身ニアヤマツ事無レハ又自害ヲスヘキニモ非只命ニ任セテコソハアラメトソ答ラレケル

(二四三六オ)

「イヨダツ」(際)

上古コソ目出ケレト承ルニ付テモ身ノ毛際ツ  
イツヨリモ信心肝ニ銘シ五牀ニ汗イヨダチテ權現金剛童子ノ御影懽忽ニア  
ル心地シテ

(二六九オ)

「イラツ」

殿下ノ御出トモ云ハス一切下馬ノ礼義モ無リケレハ前駟御隨身頻リニ是ヲイラツ

(二四四七ウ)

「ウツ」(打)

興福寺ニ向テ北京ニハ延暦寺ノ額ヲ打ツ  
明俊一來二人ニウタル、者八十三人也  
漸離不安思テ劔ヲ以テ始皇ノヲハスル所ヲハカラヒテウチタリケリ

(二四三三ウ)

渡部黨ニ長七唱ト云者ニ頸ウテト被云ケレトモ

(二四三三ウ)

「ウガツ」(穿)

白浪ミナキリ落テ岸石ヲウカチ青淵水アヒテ木葉ヲシツム

(三六三ウ)



猪金山ヲスルトイフヤキノシ、金ノ山ヲウカラハ金アラワレテ山金色ノ光  
ニアラワル (三六四九オ)

「カツ」(勝)

今度ノ合戦ニ義仲ヲカタセウカタセシハ併テ殿原ノ計ナリ (三六二九オ)  
猿程ニ源氏ノ大將軍九郎判官源氏ヨハクミヘテ平家カツニノル心ウク覺テ  
八幡大井ヲ拜シ奉給フ (三六三四ウ)

「カコツ」

或ハミタラシ河ニミンキシテ神ヲカコツ習ヒ或ハ望夫石ノウラミカ、ルタ  
メシ多ケレトモ忽ニ身ナト投ル事ハ有カタキ習エ (二六二七ウ)

「ケツ」(消) 又「ケス」といふもあり、上に例をあげたり。

イツクナルラムト立出テ鞍ヲ打テ馳ケルニ見聞ノ者多カリケレハ事故ナク  
モミケチヌ (二六三ウ)

此御悦ニハ今二日ノ内ニ御歸洛ノアラムスルナリト申モハテテハカキケツ  
ヤフニ失ニケリ (二六九二ウ)

「コボツ」(毀)

是ト申ハ今度福原下向事一定タリシカハ可然御堂アマタ壞チ新都へ可移巧  
有ケレトモ内裏御所ナトタニモハカシク造營無一上ハ皆江堀ニ朽失ヌ依

之適々殘ル堂塔モ四壁ハ皆コホタレヌ (二四四ウ)

「ソダツ」(育)

判官元ヨリ鞍馬ニテソダ、レタリケレハ鞍馬ノ大衆昔ノ好ヲ思知テ土佐房  
ヲ擲テ判官ニ獻ル (二六七オ)

木曾ハ幼少ヨリ同様ニソダチテウテヲシ頸引ナムト云力態係組テシケルニ  
少モ劣ラサリケル (二六三ウ)

「タツ」(立)

上ウラナシフミチキリテスノコノ邊ニタ、レタリ (二六八オ)

「タツ」

心ヨリ外ノ狼籍出來テ武士ノ放ツ矢十禪師ノ御輿ニタツ (二六九オ)

「タツ」(斷)

裁報遅々ノ上神輿ニ矢立チ神人宮仕矢ニ當テ死ス (二六九五オ)

大宮人ハ櫻色ニソメシ袂ヲヲシナヘテ卯花ヲ松ニサキカ、ルフチノ衣ニタ  
チカヘテ慈悲ノメクミ一天ノ下ヲハク、ミ(平)キノ仁四海ノ外ニ流シキ  
(二六九ウ)

「タモツ」(保)

帝王ノ世ヲタモタセ給事ハ内侍所ノ御故也 (二七三ウ)



形部左衛門尉ハ年來ノ師道請シテ髮ウルハシクソリ三聚淨戒タモチテ法名ヲハ渡アミタ佛ト申ケル (二六六、オ)

「ハナツ」(放) 又「ハナス」あり上に例をあげたり。

三種ノ寶物ハ神代ヨリ傳ハリテ人皇ノ今ニ至ルテモシハラクモ帝王ノ御身ヲハナタル、事ハワス (五六、ウ)

香ヨリモ參リ籠ラセ給テ目ヲハナチアヒラセテコソ勸メアヒラセ給ヘクハヘケレ (三六五、ウ)

心ヨリ外ノ狼籍出來テ武士ノ放ツ矢十禪師ノ御輿ニタツ (二六六、オ)

「マツ」(待)

念佛申テ後世非ノ勤ヨリ外ハ他念ナクシテ朝ノ露暮ノ風ヲマタス

(二六六、オ)

出家ハ明ルヲ待チ不替形モ今計ナリ

(二六六、オ)

都ニアツ人モイカニ心モトナク思ラムトテ忿カレケレトモ (二六四、オ)

而ニ此女房サモハ、カラス盛遠ヲマホリテ今ヤ物イフトアテトモ其久サヲトモセス (二六三、オ)

「ミツ」(滿)

三密五智ノ水四海ニミチテ塵垢ヲヌ、キ六大四影ノ月一天ニ輝テ長夜ヲテ

ラス

「モツ」(持)

(二六四、オ)

還御之後御身ヲ放レスシテ御祕藏有テモタセ給タリケルホトニ (二六三、ウ)

刀ヲモチアケテ雲スキニ見レハサヤアキノ栗形カケテサヤナカラヌケタリ (二六六、ウ)

人ノ子ハアマタ持ツ事ハ無益ノ事カナ (二六三、ウ)

「ソカツ」(分)

平家ノ方ニハ討手ヲ五手ニ分ツ (四四五、オ)

大方ハ賢聖ノ名ヲ揚仁徳ノ行ヲ施シ御ス事皆君成人ノ後清濁ヲ分タセ御シ

テノ上ノ事ニテコソ有レ (三六三、ウ)

君今ハ只侍共ニ國々ヲ分チ給ヘシ (二六七、ウ)

ニ、ハ行四段活用動詞

この種の動詞は「ハ、ヒ、フ、ヘ」と活用するものなるはいふをまたざれど、既に第二章に述べたる如くに、之を書きあらはすに、「ハ」には「ソ」をあて、「ヒ」には「イ」又は「キ」をあて、「フ」には「ウ」をあて、「ヘ」には「エ」をあてたるを以て見るときは、その濁音にあらざるものは實際上の發音は現今のものと大差なく



ソ イ ウ エ

と發音せしものなるべき事は第二章に述べたるところにて知らるべし。次にこの類の動詞の本書に見えたるものを列挙すべし。

「アフ」(逢合)

淨衣着タル男一人參リアフ

(三六六、ウ)

主事ニアハ、小庭ヨリ殿上アテ切上リツヘキ氣色ナリケレハ人ミ由ナシトヤ思ハレケム其夜ノ闇討セサリケリ

(一六七、ウ)

重忠カ隨兵中ヲアケテ入組入チカヘ弓手ニアヒメテニアヒ戰フ

(五二七、ウ)

「アキナフ」(商)

僧都ニヲシエラレテ山ノ峯ニ上テ流黄ヲ取テ是ヲアキナヒトカクハク、ミ

(二六三、ウ)

テアカシク(ラ)シケル程ニ

「アサワラフ」

木曾大ニアサワラヒテサナイソセントヲメイテ懸ク

(四五四、オ)

行家大ニアサワラウ聲家ノ内ヒ、キワタル

(六四四、オ)

「アソブ」(遊)

彼雉ヲ馬ノ角ニスヘテ大臣乗テ南庭ニ遊フ

(三六一、ウ)

所以ニ觀音勢至阿彌陀如來无數ノ聖衆ヲ引具給テ弘誓ノ舟ニ棹シテ廿五有

この末の例は「困なり」の意あるに似たり注意すべき例

ノ善海ヲソタリ寶蓮臺ノ上ニ往生シテ菩提ノ彼岸ニ到リ遊ハム事誰カハ此ヲメクマサラム

(二六三、ウ)

怒一屋嶋ヘモ不責寄西國ニヤスラヒテ室高砂ノ遊君遊女ヲ召集遊ヒ戯テノミ月日ヲ送ケリ

(五六一、オ)

「アタフ」(能) この動詞は未然形のみ用ゐられたるものと見ゆ。

當時近江國ノ凶賊道ヲ塞ク間々大神宮ノ御使進發ニアタソサリケレハ暫ク

(二六七、ウ)

神祇官ニヲサメヲカル

(三六八、ウ)

サテハ和若ハ弘資ニハアタソヌ敵コサムナレ

何況當座ノ言失聞召シトカムルニ与ハスト面々ニ制シ申ケレハ判官モ由ナ

(六六六、ウ)

シトヤ思給ケンシツアリ給ニケリ

「アツカフ」(扱)

親モシテ主モシテ子モ死從者モシテソレヲ見アツカソムトスル事ユメ

(二九九、オ)

ハソス

人一人モ付サリシニ京ヨリ人渡テアツカヒ侍ルナリト聞ヘナハアサル答ニ

(二五九、オ)

モン當ルト宣ヘハ

義盛モテアツカヒテ景清カ義盛ヲハ余ニ蔑リハニ他人ニ預タヒハト申々

(六七九、ウ)

リケレハ



「アテカフ」

法輪寺ト申所ニ御宿所ノ有ツル人ニアナカヒテ其カソリヲ以テ御衣ヲ誘  
ヘテ次テ參ツルホトニ

(三六九オ)

この例「アナカヒテ」とぬれど、恐らく寫しひがめたるものにて、「アテカヒテ」な  
るべし。

「アヒシラフ」(應)

上總介ハ馬ニ乗ナカラ打立テ面目无極シノトソアヒシラ(ラ)ヒケル

(五本四三)

「アユブ」

東ノ河ニ付テ鎧ノ水ハタ／＼ト打アユハセ行ヲ大將トハ見ケレトモ平家無  
左右ヲハサリケリ

(三本七三、オ)

「アラフ」(洗)

文字ハエリ入キサミ付タリケレハ波ニモアラハレス

(二本四、オ)

北方恐立給テ御料ヲ水ニアラヒテ勸ケレトモ竹モ塞カリテ見入給ヘキ心地  
モシ給ワス

(六本七七、ウ)

漁舟ノ火ノ影ヲ燈ニタノミ玉ノ臺トスアヒシ海人筈屋モスマアウク渚ヲ洗  
ハ浪ノ音モ折カラ殊ニ哀ク

(六本四十五、ウ)

「アラカフ」(諍)

汝ハ盜ヲシテ妻子ヲ養ケルトコソ聞シカ夫ハエアラカワシ物ヲト云ケレハ

(六本二三、ウ)

初ハ大ニアラカヒ申テ我身ニアヤアラヌ由ヲ陳シケレハ

(一本八、オ)

是ハトコヲアラカソニアラニクヤトテ白狀ヲ大納言ニ投カケテ

(一本二、ウ)

「アラソフ」(争)

自天竺振旦至日本吾朝位ヲ争ヒ國ヲ論シテ叔父甥合戦ヲ致シ兄弟鬩諍ヲ起

(二本八、ウ)

セトモ果報ノ勝劣ニ隨テ叔父モ負兄モアク

「イフ」(言)

妻夫トナレトモイワハコソカタカラメ

(二本一、オ)

院中ノ上下色ヲ失ツ、イ、サハキアヘリ

(二本七、ウ)

而ニ此女房サモハ、カラス盛遠ヲマホリテ今ヤ物イフトテトモ其久サヲ

トモセス

(二本二、オ)

加様ノ事ヲコソ自由ノ事トハイヘ

(一本六、ウ)

「イサカフ」(争)

其ヲハヨモ左衛門モイサカワシ

(二本一、ウ)

「イトフ」(厭)



尊惠ハイトヒ申ヘキ事ナラテハ領狀ノ請文ヲ書テ奉ルトミテサメニケリ

(三六四三ウ)

花ハ色々ニ苟ヘトモ主トテ風ヲイトフ人モナケレハ心ノマ、ニソ散ケル

(三六五四ウ)

「イハフ」(祝)

祈トモ祈ラレス祝トモ祝ハレス我身也

(三六九九ウ)

「イロフ」(關)

其事サルヘカラスハ是ヨリ後ニハ天下ノ事ニイロハテコソアラメ

(三六九八オ)

「ウカフ」(浮) 又「ウカム」といふもあり、マ行四段の例をみよ。

法皇ハ御余波盡セス思召ケレトモ日景モ高クナレハシハシトモ申サセ給ハ  
ス何トナキ様ニモテナサセ給ヘトモ御泪ノ雙眼ニウカハセ給テ御袖モシホレ  
ケレハシルクソミニエサセ給ケル

(三七一ウ)

少將ハ今ノ様ニ覺ヘテ涙ウカヒ給ケレトモ此ノ上ハ子細ヲ申スニ及ハス淺  
増ナカラ取給ケリ

(三六七オ)

自ラ助有シカハ若ヤ助ルト各ノコミノリテ海上ニ浮ヘハ浪風ハケシクテヤ  
スラフヘキ方ナシ

(三六九四オ)

「ウカガフ」(伺)

未日タカ、リケレハ御所ノ邊ニヤスライテ彼コヲ伺ウニ云シニタカリス京  
ヨリ客人入ヌ

(三六四ウ)

便宜ヲ伺ワレケルホトニ  
形部定テ醉ムスラム其夜伺ヒ給ヘ

(三六三ウ)

「ウシナフ」(失)

徳大寺ヲ此時失ハセ給ハム事口惜し

(三六五オ)

大炊殿ハ戰場ノ煙ノ底ニナリシカハ左府ハ流矢ニ中テ命ヲ失ヒ新院ハ讃州  
ヘ配流セラレサセ給ヌ

(三六五オ)

其女房ノ習ヒ一人ヲ馮ム外他ノ心ヲモテル今モ昔モ人ノ命ヲ失フソサ也

(三六一オ)

シカシタ、サラハ汝カ詞ノ如ク我ヲ失ナヘト云

(三六二オ)

「ウタフ」(歌)

花山中將公高ハ時々和琴ヲカキナラシテ風俗催馬樂ヲウタイスマシ大政大  
臣師長ハ朗詠目出クセサセ給

(三六五オ)

「ウタガフ」(疑)

母上人ニ語ラセ給ハ子ハタレ漏シツラムト疑ハセ給フ方モ無リシニ



磯ノ脚躑ノ紅ハ袖ノ露ヨリサクカト疑ヒ五月ノ宮ノシツクハ古郷ノ楢ノ  
シノフニ謬アタル (三六八九ウ)

「ウツロウ」(移)

皆白タヘノ晴ノ空清キ河瀬ニウツロヒテ

(三六九ウ)

「ウバウ」(奪)

炎广王ノ使ハ高貴ヲモキラツス魂ヲウハウ

(三六八ウ)

入ハテシカハ在々所々ヲ追補シ衣裳ヲハキトテ食物ヲウハヒ取ケレハ洛中  
ノ狼藉ナノメナラス (三六九三ウ)

「ウヤマフ」(敬)

且ハ君ヲ敬ヒ奉且ハ家ヲ思給ハ、尤合力アルヘキ所也

(三六九三ウ)

臣下モ君ノ御氣色ニヨテ尼御前トカシツキヨハレケルヲ法皇ウヤマフウ字ヲ  
略シテ御カタコトニ尼セト仰ノ有ケルトカヤ (三六九二ウ)

「ウラナフ」(占)

軍ノ日ヲ點シテ吉凶ヲウラナフ男有ケリ

(三六九八ウ)

「エラブ」(擇)

其比皇太后宮大夫俊成卿勅ヲ奉テ下載集撰ハル、事有キ

(三六七ウ)

ケルカ 五郎助光ハ究竟ノ弓ノ上手精兵ノ手聞ナリケルヲ木戸口ニエラビ被置  
獄卒ハ賢愚ヲエラフ事ナシ (五五九九ウ)

「オフ」(負)

大將軍一人ソ薄手モオハサリケル

(四四六ウ)

石打ノ征矢ヲヒ金作ノ太刀ヲソハイタリケル

(五二五ウ)

「オフ」(追)

人モヲハヌニ取袴ヲシテ忿キ馳歸リヌ

(二六四ウ)

或時ハ西ノ海千尋ノ浪ニタ、ヨヒテ光ル源氏ノ跡ヲヲヒ浪間ヨリ明石ニ傳  
フ時モアリ (二六九ウ)

「オコナフ」(行)

礼儀行ワルヘキ所ツヤ、ナカリケレハ新嘗會ニテ五節計行ワル(二六八ウ、オ)

晝ハ大嶋ニ居テ夜ハ鉢ニ乗テ駿川ノ富士ノ山ニ上テ行ヒ給フ (三六六ウ)

第五ニハ八王子ノ御社ニテ毎日退轉ナク法花問答講行フヘシトナリ

「オソフ」(襲)

(二六五ウ)

昔天武天皇大伴ノ王子ニヲソハレテ吉野山へ入ラセ給ケムモ今更思食出ナ



レテ哀ニソ被思食ケル

(二六三、オ)

カ、ル隙ヲ謀テ始皇ヲ襲ハム事難カラシ

(二六四、五、ウ)

「オトナフ」(音信)

只今コソトホル由キトヲトナハレタリケレハ

(二六三、ウ)

「オホフ」(覆)

松ノカレエタ葦ノカレハヲ切ヲミヨリクルモクツニツミコメテタクモノ

煙トタクエテケリ

(二六六、二、オ)

東三條ノ森ノ方ヨリ黒雲一ムラ立來テ御殿ノ上ニ覆ハハ主上必ヲヒヘサセ

給ケリ

(二六八、五、オ)

「オモフ」(思)

汝入道ヲ哀レト思ハ、雪ノ中ニ算ヲ求ムル志ヲハケマシテ紫野へ常ニ詣リ

入道カ没後ヲ訪ト思ナシテ紫野ニテ常隨給仕ヲモ申ヘシ

(二六七、二、ウ)

人モウルハシキ人ニ思ヒ奉リタリケリ

(二六九、ウ)

親ヲ先立ル人ノ子孝養ヲ致ムト思フ心深シ

(二六七、七、オ)

十郎藏人心計ハ武ク思ヘトモコラヘスシテ小熊ヲ引退テ柳津ニ陣ヲ取

「オヨブ」(及)

(二六七、四、オ)

本朝希代ノ勝事タルニ依テ公卿僉議度々ニ及フ

(二六六、九、イ)

若シ不審ニ及ハ、淨願梨鏡ヲミ給ヘシ

(二六四、六、ウ)

是モ世澆季ニ及ヒ人凶惡ヲ先トスル故ニ

(二六三、四、ウ)

「カフ」(交)

臭香充滿シテ行カフ人モ不厭

(二六七八、ウ)

「カフ」(飼)

舍人アアタ付テ夜ル晝ナテカフ馬ノ尾ニ一夜ノ内ニスクヒ子ヲウム事返々

難有コソ聞シカ

(二六四、二、オ)

「カイツクロフ」(敷)

泣々御頭カキ撫御顔カイツクロヒ御直衣奉ラセナト出シ奉ラセ給モ只夢ノ

様ニソ被思食ケル

(二六七、三、ウ)

「カタラフ」(語)

上總介八郎廣經千葉助經胤三浦介義明此三人ヲ語ソセ給ヘ

(二六四、三、ウ)

此事ヲ安祿山ト云シ人強ニ妬テ諸卿ヲカタラヒ云ヤウ

(二六三、二、ウ)

「カナフ」(叶)

頼光頼信カ計事ノ賢カシモ冥途使ニハ叶ハサリキ

(二六三、九、オ)

心ニ叶ウ命ナラハ御身ニモ替アホシク思ヒヘトモ叶ハス

(二六五、七、ウ)



サラムニ取テハ此内ニテハカナヒナムヤト仰有ケレハ  
〔カナシブ〕(悲) 又カナシムあり。マ行四段の例を見よ。 (三六九、オ)

宿習ノカキリアル事ヲ思遣ルト云ヘトモ運命ノ程無ク色ヲ歎ク悲フ  
(二六四、ウ)

〔カマフ〕(構)  
爲適當座ノ恥辱ヲ刀ヲ帶ル由ヲ構フト云ヘトモ (二六三、オ)

〔カヨフ〕(通)  
藤ノワラウツヲタニモハカサレハヒタスラノハタシニテ人モカヨハス海岸  
(二六三、ウ)

鳥タニモヲトセヌ深山ヲ泣々ツレテオハシケム心ノ内ソ哀ナル  
(二六三、ウ)

彼ハ雲路ヲ通ヒ是ハ浪ノ上ヲ傳フ  
(二六四、ウ)

月日ノカサナル隨テ此ノ女子ノ事思出ラレ又幾程ツレハツマシキ事ヲ思フ  
ニモナニノ心モヨワリテ不孝ユルシテハハ此程ハ悦テ通フ也 (二六五、ウ)

ハタカニテ有ケレハ凍ツアリテ僅ニ息計カヨハトモ後ニハ僅ニ通ツル息モ  
止テステニ此世ニモナキ者ニナリテ那智ノ瀧壺ヘソ倒レ入ケル (二六四、オ)

〔カラカフ〕  
伊重シハラクカラカヒテ上下ヲ争ケレトモ力劣リナリケレハ生取レテ城内  
へ押籠ラル (二六四、ウ)

〔キホフ〕(競)  
廣嗣聞テ此事ヲ率一万余騎之凶徒而都ヲ登ル (三六四、二、オ)

〔キラフ〕(嫌)  
老タル若キキラフス生死無常ノ習ナレハイカ、有ヘカルラム (二六九、ウ)

何ニメサヌソ合子ヲ嫌ヒ給フカ (四三六、オ)

殿上ノ交リ人嫌フニ不及 (二六四、ウ)

〔クフ〕(食)  
今日クヒテ明日クウヘキ者ニテモナシ明日クヒテ又次日クウヘキニテモナ  
ケレハ恐キテクワサリケリ (二六四、ウ)

遣唐使ニシテ吳國ニ渡リ御ソシケルヲ何ナル事カ有ケン物イハヌ樂ヲクハ  
セテ五牀ニ繪ヲ書テ燈カヒヲ打テ燈臺鬼ト名テ火ヲトモス由聞ケレハ  
(二六五、ウ)

〔クマフ〕(構巢の義)  
廐ニ被立タリケル秘藏ノ馬ノ尾ニ鼠ノ巢ヲクヒテ子ヲウミタリケリ  
(三六四、二、オ)

〔クチスサブ〕  
加様ニ口スサヒテ泣々罷出ニケリ (三六三、ウ)



「クルフ」(狂)

良久クアリテ一人ノ物付狂出テ暫ク狂ヒ躍ル  
和殿ハ物ニ狂フ

(二六五、オ)  
(二六五、ウ)

「コフ」(乞)

ヤトニクモラス月星ヲ涙ニヤトシ人ノ惜ム物ヲ乞ヒ野邊ノ若草ヲラシテ命  
ヲツミケルニハ青鬼ノミコソ床ヲハナラヘケレ

(二六八、ウ)

「コロブ」(轉)

若君姫君二人ノ公達ハエムヨリ下ニコロヒヲチ何ニモオクレシトシタヒテ  
聲ヲト、ノヘテヲメキ給ケリ

(二六六、ウ)

「サフ」(候)

内府四方ヲ見アハシテイシケニサウ御氣色共カナトテヘシ口セラレケリ

(二六四、ウ)

「サカフ」(境)

此山ヲサカフテ東ヲハ晨旦ト云西ヲハ天竺ト名付タリ

(二六二、ウ)

「サケブ」(叫)

中將世ニナキ事ト聞ハ我モ同道ニ消ナムスレハ再物ヲ思ソメ先ニ只我ヲ先  
ニ失ヒ給ハトヲメキ聞ハレケルハケニモサコソ思ヒ給ラト哀ニ覺テ人々モ

涙ヲ流シテ各ソシ日ニナラレケレハ涙ヲサヘテ立給メ

(二六四、ウ)

親ハ子ヲ失ヒヲメキ聞ヒ子ハ親ヲ失テ泣悲ム音船中ニ充滿セリ

(二六四、ウ)

只コト問者トテハ遠山ニサケフ猿ノ音谷路コエナケレハアタ冬カト疑ソル

(二六五、オ)

「サスラフ」

只今カケリ侍カ御琴ノ音ニ驚テ暫サスラヒ侍リ

(二七七、オ)

「サソフ」(誘)

火威ノ鎧ノウキヌシツミヌ流ケルハ彼神名備山ノ紅葉ノ峰ノ嵐ニサソハレ  
テ龍田川ノ秋ノクレナギセキニカ、リテ流レモヤラヌニ吳ナラス

(二六四、ウ)

寂心ニ背シ青葉ハ風ノ前ニチリハテ朝章ヲ乱シ白波ハウタカタト消シカト  
分段ノ秋ノ露玉躰ヲカシテ无常ノ春ノ風花ノ姿ヲサソヒキ

(二六九、ウ)

「サフ」(候)

アシテ三トセカ命ヲノヘテ給ハラム事シカルヘウサソラウトテ日吉ノ社ヲ  
御下有テ都ヘ入セ給ケリ

(二七六、オ)

此上猶モ御不審ハ、八幡ノ別當御尋ハヘシ

(二八七、ウ)

運盡給ヌル平家ノ方人仕ニヨリテカク罷成ハヒス

(二七六、オ)

今朝ヨリ是ニハサランアテモ諫申ハヤト存ツレトモ是等カ躰余リニ



ヒタアハテニ見ヘツル時ニ歸リタリツルニ

(二六四七、オ)

只今コ、ニ出來タルハナム者ソ名乗リムヘ

(二六五三、ウ)

「サマヨフ」

既ニ都ヘ打入タルヤウニ物運カクシ東西南北ヘ持サマヨフ

(二六二八、オ)

只今落人ニテアチコチサマヨウム事ノ悲シサニコソカヤウニ參テムヘ

(二六六九、ウ)

西國ニテ何ニモ成給ヘキ人ノ是アテサアヨイ給コソ理リナリケレトソ口々

(二六七三、オ)

ニ申ケル

「シタフ」(慕)

軍ノ前ヲコソ何ニモカケメ此程ノオサナキ者共ノシタヒムヲ情ナク打捨テ

(二六八六、オ)

カチテム也

少者ノ乳母ヤ母ニステラレテ道ヲシタフ様ニ濱ヘ足ヲスリテ少將殿判官入

(二六九四、オ)

道殿ヤトヲメキ叫ヒケルハ父ヨ母ヨト呼ニ似タリケリ

「シタガフ」(隨)

官使十人門外ニ立テ車ニノセテ前後ニ從フ

(二七〇一、ウ)

東夷南蠻西戎北狄靡隨ハサル者ヤアル

國ニハ目代ニ隨ヒ庄ニハ預所ニ仕公事雜役ニ駈リ立ラレテ夜モ晝モ無安事

何計カハ心憂ム

(二七〇六、ウ)

人ノ所從ノウタテサハ主ノ世ニ有程ハ隨ヘトモ主迷者ニ成スレハ還テ敵ニ

ナルラン風情シテ

(二七一三、ウ)

「シツラフ」(修)

衆徒蜂起シテ甲斐々々シク御所シツラヒ入レ進セ様々イタハリ奉ル

(二七二〇、ウ)

「シノブ」(愚)

口ヲカシキ事ナト云置キ人ニモ忍ハレ給シ物ヲ

(二七二七、オ)

「シノブ」(忍)

生ナカラカク別レ進スル御行末ノヲホツカナサ一日片時モ何ニシテ思忍フ

(二七三三、オ)

ヘシトモ不存ム

「シノブ」(密)

三位日比ハ思ナクサム方モナクテ忍ヒツレトモ

(二七四〇、オ)

叶ハサラムアテモ立忍ハセ給ヘ

(二七四七、ウ)

彼女御中宮ニ中臈女房ニテ有ケル女ヲ白河院ノシノヒ被召事有ケリ

(二七五三、オ)

「スフ」(吸)



酒ノ香ヲカキ酒ノ船ニ移レル影ヲミテ女ヲ飲ト飲程ニ残り少クスイホシテ  
酔臥タリ (六六四七オ)

「スガフ」(相匹)

乎ニユテスカワセテ信乃國ノ住人富部三郎家俊ト名乗ルヲ (三六六一ウ)

「スクフ」(救)

數万ノ官軍庭上ニ有ケレトモ救ハムトスルニ甲斐無シ (四〇四三ウ)

必ス我王子ニ語テ苦ヲスクフヘシト仰有ケレハ (三六三九オ)

「スクフ」(抄)

イタクスクヒテ引カククナ (五六一八オ)

波ニハノラムト手綱ヲスクヘ (五六一八オ)

「スサブ」(荒)

峰ノ嵐吹スサヒ谷ノ水ノ岩間ヲク、ル音イツレモ御心スコカラスト云事ナシ (六六五二オ)

「スマフ」(住)

イト忍テスアヒケレハ過行月日モ晩シカテ明シ煩フサマナリ (二六三三ウ)

春ノ霞ノ深シテミ山ノコクラキ時ハ南山ニスアウ鶴ノ北ノ山へ渡リテ柄ヲ  
カケ子ヲウミ (六六五二ウ)

「チ」木のまゝ

「スマフ」(尊)

コレハサレハナニソトヨスコシタル事モナキ物ヲアラカナシヤトテ人ヲシ  
トスアヒ給ケルヲ目モアテラレヌ有様ナル (六六六六ウ)

「スルホフ」

我身ソ平親王ト稱スル程ノ人ノ手ヲ敷物ヲ以テ出民ニシカセツル筈逆ナリ

日本國ノ大將軍トエナラシトテヤカテスルホヒノキニケリ (二六七九ウ)

「ソフ」(添)

中將一谷ニテ生取ニセラレヌト聞シヨリ肝神モ身ニソソイカカニシテ此

世ニテ今一度相見ルヘカラムト思ヘトモ夢ニタニモ見ヘテハイト、胸セキア  
ケテ湯水ヲモ喉ヘ入ラレス (五三三ウ)

弓矢ニ立ソヒ守リ給ヘ (六六四九オ)

桃李ノ花ノ枝ヲ含メル良ハセナレハ芝蘭ノ露葉ニ副フ契モギ閑ナラス (三六五八オ)

「タブ」(給)

天子御威ノ余鎌足ヲ召テ金銀等ノ財寶ヲ下シタフ (三六二ウ)

所領賜ントテ下文數タナシ儲テ馬鞍諸ノ引出物ナムトタハントシ給ケレハ (五六五七オ)



其上鎌倉ヲ出シ日ヨリシテ鏡ノ宿マテ宿々ニ米ヲ五石ツ、置テハシ間タクサムニハヒツレハ少々人ニタヒ宿々ニテ施行ニ引テコンハツレト細ニ申タリケレハ

(四三三、オ)

ヤ殿ヲ殿ヲ鼓判官ト京童部ノ云ナルハ万ノ人ニ被打タウカハラレタウカ鼓ニテモワセ銅拍子ニテモワセ義仲カ申タル旨ヲ院ニ申サレテハコソ左様ニ狼藉ヲスルト云沙汰有ルナレ道トモ不覺ト云テ事外ニシカリケレハ

(四三八、ウ)

馬ニハハナレヌ夜ハフケタリ河ノ淵瀬モミヘワカス馬ヲタハ參テ申サムト云ケレハ忿キ馬ヲソ渡シケル

(二六六、四オ)

「タガフ」(遠)

但當時兵衛佐ト義仲ト中ヲタカハ、平家ノ悅ニテアルヘシ

(三六二、オ)

近ハ三月遠ハ三年間ニ醉ノ御心サメテ此夢ノ告一トシテ相違フ事不可有ト申

(二四四、ウ)

「タグフ」(比)

朝霞ニタクヒ暮ノ煙ト登給ヌ

(三六三、オ)

折節山オロシニタクフ物ノ音例ヨリモ澄ノホリテ我カラ哀レモ押ヘカタク

(四七六、ウ)

「タタカフ」(戦)

同二日志雄軍十郎藏人行家負色ニナリタリケレハ越中前司盛俊勝ニ乗テ貴

戦フ

(三六三、四オ)

能登守今日ヲ限ト戦ワル

(三六三、九ウ)

是ニ諍ヒ彼ニ戦ヒ人ヲ亡シ身ヲ助ムト營ミ惡業朝暮ニ遮テ善心惣テ不發

(五六七、ウ)

「タタヨフ」(漂)

平家宿報盡テ神明佛天ニモ奇ラレ奉テ都ヲ出浪ノ上ニ漂フ

(三六一、オ)

湯々タル蒼海ニタ、ヨヒ塩風波間ノコリノ水何度ト云數ヲ不知

(二六八、四オ)

船ハ浮ヌ沉ヌ漂ヘハ立タル扇ヒラメイテ座ニモタアラスクルメキケリ

(三六六、ウ)

「タツサフ」(携)

五陵ノ時ヨリ腕ヒ手ナレシ琵琶ニタツサヒテ泣ヨリ外ノ事ナシ

(二六九、五ウ)

「タトフ」(譬)

アカヌ別レノ悲サ比ハム方モナカリケリ

(三六三、オ)

「タノブ」(頼)

馮ヘヨ馮アレ奉ラムトソ契タリケル

(五七六、オ)



「タバフ」(保護又大切にする意の語、この時代の通用語とおぼし)

友ヲステ主ヲステ、モ片時ノ命ヲ惜ム兄ヲステ弟ヲ忘テモシハシノ身ヲタ  
ハウ (五七六ウ)

今ハカウト思ケレハ詞モタハソス有事ニ書テ以ヘハコソウテ、以ラメト散  
々ニ悪口シケリ (六七ウ)

内甲ヲヲシミアタヤヲイシト矢ヲハケナカラ矢ヲタハイ給ハレ (三六八ウ)

「ダフトブ」  
誠ニ振旦高麗ニハ賢ヲエラヒ智ヲ尊ヒテ其氏ナラテトモ天子ノ位ヲ踐トカ  
ヤ (六七二オ)

「タマフ」(給)

葉室ノ中納言俊賢筆筭ノ役ニ参リ給キ楊梅三位顯親筆筭ヲ仕リ盛定行實打  
物ヲ勤ラル (一六五二ウ)

母上人ニ語ラセ給ハテハタレ漏シツラムト疑ハセ給フ方モ無リシニ

(一六七五ウ)

是ヨリ後ナリトモ荒ハ風ヲハ先防ムトコソ思給ヘ

(一六三四ウ)

「タメラフ」(依違)

サレハトテ又此ノ事ヲタメラヒテ登ルヘカラム道ヲ逗留スルニ及ハス

「タラフ」(足)

手ニタラヒ身ニコタヘタル事トテハ入江ノシホ澤邊ノ水ニカクコリ斗乙

(三六四ウ)

「チカフ」(誓)

天衆地類必ス合力給ヘト誓ハセ給テ海底ニ入レサセ給ニケリ (一六三オ)

(一六三オ)

其切之間修テ極樂浄土ヲ設ケテ一切衆生ヲ迎ヘストイハ、正覺ヲトラシト  
チカキ給ヘリ (六四九オ)

(六四九オ)

「チガフ」(違)

馬車馳チカヒ上下騒留リ京中ハ塵灰ニケタテラレテヲソレニテソ有ケル

(三三八オ)

「ツカフ」(使)

乎ニ乱合テヲメキ叫フ音山ヲヒ、カシ馬ノハセチカフヲト如雷 (五五八ウ)

(五五八ウ)

申ハムヤ子孫相繼テ一日片時召仕ソレム事難シ

(一六七ウ)

但耳ニ止ル御詞ヲモツカハセ給者哉

(一六九オ)

又應ヲツカヒ狩ナトモ始レリ

(一六八オ)

「ツガフ」(雙)



頼政キツト見上ケタレハ雲ノ中ニ奇シキ物ノスカタアリ是ヲ射損スルモノ  
ナラハ世ニ有ヘシトハ思ハサリケリ乍去矢取テツカヒ南无八幡大井ト心中祈  
念シテ能引テヒヤウト放ツ

(二六八六ウ)

「ツクロフ」(繕)

高野ヲハ天竺靈鷲山ト觀シ生身ノ大師ハ尺迦如來ト信セサセ給テ日數ヲノ  
ヘテ御幸ノ儀ヲ引ツクロハセ給ヘクヤムラムト申ケレハ

(三六五四ウ)

射向ノ袖矢並ツクロフ小手ノ上アテモ皆白妙ニ見エワタル

(四六三二オ)

「ツタフ」(傳)

彼ハ雲路ヲ通ヒ是ハ浪ノ上ヲ傳フ

(二六四ウ)

「ツドフ」(集)

人々侍郎等各甲冑ヲヨロヒ弓箭ヲ帶シテ馳ツトフ

(二六四ウ)

如案内侍ツトヒタリケレハ種々ノ御引出物給テ様々ニモテナシ給ケリ

(二六五七オ)

「トフ」(問)

暫クアテ碧衣ノ侍女來テ問フ

(三六三ウ)

大膳大夫業忠仰ヲ承テ軍ノ次第ヲ召問ハル

(三六二四オ)

女房出テ何方ヨリト問ヘハ三位中將殿ヨリト申セハ

(三六七オ)

ニクシ足ハサミテ問ヘナムト云ケルヲ聞テ

(一六二一ウ)

「トブ」(飛)

靈鳩天ヨリ飛ヒ來テ白旗ノ上ニ翻騰ス

(三六三二ウ)

紅ノ袴ニウスキヌカツケテ大空ヲ飛フ天狗モアリ

(二六八オ)

「トトノフ」(整)

人長是ヲ着テ御神樂ト、ノヒテ行ハル

(三六六ウ)

「トフラフ」(訪)

何況ヤ己ハ肩ヲ並テ年久シ争カ此ノ愁ヲ訪ハサラムトテ鷹ニ是ヲコトツケ

(二六九八ウ)

ス

是ヲ御身近ク置セ給テ御覽セム毎度念仏申サセ給テ後世ヲ訪ヒタヒヘト

(五七二ウ)

申サセ給タリケレハ

頭カタク生タチタラハ法師ニナリテ我後世ヲ訪ヘヨトヲトナニ物ヲ云ヤウ

(二六六一オ)

「トモナフ」(伴)

備前守行家惟澄惟榮カ一族相伴フ

(六六九ウ)

様々トスカシテ内侍四五人相伴ハセ御坐テ京へ御上ヒ

(二六五六ウ)

尼公ニ伴ヒテ盛遠モ鳥羽へ行ヌ

(二六六オ)



其時御トモナヒシ人ノ不覺ノ心ニ打ソイテ朝夕ソスル、事モナシ

(二六九オ)

「ナラフ」(習)

ヤウ〜生長スル程ニ歌ヲ作テ習ハシム

(二六八ウ)

又高漸離ハ荆軻ト昔親友タリシ事ヲハ、カリテ姿ヲヤウシ姓名ヲカヘテ有ケレトモシナラヒタル事ノ捨カタクテ筑ヲウチケリ

(二六三ウ)

「ナラフ」(並)

五人ハ中門ノ外御車宿ノ前ニ立ナラヒタリ

(二六二ウ)

横笛ノ秘曲ヲ傳ヘ給事ハ上代ニモタクヒスクナク當世ニモナラフ人オソシマサ、リケリ

(二六四ウ)

「ニガワラフ」(苦笑)

法皇ニカソラソセ給テ御覽セラル

(二六三ウ)

知康ニカソラヒテ歸參テ

(二六四オ)

「ニキハフ」(賑)

民ノ烟モニキハヒテ朝夕ノ煙絶セサリケレハ

(二六四ウ)

「ニホフ」(匂)

桃櫻一度ニ開テ匂フ時モアリ

(二六四ウ)

花ハ色々ニ匂ヘトモ主トテ風ヲイトフ人モナケレハ心ノ、ニ

(二六四ウ)

「ヌフ」(縫)

中將其日ハ褐衣ノ直垂ニ白糸ニテ村千鳥ヲヌイタルニ紫スソコノ鏡ニ童子鹿毛トテ兄ノ大臣殿ヨリ得タリケル馬ニ被乗タリ

(二六八オ)

「チガフ」(願)

御懷孕ノ事定ニケレハ貴僧高僧ニ仰テ御産平安ヲ祈リ日月星宿ニ付テ皇子誕生ヲ願フ

(二六七オ)

是ニ付テモ穢土ヲ厭ヒ淨土ヲ願フセ給ヘキ御心ノミソ深カリケル

(二六五オ)

今ハ一筋ニ後生ノ事ヲ願ヒ給ヘ

(二六七オ)

「チラフ」(狙)

自今以後軍仕ハソムニハマ前カケテ命ヲ君ニマヒラセハハント申テ便隙有ハ木曾ヲ打トシテラヒケル

(二六九ウ)

如法富士ノ山ト長クラヘチコノ額ニ付タル物ヲテスミノチラフニ似タリ

(二六四オ)

「ノゴフ」(拭)



佐々木ヲキアカリテ三位ノ頸右ノ手ニサケテ弓杖ツキテフトコロヨリタ、  
ウ紙ヲ取出シテ頸ノ血ヲノコフ (五七六、ウ)

法皇モ後ノ遙ニ見送ラセ給テ御涙ヲノコハセ給又御ランセヌ事モヤト思食  
ソ忝ナキ (二六三、ウ)

内府暫ク物モ宣ハス良久有テ直衣ノ袖ニテ涙ヲ拭ヒ鼻カミ宣ケルハ  
(二六四、ウ)

「ノタマフ」(宣)

人ノ來レハ主ノ名ヲ呼付テ仲綱メ取テツナケ仲綱メニ戀ハケヨ散々ニノレ  
打テナト宣フ (二九二、オ)

北方コレコソハトノタアヒケルヨリ外ハ又モノモエ宣ソヌ (二九四、オ)

藏人殿ハ歸參セシト宣ヘハ嫡子ノ小冠者義基十一歳ニナルヲアヒラセシ  
(三九五、オ)

「ノロフ」(詛)

加様ニ榮ラレケレハ人嘲リテ山門ノ大衆ニハノロハルヘカリケル物ヲトソ  
申ケル (二九五、オ)

「ハフ」(匍匐)

佐大夫ハ夜ニ入テ池ノ中ヨリハヒ出テハフ<京ニ歸リ上ニケリ

「バキ」(奪) こは「ウバフ」の「ウ」の省かれたるものなるべし

則綱ハ一人ナリ人見ハ多勢ナリ無力ハソレケレハ片耳ヲカキ、リテ取テケ  
リ (五七五、ウ)

カ、ル處ニ人見ノ四郎馳來テ此頸ヲハイトリテ勸賞行ソレハヤト思ケレハ  
此頸ヲハイケリ (五七五、ウ)

「ハカラフ」(計)

イカニモヨク<相ハカラハルヘシ (三六九、オ)

但年來何事カハ入道ハカラヒ申タル事ヲ背タル  
樊於期秦王ノ難ニ逢テ身ヲ吾ニ任タリ無頼追捨事無情サラス事ヲハカラヘ  
ト云ケレハ (二四四、ウ)

「ハコブ」(運)

陰陽術ヲ盡シ醫家藥ヲ運フ (二七〇、オ)

金鳥東ニカ、ヤケハ六部轉讀ノ法水三身佛性ノ玉ヲミカキ夕日西ニ傾ケハ  
九品上生ノ蓮臺ニ三尊來迎ノ心ヲハコヒ給ヘリ (二七〇、オ)

「ハラフ」(拂)

其家ニ火ヲカケテ山下村マテ焼拂フ (二七〇、ウ)



神風ヤ祈ル誠ノキヨケレハ心ノ雲ヲアキヤハラハム

(本八七、オ)

此時ハ古郷ノ亭ノ鬼瓦ノ事モワスラレテ國司以下ハ中持ノ底ヲ拂ヒ商人下  
臆ハモトテヲタラス

(三六六、オ)

「ヒキシロフ」

此内ニハ犬鳥ノ引シロフ音シケリ

(五六六、オ)

「ヒソラフ」

只ヒソラヒテ遠矢ニハ雨ノフル様ニ射ケレトモ鎧ヨケレハウラカ、ス

(五三二、オ)

「ヒロフ」(拾)

イツナラハテトモ薪ヲ拾ハムトテ山路ニ迷フ時モアリ水ヲ結ハムトテ澤邊  
ニ疲ル、ヲリモアリ

(本七五、オ)

濱ニ出テハ波ニ打ヨセラレタル荒和布ヲヒロヒツリスルアアニ膝ヲカ、メ  
手ヲ合テ魚ヲ乞テ食事ニシテ今日アテハ命ヲツキツルナリ

(二六六、オ)

「フルフ」(振)

導師已ニ高座ニ登リ給ヘハ膝振ヒワナ、キテ法則次第モ前後不覺ニ見エタ  
リ

(本六六、オ)

父コソ常ニハ風氣トテ目ノアウソ膝ノフルウソトハ仰ヒ

(五三四、オ)

「フルマフ」(舉動)

或ハ上童ノ躰ニモテナシ或ハ内侍ノ亮ヲフルマヒテ年々ヨナノ便宜ヲ伺  
ヒケレトモ掛クモ忝ナシ

(二八七、ウ)

「ヘツラフ」(讀)

雖然文學全世間ヲ諷ヒ憂身ヲ渡ラムトスル事ナカリケレハ僅ニ身命ヲツキ  
テ飢ヲ除ク計ノ外ハ不留シテ返シケリ

(二六四、オ)

「ホコロフ」(綻)

秋ノ夜ノ月オハステ山ヲ住ウカレ春ノ花吉野ノ峯ホコロフカトアタリモカ  
、ヤク計也

(五八七、オ)

「マフ」(舞)

權現法樂ノ爲ニ胡飲酒ト云舞ヲアハセテアシノケルニ俄ニ大雨フリケレ  
トモ舞ヲ不止ヌレノ舞ケレハ宣旨ヲ反ス舞ナレハ權現メテサセ給ケルニヤ  
忽ニ天晴テサマノ靈瑞トモ有ケリ

(二八五、オ)

白浪ミナキリ落テ岩石ヲウカチ青淵水アヒテ木葉ヲシツム

(三六三、ウ)

「マフ」(目の眩ふ)

若御目アハセ給ハム時ハトラヘアヒラセムト申ケル  
ケニヤソレ小次郎イカナル時ヤラム目モアヒ膝モフルウ事ノアル我身ナレ

(五三四、オ)



ハサモ有ヘシトテ

(五十四オ)

父コソ常ニハ風氣トテ目ノアウソ膝ノフルウソトハ仰いヘ

(五十四オ)

「マガフ」(混)

聞モ知テトモ村雨トハアカワシ物ヲト哀也

(三六八三オ)

秋モ半ノ事ナレハ音々スタク虫ノ音ニ琴ノ音ソアカヒケル

(三六七オ)

但頼朝カ旗ニ只同キカアカウ事ノ有ニ汝カ旗ニハ此革ヲスヘシトテ藍革一文ヲソ被下ケル

(二六八二オ)

「マカナフ」(管)

昌命ヤカテ押寄テ打入テ見レハ四十計ナル俗ノ褐衣ノ直垂小袴キテ紅梅ノ檀帯ニテ口裏タル唐瓶子取アカナヒ銚子鋳取ヲキテ香菓ナムト取テラシテ既ニ行ワムトスル所ニ

(六四三ウ)

「マトフ」(纏)

然而ルニ身ニ束帶ヲアトヒ瓜切ホトノ小刀躰ノ物ヲモ身ニシタカヘス人ニ手ヲカクルマテコソ無トモアタル所ノ口惜目ヲ見ヨリハ自害ヲコソ仕ヘカリシカトモ叶ハス剩ヘ本鳥被切タリト云ム實サヘ云付ラレ弓箭取者ノ可死所ニテ不死カ致ス所ニ

(二六五二オ)

「マドフ」(惑)

軍セムトスル者ハ一人モナクテ我先ニトニケアトヒケレハ一騎モ被打レテ皆通リス

(五四六ウ)

「マヨフ」(迷)

一生一業大康ノ罪業ヲ致シ終ニ黄泉ノ道ニ迷ワム無慙トモ思フ  
時頼入道奉見テ夢カ覺カトアレ迷ヒ涙ニ咽ヒ物モ申サス  
イツナラハチトモ薪ヲ拾ハムトテ山路ニ迷フ時モアリ  
春ハ霞ニ迷ヘトモ峯ニ上リテ薪ヲトリ夏ハ藜シケ、レトモ柴樞ニ香ヲ燒キ  
秋ハ紅葉ニ身ヲヨセテ野分ノ風ニ袖ヲヒルカヘシ冬ハ蕭索タル寒谷ニ月ヲヤトセシ水ヲ結ヒナムトシテ山臥修行者ノ勸苦ナリ

(二六八六オ)

「マロブ」(轉)

木曾サラノケニ車ノ内ニマロヒニケリ  
此事ヲ聞ヨリ臥アロヒモタヘコカル、事ナノメナラス

(四三七オ)

(一六三二オ)

「ムカフ」(向)

サテ五人ノ者共渡リハッレハ片手矢ハケテ敵ニ向フ  
平家ノ一門大ニサハキテ武士ヲ三茶京極ノ邊ヘハセ向ハセタリケレトモ法師原一人モ不見  
サテ上人鎌倉ヘ下着シケレハ兵衛佐冠帯ヲタ、シクシテ庭上ニヲリ向ヒ只

(五十五オ)

(二四二ウ)



今頭殿ノ入ラセ給ト思准ヘ給テ聖ノ馬ノ口ヲ取涙ヲ流シテソ首ヲ請取給タリケル

(四三四ウ)

敵ニ向ヘ荒手ナリ

(三六八ウ)

「ムクフ」(報) この語はもとヤ行上二段活用<sup>(1)</sup>の語なるが、この書にてはハ行四段活用ともなれるが如し。

大事ヲ心ニカケナカラ其事ヲ不遂シテ今私ノ怨ヲ報ハムトテ身ヲ亡シ命ヲ失ハム事愚カズ

(二四四ウ)

然ハ君カ難ヲモムクヒ又燕國ノ愁ヲモ可止ト云ケレハ

(二四七ウ)

「ムスブ」(結) アヤシノ鳥獸タニモ恩ヲ報シ徳ヲ酬フ志淺カラストコソ承レ

(三六八ウ)

ヲチコチ人ノ旅人ハ爐燈ノ煙リニ心ヲスアシ磯部ノ海人ノ梶秋燈燼ノ光ニ夢モムスハス

(二五五ウ)

高倉中將泰通朝臣參リ已ニ御衣召替ケルニ御帶アテアヒラセケレトモトミニムスヒヤラヒ給ワス

(三六七ウ)

我モト文ヲカヨハシ縁ニ付テ契ヲ結フヘキ由申ケレトモ不聞入シテ

(二五七ウ)

露吹ムスフ秋風ハ鏡ノ袖ヲヒルカヘシ雲井ヲ照ス稻妻ハ甲ノ星ヲリ、

(二五七ウ)

ス 是ハ人ノ神ノ出テ行ヲ見人頭文ヲシテ下カヒノ妻ヲムスヘハ必ス留ルト云

(二六四ウ)

事アリ其事ヲ思出テ加様ニ讀給ケルニヤ

(三六四ウ)

「ムスブ」(掬)

イツナラハチトモ薪ヲ拾ハムトテ山路ニ迷フ時モアリ水ヲ結ハムトテ澤邊ニ疲ル、ヲリモアリ

(二七五ウ)

伽耶城ヲ欲テ檀德山ニ籠リ高嶺ニ薪ヲコリ深谷ニ水ヲムスヒ難行苦行ノ力ニヨリテ遂ニ成等正覺成給キ

(六五七ウ)

「ムセブ」(咽) 又「ムセム」といふあり、マ行四段の例をみよ。

只御泪ニノミ咽ハセ給テカクソスマセ給ケル

(二七七ウ)

谷川雪ノ底ニ音ムセヒ嶺嵐松ノ梢ニシクレテ日影モミヘヌ木ノ下道心細クモ超スキヌ

(二七九ウ)

「モテアッブ」(翫)

誠ニ宿善イミシクオハシケレハコソ雲上ノ月ニ隣ラシメ鳳闕ノ花ヲ翫ヒ松門ノ風ニタハフレテ法水ノ流ヲモ汲給ケメ

(二七六ウ)

此兒良形アシカラス色白ク髪多クシテヤウク七才ニモナリニケリ小母ナムト翫フ有様誠末タノモシ

(二五五ウ)



「ヤシナフ」(養)

平家ノ小松三位中將殿ノ北方ノ親クオリシアス人ノ御子ヲ取テ少ヨリ養ヒ奉リツルヲ三位中將殿ノ實ノ御子トヤ子細知ヌ人ノ申タリケム昨日武士共來テ取テ六波羅ヘトテ罷ニキ

(六、二九、ウ)

虎ヲ養フ愁有トテ終ニ盛次ハ伐レニケリ

(六、七九、ウ)

「ヤスラフ」(休)

馬ヨ鞍ヨトセム程ニ聞エナハ悪シカリナムトテヤスラフ

(二、三三、オ)

雨ハフヲテト笠縫ノ郷ニヤシハシ蹴ラハム

(五、七、オ)

侍從余波ヲ惜ムトオリシクテ御簾ノキハニ立ヤスラヒ御車ノ後ヲ見送奉ケレハ

(二、四八、ウ)

「ユフ」(結)

近來ヨリ水旱ニ大口許ニテ埃ヲ高クユハセテ舞ハセケリ

(二、二五、オ)

牛丸神明ノ教ニ任テ西北ノ方ヘ尋行テ見ニ對ユヒ給ヘル所アリ

(二、八二、ウ)

被流之時四ニテ別レニシ若君ヲトナシクナテ髮ヲヒノヒ肩ノアワリ打過キテユフホトニナリタリ

(二、四九、オ)

昌命不覺ナル者共カナ足ヲユヘカシト云ケレハ

(六、四九、オ)

「ユキカフ」

又十月ニ成シカハ浦吹風モハケシク磯コス波モ高ケレハサスカ兵ノ貴來ルモナク行カウ船モ希ス

(六、六五、ウ)

「ヨブ」(呼)

アツヨヒノ二字ヲ賜テ侍宵小侍從トハヨハレシソカシトキト思出サレテ

(二、四、オ)

童ツヤク見知ラサリケレトモ有王丸カトヨヒ給ニサテハ我主ナリケリト

(二、五五、オ)

「ヨソフ」(盛)

夕、ヨソヘ無塩平茸汁モ有猫殿アヒ給フヤト云ケレハ

(四、三六、ウ)

「ヨソホフ」(裝)

梶原事ノ由ヲ申入タリケレハ門外ニテヨソヲキ有リ

(五、六、オ)

「ヨバフ」(呼)

二ノ本鳥結合ツ、左ノ手ニ擊右手ニハ大刀ヲ以傳馬ニ打乗テヨハイケルハ

敵モ御方モ是見給ヘ佐井七郎ニ富部三郎被討給ヌ富部三郎カ郎等ニ柗淵小源

太重光カ主ノ敵討テ出ルヲ留ヨ者共ト云ケレハ

「ヨロフ」(扱掛)

詞海ヲ汲テ心ヲナクサメ万歳ヲ喚フ山青シテ簇々タリ

(二、七五、ウ)



人々侍郎等各甲冑ヲヨロヒ弓箭ヲ帶シテ馳ツトフ

(二六四ウ)

太政大臣ノ位ニ昇人甲冑ヲヨロフ事輒カルヘシトモ覺ハハス

(二六四エ)

「ヨロコブ」(喜)

我所願成就シタルニヤト悦ハセオソシテ恐キ出立セアシクケリ。

(二六八ウ)

サレハ常ニ國土安穩人民快樂ト祈ラセ給シ事ナレハ草ノ影ニテモ小松殿サ  
コソ悦ヒアシクケメ

(二六八ウ)

乳母手ヲ合セ悦フ事無限

(二六三エ)

「ワヅラフ」(煩)

サレハ源氏ヲコソ滅シテ彼從類ヲ煩ハシムヘキニカヤウニ天下ヲナヤマス  
事ハ只事ニ非ストツ申ケル

(二六三ウ)

春ノ日トハ春日ノ明神ト、メサセ給ヘトニヤイカニスヘキト思ソツラヒ給  
ケルニ

(二六四ウ)

山河ヲツルタキツセニ棹サシソツラフ筏シノ乗モサタメヌ心地シテ良久ソ  
ユラレケル

(二六六オ)

「ワラフ」(咲)

加様ニ咲ソレヌル事コソ後代ノ恥辱ナレ

(二六六エ)

其比奈良法師法皇ヲ歌ニヨミマヒラセテソワラヒケル

(四四九ウ)

其後遙ニ日數ヘテ彼ノ僧正ノ頸ヲ南都興福寺ノ内西金堂ノ前ニヲトシテソ

ラニハト咲フ音シケリ

(二六四エ)

アレヲ二三騎馬ノ鼻ヲ並テ懸出テ武藏國ノ者ノ案内モシラスヲ深田ニ追  
ハメテ咲ヘカシト匂ケレトモ

(二六七オ)

「エフ」(酔)

凡近來ハ平氏カ余リニ多シテモテエヒテハト申タリケレハ

(二六六ウ)

以上の外に次の如き例あり。

古里へ如何ニモシテ尋入不替形ヲモ今一度見ハタカリツレトモ重衡卿ノ被  
生取テ京鎌倉廻ハル、タニモ心憂ニ此身サヘ恥ヲサラシテ父ノ骸ニ血ヲアヤ  
サム事ウタケレハ是ニテ出家ヲシ水ノ底ニモ入ナムト思フソ

(二六三ウ)

こはその語形より推すに四段活用とは思はるれど、よみ方明ならざるが故に、決し難  
し。字鏡集を按ずるに

「嬾」には「ナヤム」「ウハナリ」「テタム」の訓ありて、之に相當するの訓見えぬ

「嬾」には「マサクル」「ナヤマス」「タハフル」「ヒキシロフ」「ナフル」の訓あり、このうちこの文に  
適するものは「ヒキシロフ」なり。即ち「ヒキシロハル」と訓めば、妥當に見ゆ。恐らくは、ここ  
の「嬾」字は即字鏡集の「嬾」字に相當するものなるべし。



ホ、マ行四段活用動詞

「アカム」(赤)

歸雁ノ空ニ音信テ通ニモ都ヘ言付セアホシク入日ノ影ノ大海ノ原ニ赤ミ渡タルモ迎ノ雲ノ色カト疑レ蘇武カ胡國ノ恨アテ思殘セルクマモナシ

(五本四十九オ)

「アサム」

是ハ未無先例事トソ人々アサミ給ケル

(二本九十五ウ)

「アタム」

此卿ハ今様朗詠ノ上手ニテ院ノ近習當時ノ寵臣ニテオソセシカハ法皇モ諸事無内外被仰合ケル間入道殊ニアタアレケルニヤ

(三本八十八オ)

武田五郎信光木曾ヲアタミ兵衛佐ニ讒言シケル意趣ハ

(三本十五ウ)

「アハレム」(憐)

縦入道カ歎ヲ哀アセ御シアサスト云トモナトカ内府カ忠ヲ思召ソスルヘキ

(二本七十九オ)

ナトカハ山神トカヤモアハレミ給ハサルヘキ

(二本三十四ウ)

弓矢ヲ取習ヒ妻子ヲアソレム心タニモ深クハハ思キラレスハ

(三本七十五ウ)

「アヤシム」(怪)

イツチヘ渡ラセ御スヤラムト惟ミ見タテマツルホトニ彼ノ庭前ノ大木ノ梢ニソ現セサセ給ケル

(二本八十二オ)

「アヤシバム」

某カ許ニコソ此四五日アヤシハミタル人ソ忍テ立宿テハ

(六本四十二オ)

「アヤブム」(危)

横笛危ミテ何故カクハイタク塩折給ヘルソトアヤシミナカライトトナキ言ノ葉ニハ出仕ヲノミ物憂事ニ思給ヘル事ナレハ

(五本三十四ウ)

「アユム」(歩)

イツ歩アセ給タル御歩ナラテハ夏草ノシケミカ下ノ露ケササコソ所セク御足皆損シテ疲レヨハラセ給ツ、深山ノ中ヲ心アテナタトリ渡ラセ給ケレハ

(二本二十九ウ)

サノミハ恐イトテ八十余人皆縁ノキソニ立歸ル時法印アユミ出ラレニケリ

(二本八十三オ)

ハケウテアユム様ニハシケレトモ

(二本五十四オ)

「イム」(忌)

乎ニ御ラムシカヘル事ハイム事ニテアムナルニ

(二本四十四ウ)

「イサム」(勇)



啓王山王ノ御計ヒニテヤトイサミ合タリ  
ヨニ入テイサメハユフカホト名付ク  
(三六二五ウ)  
(五六六ウ)

「イタム」(痛)

其後ハ此聖ニ度々被謀ニケリ不安トテ彌ヨ深ク誠ケレトモ文學少モ痛マヌ  
時々荒言ノミ吐ケリ  
(二六二九オ)

其手ヲイタミテ俣野ハ軍モセサリケリ  
(二六三ウ)

「イトナム」(營)

兼康先立テ所ノ者ニモフレ巡リ親キ者共ニモカ、ル人コソ下リ給ヘト申テ  
御儲ヲモイトナマセシワムト云テ彼所ニ倉光ヲハスカシ置テ兼康先立ニケリ  
(四四二オ)

身ノ身ニテハシ時ハ出仕ニアキレ世務ニホタサレテ樂ミ無隙茶花ニ誇リ憐  
慢ノ心ノミ深シテ當來ノ昇沉ヲ不顧運盡世乱レテヨリ以來是ニ諍ヒ彼レニ戰  
ヒ人ヲ亡シ身ヲ助ムト營ミ惡業朝暮ニ進テ善心惣テ不發  
(五六七ウ)

毎日法花經ヲ二部讀奉テ一部ヲハ池尼御前ノ御井ニ廻回シ奉リ一部ヲハ父  
母ノ孝養ニ廻回スル外ハ又二ツ營ム事ナシ  
(二六三九オ)

「イナム」(否)  
ミメ事カラ清ラカニテサスカナメテノ者ニアカフハクモミエサリケリハ  
色郎等共イカニトシテ策スヘシトモ覺エヌ悲シカリケレトモヨクイナマハ  
思フ所有カトテ中々惡カリナムスレハ泣々抱取テ彼所ニテフシツケニシケ  
ルコソ悲ケレ  
(四三三ウ)

「イヤシム」(賤)  
乞者非人ナレハトテ賤シム事ナシ  
(二六六ウ)

「ウム」(産)  
廐ニ被立タリケル秘藏ノ馬ノ尾ニ鼠ノ巢ヲクヒテ子ヲウミタリケリ  
(三六四三オ)

舍人アアタ付テ夜盡ナテカフ尾ノ馬ニ一夜ノ内ニスクヒ子ヲウム事返々難  
有コソ聞シカ  
(三六四三オ)

「ウカム」(浮) 又「ウカブ」といふもあり。上に例をあげたり。  
東岸西岸ノ鱗ハ振鈴ノ音ニウカミスヘシ  
(二六三五ウ)

「ウヅム」(埋)  
心深キ者ナレハ淺クハヨモ埋アシトテ一丈計堀タリケレトモ惣テ何も無リ  
ケリ  
(二六三九オ)

空シキカラタラ此女房イタキテ奈良ノ法花寺ト云處ニテ骨ヲハホリウツミ  
ツ、彼ノ尼寺ニ乳人ノ女房シタシキ人有ケレハヤカテ二人ナカラ尼ニナリツ



一向此ノ若キミノ後生非ヲソ曙モ晩モ祈ケル

(六六七、オ)

サレハイヤシキシツノオナレトモ老タル母ヲ思故ニ土ヲ掘テ子ヲ埋ム類モ有ケルニヤ

(六七、ウ)

雪ハ野原ヲウツメトモ老タル馬ソ道ヲシル

(六八、ウ)

「ウトム」(疎)

女ノ身ニテ加様ノ事ヲ申セハ時ノホトニヤカテウトマレ奉ラムスレトモ實ニ志オワセハ刑部ヲ怨キ討給へ

(六九、ウ)

「ウラム」(怨) 同ト語にして上二段なるあり。参照せよ。

今入道ニ怨テ奉ルヘシトハ思ハテトモ

(七〇、ウ)

但十郎藏人コソ御邊ヲウラミ奉ル事有トテ信乃ヘ打超ラレテハ(七〇、ウ)

「ウラヤム」(羨)

是ヲ見聞人ウラヤマスト云事無シ

(七一、ウ)

日本ニハ男子七人アル人ヲ長者ト申事ナレハ人ウラヤミケリ

(七二、ウ)

「カム」(拂)

是ハ殿原イカ、思給トテ直衣ノ懐ヨリタ、ウ紙取出テ鼻打カミサメ、ト

(七三、ウ)

泣、宣フ

「カコム」(圍)

其後兵十余人來テ前後左右ニ立カコミ天ニモ上(ス)地ニモツケス中ニ引ク、テ上ヘ引ノホセ奉リ一間ナル所ニヲシコメツ

(七四、ウ)

「カサム」(重)

我ヨリカサミタル者ノ云ハ

(七五、オ)

「カスム」(覆)

漫タル海上ナレハ月オホロニカスムソタリテイツクヲ西トハソカテトモ

(七六、オ)

「カナシム」(悲) 又別に「カナシム」あり。上に例をあげたり。

ヒトリ向テ誰ヲタヨリニテカ明シ暮ラスヘキト悲ム

(七七、ウ)

サレハヤラム無止事ツル天台ノ佛法モ治承ノ今ニ當テ滅ハテヌルニヤト心有キツノ人悲アスト云事ナシ

(七八、ウ)

サレハ山林ニ交リテソ、ロニ泣カナシミ給ハムホトニ寂後ノ十念ニモ不及

(七九、ウ)

シテ日比ノ行業ヲ空クナシ給ハン事ノ悲シサヨ

明晩歎キ悲メハ家主モ是ヲ見テ何ナル事トサハキツ、醫家術道ヲ盡シツ

、神明佛陀ニ祈ル

(八〇、ウ)

「カルム」(輕)

カ、リシ程ニ後二條關白殿御病カルマセ給テ元ノ如クニ成セタマフ



「キサム」(刻)

此御堂ヲハ殊ニ取沙汰シ給テ十躰中尊ヲ丈六ノ面像ヲハ自ラキサミ顯ハサ  
レタリケルト承コソ目出ケレ

(本三十四、オ)

荒イソナリケレハ砂頭ニアトヲキサムカモメ奥ノ白スニスタク濱千鳥ノ外  
ハ跡フミ付タル形モナシ

(本五十三、ウ)

「クム」(組)

實盛押並テ手塚ムストクム

(本三十五、オ)

外侍ニハ國々ノ大名肩ヲ比へ膝ヲクミテ烈居タリ

(四三十一、ウ)

キタナシ寄テクメ景高オソロシキ歟景高トテ切廻ルニハ七組ム者コソ無リ  
ケレ

(本六十四、オ)

俣野殿構テ佐奈多ニ組給へ景親モ落合ソムスルソ

(本五十九、オ)

「クム」(搦)

終日泣晚シテサテモ有へキ事ナラテハ石ヲ重テ塔ヲクミ砂ニ佛ノ御形ヲ畫  
給テ僧ヲ請シテ開眼シ念佛行道シテ過去先考幽靈出離得脱増進佛道ト廻向シ  
テ宣ケルハ

(本四十六、ウ)

「クム」(汲)

カヤウノ乞食法師近ク參ラムモ恐アリカヒテニ湯ヲクミテタハコ、ニテト  
モカクモ呪願ノアテカタセムト云ケレハ

(本三六、ウ)

「クム」(包)

蜀紅ノ錦ノ冑直垂ニ金銀ノ金物色々ニ打ク、ミタル冑キテ對面ノ爲ナレハ  
甲ヲハギ給ハス

(本七十七、ウ)

「クセム」

道心ノ後モ心大ニクセミ普通ノ人ニハ似サリケリ

(本二十一、オ)

「クチスサム」(口遊) 又「クチスサプ」といふ語あり上に例をあげたり

平家ハ弓矢ノ方ヨリ外ハ嗜ム事ハ無歟ト思タルニ三位終夜琵琶ノ事柄口ス  
サミ優ナル物哉トソ宣ケル

(本二十三、オ)

「クロム」(黒)

彼瀧口朝ニ使へシ時ハ布衣ニ立烏帽子清氣ナリシ者ノ未三十余齡ナレトモ  
老僧姿ニヤセクロミ黒衣ニ同シ袈裟ヒマナクケレル數珠アテモ思入タル其  
氣色浦山數サヤ増リケム

(本三十二、ウ)

「コム」(籠)

首ヲ損セシトテ腦ヲ出シテ頸ノ中ニ塩ヲコミテぬ持セケル  
自ラ助有シカハ若ヤ助ルト各ノコミノリテ海上ニ浮へハ浪風ハケシクシテ

(本四十六、オ)



ヤストラフヘキ方ナシ  
「コシカラム」

是ヲコソムシ物ニアフテコシカラムト申ハト云ケレハ (六六、四、ウ)

法師ノ引コシカラミテ長刀ヲ以テ物ヲ切ントスル景氣ヲ作タリ (六五、一、オ)

「コノム」(好)

當今ハ御及杖ヲ好アセ給ケレハ文學及杖冠者トソ申ケル (六六、一、ウ)

抑此權現者和歌ヲ殊ニコノミマシケル事願レタリ (四十四、ウ)

好ム薙刀ニテ十九騎切臥テ廿騎ニ當ル度甲ニカラリト打當テ折ニケレハ河

ヘ投捨ルア、ニ

(四、五、オ)

「サイナム」(責)

十善ノ王位ニ誇タフトモ黄泉ノ旅ニ出ナフ後ハ牛頭馬頭ノ杖樹ニハサイナ

マレ給ワフスラフハ

(六、三、ウ)

父母強ニサイナミケレハ難背親命ヲアリノマミニソ語リケル (四、一、ウ)

西光メ左右ナク首切ナ能々サヒナメト宣ケレハ (六、一、オ)

「サシハサム」(挿)

堂舎高ク聳ヘテ三重ノ構ヲ青溪ノ雲ニサシハサミ棟梁ノ遙ニ秀テ四面ノ楹

ヲ白露ノ間ニ懸タリキ

(二、一、ウ)

「シム」(染)

楓葉萩花ノ風ノ音索々トシテ身ニシミ遠波曲江ノ月ノ影茫々トシテ心澄ム

(六、九、ウ)

月ノ光モサヒシクテ秋風ノミソ身ニハシム

(二、一、オ)

「シタシム」(親)

太政入道ノ御躰ニテ平家ニシタシミ給ケル上ニ (六、七、ウ)

「シヅム」(沈)

鞍爪マデモシツアサリケレハ舟棹ス心地シテ袴ノク、リモヌラサ、リケリ

(五、六、オ)

カ、ル目出キ聖跡ノ重衡ノ爲ニ亡サレテ上一人ヨリ奉テ始下万民ニ至ルアテ

心アル人ハ歎シツミ又ナキ命ヲ失ケルコソ悲シケレ (三、六、ウ)

助ケ船アアタ有ケレトモ船ニツクハ少ク海ニ沈ムハ多リケリ (五、六、ウ)

「シラム」(白)

殘二騎スコシモシラアスヲメイテカ、リケルヲ中納言ノ御子武藏守知章中

ニヘタ、リテ組テ落ニケリ (五、七、ウ)

是モシラミテ引退ク (三、七、ウ)

忠須ノ明神ノフシヲカミテ東白ムホトニ成ニケリ (三、六、ウ)







平家ハ弓矢ノ方ヨリ外ハ嗜ム事ハ無歎ト思タルニ三位終夜琵琶ノ事柄白ス  
サミ優ナル物哉トソ宣ケル  
(五六一三、オ)

「タタム」(疊)

尔時首ニハ雪ニ似タルシラカライタ、キ額ニハ四海ノ波ヲタ、ミ眉ニハ八  
字ノ霜ヲタレ腰ニハ梓ノ弓ヲハリテ鳩杖ニスカレル八十有余ノ老僧アリ  
(二四三、ウ)

渚ニハ山ノ麓ヨリ海ノ遠淺アテ大石ヲタ、ミテ乱杭ヲ打大船數ヲ不知立置  
タリ  
(五五十四、オ)

「タタスム」(佇立)

観音ノ靈像ハ岩ノ上ニタ、スミ法花讀誦之音ハ霞ノ下ニ幽也  
(五四七、オ)

「タノム」(憑)

各恐キ來ルヘシ既ニ是程ノ大事ヲ引出シッ此上ハ頼朝ヲ世ニアラセム世ニ  
アラセシハ兩人カ意也弘經ヲハ父トタノム胤經ヲハ母ト思ヘシトソ宣ケル  
(二六七八、ウ)

其中ニ多田藏人行綱サシモ契深タノアレタリケルカ此事無益ナリト思心付  
ニケリ  
(二六二、ウ)

漁舟ノ火ノ影ヲ燈ニタノミ玉ノ臺トスアヒシ海人管屋モスミウツク渚ヲ洗

フ浪ノ音モ折カラ殊ニ哀ム

(六四四、オ)

雲晴行ケハ春ノ日モ熱田八劍逸早、惠ヲ深ク馮メトモ何ト成身ノ塩干漬渡  
ニ袖ヤ朽ヌラム  
(五六七、ウ)

「タノシム」(樂)

其上折節ニ付テ當ラレケレハユカリノ者共マテタノシミ榮ヘテケリ

(二六三、ウ)

「タハサム」(手挾)

頼政矢ヲ二筋手ハサミケル事ハ

(二六六、オ)

「タユム」(怠)

水モ早ク鎧モ重ケレトモ島山スコシモタユアス渡テ行ク

(五九九、オ)

荆軻耳ヲソハタテ頭ヲ侵レテ始日來ノ害心モタユミツ、緩々トシテ聞居タ  
リケレハ  
(二四三、ウ)

「ツム」(積)

内外ニツケテ思召ツアセ御アス

(三二四、オ)

己レカ好ム物ナレハ劔ヲモ食ケル間ハテニハ薪ノ中ニ積ミ籠メテ火ヲサシ  
ツ、燒クニ七日七夜燃ニケリ  
(二九七、オ)

「ツム」(摘)



野澤ニ出テハ根芹ヲツミ嫩キ蕨ヲヲリテサヒシサヲナクサム (二六六、オ)

子ノ悲シサハ重盛モ身ニツミテいへハサコン被思食いラメ (二六六、ウ)

實盛押付ノ板ヲツカミテ馬ノ腹ニ引付テモテサケテモテ行 (二六六、ウ)

手塚是ヲミテハセナラヘテ實盛カ鎧ノ袖ニツカミ付テエコヘヲ出シテ引クニ鎧ヲコシテ先ニ落ニケリ (二六六、ウ)

吳國ニハ周ノ成王三才晉ノ穆帝二才各繼縁ノ中ニツ、アレテ衣冠ヲ正シクセサリシカトモ或ハ攝政負テ位ニ即テ或ハ母后抱テ朝ニ莅テ立リ (二六六、ウ)

攝津一谷トカヤ云所ニテ一門多ク滅シ後ハ月卿雲客各冠直衣ヲハ甲冑ニキカヘ笏扇ヲハ弓箭ニ持カヘ束帶ノ形ヲ忽ニ鐵ヲ延テ身ヲツ、ミ時ノ獸ノ皮ヲ以テ手足ニアトヒイツ習シトモナキ甲ノ鉢ヲ枕トシ鎧ノ袖ヲシトテトス (二六六、ウ)

ツ、ム (慎) (二六六、ウ)

ツ、ムトスレトモ景親是ヲ傳聞テイカ、スヘキト國中人々ニ云合スルヨシ聞ヘケリ (二六六、ウ)

相搦テ人目ヲツ、ムト東宮ノ脇殿へ入アヒセテ深ク隠置セ給ツ、夜、被召ケルトカヤ (二六六、オ)

ツ、ミ過サセ給トモ遂ニ安穩ニテハテサセ給ハム事有カタシ (二六六、ウ)

ツ、メトモ涙モレイテケレハ人ノアヤシクニ見ルモヲソロシクテ無程歸參テ申ケルハ (二六六、ウ)

ツ、シム (慎) (二六六、ウ)

此方ヲハ鬼鐔門方ト名テ是ヲ慎ム (二六六、ウ)

平家ノ世ニハ世ヲ慎アセ給テコソハ渡ラセ給シカトモ今ハ何カハ御憚アルヘキト被申ケレハ (二六六、オ)

義仲モ先都へ入ルト云トモ其ヲ慎シミテ頼朝カ下知ヲ待アシカハ浦公カ謀ニ不劣アシ物ヲト哀ノ (二六六、ウ)

ツボム (雷) (二六六、オ)

今年ハ梅ハ遅クツホミテ桃花ノ前ニ開タリ (二六六、オ)

トヨム (響) (二六六、オ)

道々ノ者共堂上堂下ノ人々一同ニアト悦ケル聲トヨミニテソ有ケル (二六六、オ)

ナム (並)



猶用心シテ兵衛佐殿ハ打板ノ下ニ隠奉リテソレカ上ニ殿原ナミ居タリ

(二六、七七、オ)

「ナグサム」(愚)

サレトモ三位是ニナクサミテ露ノ命消ヤリ給ハス

(五八、八、ウ)

御湯漬少シアヒリタリケレハ尼前モ少シ力付テ君モ聊ナクサム御心ヲハシ  
アシケリ

(二六、四、オ)

「ナジム」(馴染)

位ニ付キ給シ其際アテモ一御所ニテ朝夕ナシミアヒラセ御坐タリシカハ  
ノ御志シ深カリケルニコソ

(三六、七、ウ)

「ナミダグム」

大將モ奉見給テハ涙ヲ押拭ヒ給ヘハ宮モナニト思食ケルヤラム打涙クマセ  
給ケルソラウタキ

(二七、七、オ)

哀レ惟盛カ身ノ雪山ノ鳥ノ鳴ラム様ニ今日ヤ明日ヤト思物ヲト宜テ涙クミ  
給ソ哀ナル

(五三、三、ウ)

「ナヤム」(惱)

父相國禪門惡逆無道ニシテ動スレハ君ヲモナヤアセ奉ル  
允恭天皇未タ皇子ニテ御座之時久ク葛城ヲナヤミ給ケルヲ

(二六、三、ウ)

(二六、九、ウ)

「ニクム」(憎)

ハルカニ入道ハ親ナカラモヲソロシキ者ニテハ此事申カナヘスハハ、君御  
氣色ノ惡テカ入道ヲニクアセ給カトテ腹立レハナムス

(三三、四、ウ)

後ハ余所ノ人アテモイモテスシテ惡ミアヘリ

(三六、三、ウ)

「ニラム」(呪)

文學引ハラレテ立タルカ御所ノ方ヲエラミツメテ奉加ヲコソシ給ハサラメ  
文學ニカラキ目ヲミセ給ツル報答ハ思知ラセ申サンスルソト躍リ上リ  
聲アテソ詞ケル

(二六、三、ウ)

「ヌスム」(盜)

ケニ我モヌスムヘカリケル事ヲヤツヤ  
アレニケリ

(五九、ウ)

弓矢取ノ郎從ノ主ノ馬ヲヌスムテ主ノ敵討ニ趣ム事何条ノ御勘當カハヘキ

(五九、ウ)

「ノム」(飲)

サテ忍キ追付アヒラセムト心計ハス、メトモ貧ハ諸道ノ妨ニテ甲斐ノシ  
キ馬ハハスサリトテハト思テ御厩ノ小平次ニ酒ヲノアセテハハ  
知康サヲノミスクムテハウ  
ニケ上ニケリ

(四六、四、ウ)



「ノゾム」(臨)

分内ヲ廣シテ二万余騎ヲ皆河緒ニ臨アセヨトソ下知シ給ケル (五、十二、ウ)

河ノハタ分内セハクシテ打ノソミタル者四五十騎ニハスキス (五、十二、ウ)

親死ル者ハ子歎ニニ沉ミ子ニ後レタル親穢ケルニ依テ瑞籬ニ臨ム人モ無シ (六、九、ウ)

三尊來迎ノ道場ニ望メハ香煙ノミ空ニ聳テ公ハ何ンカ去リアシアス (六、九、ウ)

「ハム」(喰)

食欲ハ必ス身ヲハムトイヘリ (三、二七、オ)

「ハククム」(育)

母儀獨アテ一子ヲハククム (三、五七、ウ)

故サヘキノ頭ト朝夕ハククミイタワリシ女子一人アリ (二、四、オ)

「ハゲム」(勵)

ハケミテモ猶ハケムヘキハ修復修造ノ善根行シテモ猶行スヘキハ利益結縁ノ資糧ニト思ケルカ (三、二五、ウ)

「ハサム」(挾)

サテ入道浦ノハマユフ御幣ニハサミ山スケト云草ヲシテニタレテ清一砂ヲ

「ハラム」(孕)

王士ニハラマレナカラ勅命ヲ對捍セムモ其恐イト愁ニ此門ヲ固ハ (一、六、六、ウ)

「ヒガム」(僻)

何況ヤ君臣ノ國ニライテヲヤ權勢ノ政ヒカマムニライテヲヤ (一、六、九、オ)

「ヒラム」(伏)

明俊尤モ可然トテ行桁ノ上ニチトヒラミタル所ヲ無礼ニイトテ一來法師蒐

ハチニソ越タリケル (中、五十一、ウ)

「ヒルム」(痺)

文學少モヒルマス悦テカ、ル所ヲ右ノ肩ヲ頸カケテ大刀ノミ子ニテツヨク

打タリケルニ打レテヒルムヤウニシケル所ヲ大刀ヲステ、組テ伏ス (三、二六、ウ)

能盛既ニ被打ヘカリケルヲ堀彌太郎寄合テ立留テ射タリケルニ内甲ニ中テ

ヒルミケル所ヲ彌太郎弓ヲ捨テ懷タリケリ (三、三六、ウ)

「フム」(踏)

二人ノ者共カ肖ノ引合ヲサクリケルヲ佐奈多サクラレテ右ノ足ヲモテ長尾



カ胸ヲムストフム

(三六三、オ)

新五フアレテ下リサアニ弓長計リト、ハシリテ倒ニケリ

(三六三、ウ)

鹿絹ノ衣ノ短ラカナルニ白大口フミク、ミテ聖柄ノ刀ヲサシクツロケテ大ニ怒レルケシキニテ大納言ヲニラアヘテ宣ケルハ

(三六三、ウ)

「フクム」(含)

或ハ利劔ヲフクミテ地ニ倒ス

(三六三、オ)

「マトロム」(交睫)

五月ノ短夜ナレトモ明シカチツ、自ラ打アトロアセ給御事モナケレハ昔ノ事ヲ夢ニタニモ御覽セス

(三六三、ウ)

衾モ床モス、ロニ廣クオホサレテ長キ夜ナク露アトロミ給ハチハ夢ニタニモ見給ハス

(三六三、ウ)

アトロメハ夢ニミヘサムレハ面影ニタツソトヨ

(三六三、オ)

「ムセム」(咽) 又「ムセブ」といふあり、上に例をあげたり。

宮是ヲ御覽シテ御涙ニムセアセアシクテ不及御返事

(三六三、オ)

「メグム」(惠)

所以ニ觀音勢至阿彌陀如來無數ノ聖衆ヲ引具給テ弘誓ノ舟ニ棹シテ廿五有ノ善海ヲワタリ寶蓮臺ノ上ニ往生シテ菩提ノ彼岸ニ到リ遊ハム事誰カハ此ヲ

メクマサラム

(三六三、ウ)

「モム」(揉)

御念珠ヲサラ〜トオシモアセオワシアシケレハ

(三六三、ウ)

イツクナルラムト立出テ鞍ヲ打テ馳ケルニ見聞ノ者多カリケレハ事故ナクモミケチス

(三六三、ウ)

「ヤム」(止)

大衆沙汰テ水ヲ汲テ度々入ケレトモ煙少モ立ヤマス

(三六三、オ)

思ナカラサテヤミス

(三六三、ウ)

サレハトテカクテヤムヘキニモアラス

(三六三、ウ)

「ヤム」(痛)

行家ハ天王寺ヲ逸出テ熊野ノ方ヘ落ケルカ歩行ニテハ有ケリ一人具シタル侍ハ足ヲヤミテ延ヤラサリケレハ彼八木ノ郷司カ許ニ立入タリケルヲ家主ノ男告タリケルナリ

(三六三、ウ)

「ヤスム」(休)

山野廣ト云トモ休アムトスルニ便ナシ

(三六三、オ)

島山此程馬飼立テ休ミ居タリ

(三六三、ウ)

日來御患ノヤスムカタナカリケル上

(三六三、ウ)



コ、ニ下居テシハラク休メヤトテ

(三六二八、オ)

「ユガム」(拗)

御墓堂トオホシク方間ノ構ヘ有トモ修理修造モナケレハユカミ傾テ楊梅ハ  
イカ、リ況ヤ法花三味勤ル禪侶モナケレハ貝鐘ノ音モセス

(二六四三、オ)

身正シテ影曲ム事無シトコソ申メレ

(二六六六、ウ)

「ヨム」(讀)

入道引廣テクリカヘシ高ラカニニ返アテヨアレタリ

(二六二一、オ)

毎日ニ法花經六部ヲ信讀ニヨミ奉ル國王モ我朝ニハ未聞思侍リキ

(二六三〇、オ)

爭カ式ヨアテ可有講式ヨメ殿原ト宣ケレハ

(二六三二、ウ)

「ユム」(咲)

帝此后ヲ寵愛シ給ケル余ニイカニシテエマセ奉ラント種々ノ態ヲシ給ケレ  
トモツイニエミ給ハス

(二六四四、オ)

「ヲガム」(拜)

御舍利ヲモヲカマセ進ラセタクハヘトモ同事ニテハハ是ヨリ高野山ニ上  
テ奥院ニ納メ奉リハヘシト申テ

(二六五二、ウ)

伯母ノ許ヲ忍出テ高野ヘモ尋オロシテ父ノ骨納タル所ヲモヲカミタクオホ

シメシケレトモ

(二六六三、オ)

「ヲシム」(惜)

友ヲステ主ヲステ、モ片時ノ命ヲ惜ム

(二六七八、ウ)

惜アセ給ヘキ御身ニハナケレトモ只尋常ニテ消入ナハヤトソ被思召ケル

(二六八四、オ)

アキアヲ心ニカケテ振合々シテ内甲ヲヲシミアタヤライシト矢ヲハケナ

カラ矢ヲタハイ給ハレ

(二六八六、ウ)

アキアラ、シメユリ合シテ常ニ鑑ツキセヨ

(二六八五、ウ)

以上の外に次の如き例あり。

梶原源太景季ト佐々木四郎高綱ト相平ニキミアヘル者共ニテ我サキニ渡サ  
ムト打ノソミケル處ニ

(二六九一、ウ)

これにより考ふれば「キム」といへる四段活用動詞ありしものとおぼゆざれど、その  
意明ならず或は思ふに「キシミアヘル」の寫しひがめにあらざるか、しかるときは「キシム」  
といふ動詞の例とみなすべきに似たり、姑く疑を存して後の考を俟つ。

へ、ヲ行四段活用動詞

「アカル」(明)



五月ノ短夜ナレハ八音ノ鳥モ鳴渡リシノ、メ次第ニ明リユク (三、四三、ウ)  
「アガル」(上)

木曾カヤウニ平家ノ大勢ヲセメヲトシテ黒坂ノ手向ニ弓杖ツキテ引ヘタル  
所ニ平家ハセ重リテウメタル谷ノ中ヨリ俄ニ火焰燃アカル (三、四三、ウ)

コハイカニト木曾淺猿ク思テ起アカラムトシケレトモナシカハ可被起 (四、三七、ウ)

平家ノ勢ハ富士ノ麓ニ引アカリ平張打テヤスミ居タリケルニ (三、九三、オ)  
鏡フムハレ立アカレ (三、九六、オ)

「アキタル」(倦足) こは、未然形のみ用ゐたりとみえたり。

朝夕二人ノ中ニヲ、シ立テ明テモ晩テモ見ニアキタラス (三、二七、オ)

「アサケル」(嘲)

加様ニ榮ラレケレハ人嘲リテ山門大衆ニハノロハルヘカリケル物ヲト申  
ケル (三、五七、オ)

「アサマシガル」

日比馴給ツル女房達アマタ出来テアサアシカリテ泣アヘリ (三、二五、ウ)

「アタル」(當)

共ノ男ニ文學カソハニ居テ火ニアタル (三、三六、ウ)

勅勘者ハ日月ノ光ニタニモアタラストコソ申傳タレ (三、三九、オ)

穴賢ヲロカニ當リ奉ルナ (三、五七、ウ)

アレニモレテ當ル水ハ温ノ如シ (三、三三、ウ)

是程ニ罪深ク殘シ留ラル、程ノ人ヲユルサレモナキニ具シ上リナハアサル  
トカニモコソアタレト被思ケレハ (三、三三、オ)

「アヅカル」(預)

此哥ニヨテ御感ニ預ル (三、六二、オ)

又春日大明神我孫太刀ヲハ預ラムト被仰ケルモ不心得 (三、四七、ウ)

大衆ヲモ防、凶徒ヲモ退ケ朝賞ニ預リ宿望ヲモ遂シ事ハ源平兩氏無勝劣シ  
カ共當時ハ雲泥交ヲ隔テ主従ノ礼ヨリモ甚シ (三、六八、オ)

敵ヲ打法ハ交名愷ニ名乗セテ打タレハコソ勳功ニモ預レ (三、六四、オ)

「アツマル」(集)

平家一類六波羅へ集ル (三、四二、オ)

スヘテ橋慢ノ人多キカ故ニ隨分ノ天狗トナテ六十余州ノ山ノ峯ニ或ハ十人  
計或百人計カケリ集ラサル峯ハ一モレハス (三、四七、ウ)

而間尊惠南方ノ中門ニ立テ遙ニ大極殿ヲミルニ冥官冥衆皆悉ク炎ハ法皇ノ  
前ニ集ル (三、四四、ウ)



大方カチクロナル君達若殿原誰トカ申イランイクラモアツマリ居テオソシ  
マシ(四二四、オ)

「アナクル」(搜索)

御乳母ノ妹ノ紀伊守範光コ、カシコ尋穴クリ奉テソ留マヒラセタリケル  
(四二、オ)

「アナツル」(悔)

閑物ヲハアナツラヌ事ニテハソトテ錠ヲ取テ判官ニ投懸タリ  
(六六、ウ)

義盛モテアツカヒテ景清カ義盛ヲハ余ニ蔑リハニ他人ニ預タヒハト申タ  
リケレハ  
(六六、ウ)

人ヲハ思悔ルアシキ物エトソ時人申沙汰シケル  
(六九、ウ)

「アハレガル」(憐)

判官サル人ニテ哀カリテナニカハ可苦トテ免テケリ  
(六五、ウ)

「アブル」(炙)

成良様々ノ惡口ヲシケレハサラハニクシトテカコニ入テ中ニ提テ下ニ火ヲ  
焼テアフリ致ス  
(六七、オ)

「アマル」(餘)

此御時祭主ヲ定メ万ノ神ヲ奉リ此國ヲ秋津嶋ト名ケシヨリ以來代々ノ帝王

ノ御時都ヲ他所へ被遷事三十度ニ余リ四十度ニ及へリ  
(四六、オ)

「アヤシガル」(怪)

長七尺ニ余リタリケレハ行モ返モアヤシカリテ見送ラヌ者ハナカリケリ  
(六四、オ)

「アヤツル」(操)

彼ハ唐國ノ風儀ニテ思ヲ述ル詩ヲアヤツリ是ハ本朝ノ源流ニテ心ヲ養フ歌  
ヲ詠ス  
(六四、ウ)

「アヤマル」(誤)

初ハ太アラカヒ申テ我身ニアヤアラヌ由ヲ陳シケレハ  
(六六、オ)

「アラタマル」(改)

其御誓アラタアリ給ハスハ神鏡實頼カ袖ニ宿ラセ給ヘト申サセ給ケル御詞  
モ未終ケルニ櫻ノ梢ヨリ御袖ニ飛入セ給ニケリ  
(六五、ウ)

「イル」(入)

判官片膝ヲ立テ大刀ヲ額ニアテ、入ラハ切ラムト思タリケニテ待懸ケタリ  
(六五、オ)

少モフミハツシテアロヒ入りハナム馬ハ骨ヲ摧スト云事ハアシ  
(六五、ウ)



但シ獄ニ入ル相ノヲハスルコソ糸惜シケレト相シタリケルトカヤ

(二六五五ウ)

打取テ見參ニ入レヤ

(二六三二ウ)

「イカル」(怒)

行綱ハ實ヲ云ケリトテイカレケリ

(二六四五ウ)

天台大衆嘖リ申ス

(二六一ウ)

「イキトホル」(憤)

大衆大ニイキトヲリテ忽ニ騒動ス

(二六六ウ)

「イケドル」(生捕)

齋明威儀師モ生取ラレヌ

(二六三四ウ)

「イタル」(至)

其時判官ノ船ノヘノ上ニ俄ニ天ヨリ白雲イタル

(二六三四ウ)

スヘテ扶桑一州ニヲヒテハ至ラス靈地モナカリケリ

(二六六ウ)

打繼宰相衛府督檢非違使別當中納言ニ成テ丞相ノ位ニ至リ左右ヲ不經内大

臣ヨリ大政大臣ニ上ル

(二六五ウ)

「イタハル」(撫)

余リニ損シテ以時ニ勞ラムカ爲ニ此程田舎へ遣テ

(二六九ウ)

衆徒蜂起シテ甲斐ノシク御所シツラヒ入シ進セ様ノイタハリ本ル

(二六三ウ)

「イツハル」(僞)

一言主恨ヲナシテ御門ニ僞リ奏シケルハ

(二六五ウ)

「イノル」(祈)

偏ニ二親ノ後生非ヲ祈ル

(二六五八ウ)

ヤカテ發心修行ヲモシテ亡夫カ後生ヲ助ケ又我臨終ヲモ祈ラハヤトコソ思

シカソレモサテヤミス

(二六五ウ)

昔ヨリ雨ヲ祈リ日ヲ祈ル事ハ有リシカトモ飢饉疫癘立所ニ祈留ル例未承及

(二六三三ウ)

譬ハ正月元日元三ニ長生殿裏不老門前ト祈レトモ齡ハ日ニソヘテ衰ヘ命ハ

忽ニト、アル

(二六三九ウ)

「ウル」

平野庄ノ住人葛ヲ賣ケルニ彼ノ政朝カ宿ニテ直ノ高下ヲ論シケルニ後ニハ

葛ニ墨ヲ付タリケルヲトカメケル程ニ乎ニ云アカリテ神人ヲ及傷シタリケル

故トソ聞ヘシ

(二六五六ウ)

「ツケタマハル」(承)



梟惡ノ心ヲ挿テ平家ノ聲トナリテ佐殿ヲ討奉ラムトハカルヨシ承ハル

(三六二、オ)

トニモカフニモ此事ナヲモ承ワラシト云

(二六二、オ)

承ワリモハテス恐キ御所ヲハ罷出ニケリ

(三六六、オ)

アレハ甲斐ノ一条殿ノ手トコソ承ワレ勢イカホト有覽ト問給ヘハ六千余騎

(二六二、オ)

トコソ承ワレト申ケレハ

「ウツル」(移)

南ハ山谷ヨリ嶺ニ移ル

(二六六、オ)

直嶋ヨリ支度ト云所ニ遷ラセ給テ三年久ナリニケレハ理リナリ

(二六二、オ)

下北面ヨリ上北面ニ移リ上北面ヨリ又殿上ヲユルサル、者モ有ケリ

(二六二、オ)

時節ハ移レトモ戀涙ノ未ダ乾カ

(二六二、ウ)

「クツル」(反映)

下向ニカミリ給フ岩田川ニテ二人ノ御子息達ノ淨衣ノ色重服ニカヘリテ河

浪ニソウツリケル

(二六二、ウ)

「エル」(擇)

貞能御所へ推入テナニト云事モナク厩ニ立ラレタリケル御馬ヲカイエリ

引出シテ即御所ヲハ出ニケリ

(三六七、ウ)

「オル」(織)

夜ノ間ノ風ノサソイキテ井關ニ波ノ文ヲ織リ後ニハ又葛木山ノ秋風モ吹下

セハスソ野ノ原ノ糸萩ニ露ノ玉貫ク操枝モ錦ヲ裁ソ重キタル

(二六四、オ)

「オクル」(送)

今カ、ル身ニナリスル上ハトテ胡王ヲ馮テ年月ヲ送ル

(二六六、ウ)

法皇モ後ノ遙ニ見送ラセ給テ御涙ヲノコハセ給テ又御ランセヌ事モヤト思

食ソ添ナキ

(二六二、ウ)

千乗万騎相共ニ從送リ奉ル

(三六三、オ)

人此ヲ哀ミテオリ、衣裝ナムトヲ送レトモ請取ル事ハアレナリ

(二六二、ウ)

「オコル」(起)

罪業本ヨリ所有ナシ妄想顛倒ヨリ起ル

(二六二、オ)

待池ノ魚ノ風情ニテ災ノ起ラム事ヲ今ヤ、ト待居タルソコ、ロウキ

風ハ中御門京極邊ヨリ發リ坤ノ方ヘ吹モテ行

(二六四、オ)

サレハ芥心ノ發ル事モ縁ヨリ發ル事テソ侍ケル

(二六二、オ)

「オゴル」(奢)